

行政説明 「児童期における最新情勢」

こども家庭庁支援局 障害児支援課

こども大綱（障害児支援部分）

こども政策に関する重要事項～こども大綱～

1 ライフステージを通じた重要事項

- こども・若者が**権利の主体**であることの**社会全体での共有等**
(こども基本法の周知、こどもの教育、養育の場におけるこどもの権利に関する理解促進 等)
- 多様な遊びや体験**、活躍できる機会づくり(遊びや体験活動の推進、生活習慣の形成・定着、こどもまんなかまちづくり 等)
- こどもや若者への切れ目のない**保健・医療**の提供(成育医療等に関する研究や相談支援等、慢性疾病・難病を抱えるこども・若者への支援)
- こどもの**貧困対策**(教育の支援、生活の安定に資するための支援、保護者の就労支援、経済的支援)
- 障害児支援・医療的ケア児等**への支援(地域における支援体制の強化、インクルージョンの推進、特別支援教育 等)
- 児童虐待防止対策と社会的養護**の推進及び**ヤングケアラー**への支援(児童虐待防止対策等の更なる強化、社会的養護を必要とするこども・若者に対する支援、ヤングケアラーへの支援)
- こども・若者の**自殺対策**、犯罪などからこども・若者を守る**安全対策**
(こども・若者の自殺対策、インターネット利用環境整備、性犯罪・性暴力対策 等)

2 ライフステージ別の重要事項

○こどもの誕生前から幼児期まで

こどもの**将来にわたるウェルビーイングの基礎**を培い、人生の確かなスタートを切るための最も重要な時期。

・妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目のない保健・医療の確保 ・こどもの誕生前から幼児期までのこどもの成長の保障と遊びの充実

○学童期・思春期

学童期は、こどもにとって、身体も心も大きく成長する時期であり、**自己肯定感や道徳性、社会性などを育む**時期。

思春期は、性的な成熟が始まり、それに伴って心身が変化し、自らの内面の世界があることに気づき始め、他者との関わりや社会との関わりの中で、自分の存在の意味、価値、役割を考え、**アイデンティティーを形成**していく時期。

・こどもが安心して過ごし学ぶことのできる質の高い公教育の再生等 ・居場所づくり
・小児医療体制、心身の健康等についての情報提供やこころのケアの充実 ・成年年齢を迎える前に必要となる知識に関する情報提供や教育
・いじめ防止 ・不登校のこどもへの支援 ・校則の見直し ・体罰や不適切な指導の防止 ・高校中退の予防、高校中退後の支援

○青年期

大学等への進学や就職に伴い新たな環境に適応し、専門性や職業性を身に付け、将来の夢や希望を抱いて**自己の可能性を伸展させる**時期。

・高等教育の修学支援、高等教育の充実 ・就労支援、雇用と経済的基盤の安定 ・結婚を希望する方への支援、結婚に伴う新生活への支援
・悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談体制の充実

3 子育て当事者への支援に関する重要事項

子育て当事者が、経済的な不安や孤立感を抱いたり、仕事との両立に悩んだりすることなく、また、過度な使命感や負担を抱くことなく、健康で、**自己肯定感とゆとりを持って、こどもに向き合える**ようにする。

- 子育てや教育に関する経済的負担の軽減
- 地域子育て支援、家庭教育支援
- 共働き・共育ての推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進・拡大
- ひとり親家庭への支援

第3 こども施策に関する重要事項

1 ライフステージを通じた重要事項

（5）障害児支援・医療的ケア児等への支援

こども基本法に加え、障害者の権利に関する条約の理念を踏まえ、障害のあるこども・若者、発達に特性のあるこども・若者の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進し、それぞれのこども・若者の置かれた環境やライフステージに応じて、一般の子育て支援との連続の中で、その発達や将来の自立、社会参加を支援する。

特別児童扶養手当等の経済的支援を行うとともに、こどもと家族に寄り添いながら個々の特性や状況に応じた質の高い支援の提供を進める。

障害の有無にかかわらず、安心して共に暮らすことができる地域づくりを進めるため、地域における障害児支援の中核的役割を担う児童発達支援センターの機能強化や保育所等への巡回支援の充実を図るなど、地域における障害児の支援体制の強化や保育所等におけるインクルージョンを推進する。

医療的ケア児、聴覚障害児など、専門的支援が必要なこどもや若者とその家族への対応のための地域における連携体制を強化する。

こどもや若者本人のみならず、保護者やきょうだいの支援を進める。障害や発達の特性を早期に発見・把握し、適切な支援・サービスにつなげていくとともに、乳幼児期・学童期・思春期の支援から一般就労や障害者施策への円滑な接続・移行に向けた準備を、保健、医療、福祉、保育、教育、労働など関係者の連携の下で早い段階から行っていく。

特別支援教育については、障害のあるこどもと障害のないこどもが可能な限りともに安全・安心に過ごすための条件・環境整備と、一人一人の教育的ニーズに応じた学びの場の整備・充実を両輪として、インクルーシブ教育システムの実現に向けた取組を一層進める。障害のあるこども・若者の生涯にわたる学習機会の充実を図る。

こども性暴力防止法の施行について

こども性暴力防止法の施行について

- 令和8（2026）年12月25日に、こども性暴力防止法が施行されます。
- 制度の対象となる事業者には、施行に向けて対応を進めていただく必要があります。

『こども性暴力防止法』

がスタートします。

こどもに対する性暴力は、断じて許されるものではありません。

学校や保育所、学習塾など、こどもに対して教育・保育などを行う事業者には、性暴力を防ぐための取組が求められます。

事業者求められる取組

- ✓ 日頃から、こどもを性暴力から守る環境づくりを進めます。
- ✓ こどもと接する業務に就く人に、性犯罪前科の有無を確認します。
- ✓ 性暴力のおそれがある場合は、こどもと接する業務に就かせないようにします。



こどもまんが
こども家庭庁

詳細は裏面および
こども家庭庁HPをご確認ください
国民の皆様向けの
動画やリーフレットを掲載しています



↓制度の詳細等は、以下をご参照ください。↓

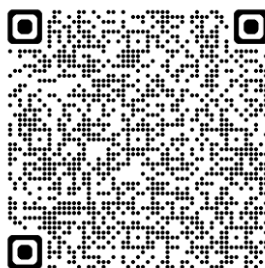
こども性暴力防止法について
（動画）



こども性暴力防止法に関する解説動画・資料



事業者向けリーフレット



従事者向けリーフレット



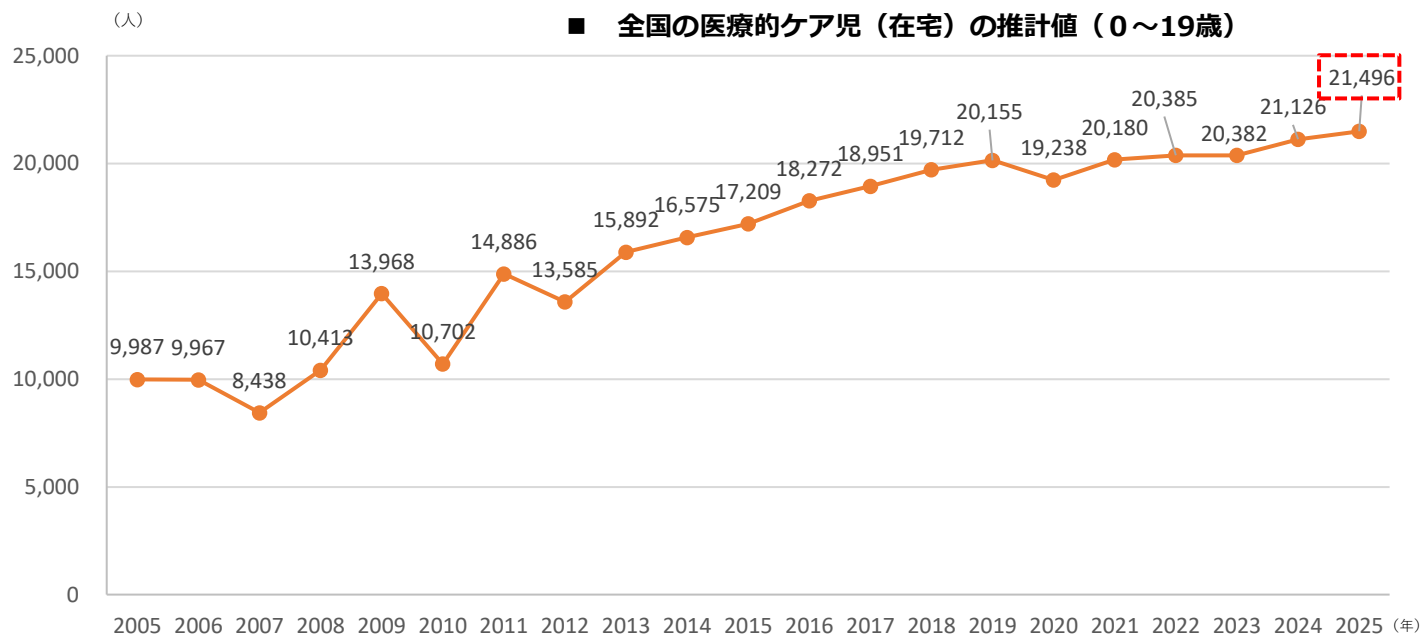
医療的ケア児について

医療的ケア児について

○医療的ケア児とは、新生児集中治療室（NICU：Neonatal Intensive Care Unit）等を退院した後も、引き続き、人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養等の医療的ケア※が日常的に必要な児童のこと。

○全国の医療的ケア児（在宅）は、2万人を超えている（推計）。

※「医療的ケア」とは、人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他の医療行為をいう。



その他の医療行為とは、
気管切開の管理、
鼻咽頭エアウェイの管理、
ネブライザーの管理、
酸素療法、経管栄養、
中心静脈カテーテルの管理、
皮下注射、血糖測定、
継続的な透析、導尿、等

出典：厚生労働科学研究費補助金障害者政策総合研究事業「医療的ケア児に対する実態調査と医療・福祉・保健・教育等の連携に関する研究（田村班）」
及び当該研究事業関係者の協力のもと、社会医療診療行為別統計によりこども家庭庁支援局障害児支援課で作成



医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律（令和3年6月18日公布・同年9月18日施行）

第二条 この法律において「医療的ケア」とは、人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他の医療行為をいう。

2 この法律において「医療的ケア児」とは、日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケアを受けることが不可欠である児童（18歳未満の者及び18歳以上の者であって高等学校等（学校教育法に規定する高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部をいう。）に在籍するものをいう。）をいう。

【定義】

<医療的ケア児等>

- ① 医療的ケア児(日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケア(人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他の医療行為)を受けることが不可欠である児童(18歳以上の高校生等を含む。))
- ② ①であった者であって、日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケアを受けることが不可欠である者
- ③ 日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケアを受けることが不可欠であり、かつ、これにより自立した日常生活又は社会生活を営むことが困難な状態にある者

<重症心身障害者>

重度の知的障害及び重度の肢体不自由が重複している者(そのうち児童である者は重症心身障害児)

【基本理念】

- 1 基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい日常生活及び社会生活を社会全体で支援
- 2 医療的ケア児等及び重症心身障害者ではない者と共に教育を受けられるように最大限に配慮しつつ適切に行われる教育に係る支援、個々の状況に応じ、医療・保健・福祉・教育・労働・防災等の関係機関等の相互緊密な連携の下、切れ目なく支援
- 3 18歳以降も切れ目なく保健医療・福祉サービスを受けながら、希望する地域において日常生活・社会生活を営むことができるよう支援
- 4 本人と保護者の意思を最大限に尊重した施策
- 5 居住地域にかかわらず等しく適切な支援を受けられる施策

【支援施策等】

<国・地方公共団体による措置>: 講じた施策に関する資料の作成及び公表、保育を行う体制の拡充、社会的養護に係る体制の拡充、教育を行う体制の拡充、日常生活における支援、切れ目ない医療の提供、就労の支援、住居の確保、相談体制の整備等、情報共有の促進、広報啓発、人材の確保、医療的ケアの提供の在り方についての見直し、研究開発等の推進、地域格差の是正のための検証等

<保育所・学校の設置者等による措置>: 保育所等における看護師等又は喀痰吸引等が可能な保育士・介護従事者等の配置、学校等における看護師等又は介護従事者の配置

<医療的ケア児等支援センター(都道府県、指定都市、特別区等が社会福祉法人等を指定又は自ら行う)>: 医療的ケア児等及び重症心身障害者並びにそれらの家族の相談に応じ、情報の提供、助言その他の支援、関係機関等への情報の提供及び研修等の業務や連絡調整並びに個別避難計画の作成についての協力及び災害時における市町村と連携した情報の提供等を行う

<医療的ケア児等支援地域協議会(都道府県、指定都市、特別区等が設置可能)>: 医療的ケア児等及び重症心身障害者並びにそれらの家族の支援の体制の整備を図るため、関係者等により構成される協議会を設置する

※医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の一部を改正する法律(令和8年法律第77号。令和8年7月31日公布、令和9年4月1日施行)により改正。

※検討規定: 同法の施行後3年を目途とした実施状況等を勘案した検討、実態把握のための具体的な方策の検討及び災害時における支援の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずること。

医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の一部を改正する法律 概要

(改正後の題名：医療的ケア児等及び重症心身障害者並びにそれらの家族に対する支援に関する法律)

〔該当条項〕

背景

令和3年に制定された本法律により、医療的ケア児が保育園や学校へ通いやすくなるなど、18歳未満の児童に対する必要な支援は徐々に整ってきている。一方で、①医療的ケア児の成長等を踏まえた支援対象の拡大（同様の支援を必要とする重症心身障害者についても支援対象とする）、②レスパイト・就労支援等の支援施策の充実、③医療的ケア児支援センターの強化など、この間に明らかになった新たな課題に対応するための法改正が必要とされた。

基本理念の充実

- 基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい日常生活及び社会生活を営むこと〔3条1項〕
- 18歳に達した後等も、切れ目なく適切な保健医療サービス及び福祉サービスを受けながら、希望する地域において日常生活及び社会生活を営むことができるようにすること〔3条3項〕

支援対象の拡大・支援施策の充実等

1 医療的ケア児の成長等を踏まえた支援対象の拡大

- 医療的ケア児等（右記②・③の者）
 - 重症心身障害者
- を支援対象に追加〔2条3項・4項〕

【医療的ケア児等】

- ① 医療的ケア児
- ② ①であった者であって、日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケアを受けることが不可欠であるもの
- ③ 日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケアを受けることが不可欠であり、かつ、これにより自立した日常生活又は社会生活を営むことが困難な状態にある者

【重症心身障害者】重度の知的障害及び重度の肢体不自由が重複している者（そのうち児童である者は重症心身障害児）

2 支援施策の充実

【保育・教育等】①喀痰吸引^{かくたん}等を行うことができる介護従事者の配置〔9条2項・3項、10条2項〕、

②社会的養護体制の拡充〔9条の2〕、③生涯学習の推進〔10条3項〕

【生活・就労等】①日常生活支援（レスパイト・通学支援等）〔11条〕、②切れ目ない医療の提供〔11条の2〕、

③就労支援〔11条の3〕、④住居の確保〔11条の4〕、⑤ピアサポート〔12条2項〕

【人材確保等】①支援に係る研修の実施方法の見直し〔20条〕②医療的ケアの提供の在り方^{ありかた}の見直し〔20条の2〕

3 医療的ケア児等支援センターの強化等〔14条〕

- ① 都道府県知事に加え、指定都市、中核市その他の政令で定める市、特別区の長も設置可
- ② 進行性の疾病を有する者等についても相談支援の対象
- ③ 災害時への備え・対応

そのほか、「医療的ケア児等支援地域協議会」の新設（協議会の協議結果について尊重義務）〔18条の2〕

【その他】支援に関して講じた施策に係る公表等（国・地方公共団体）〔8条の2〕、地域格差の是正のための検証等〔22条〕

【施行】令和9年4月1日

【見直し】この法律の施行後3年

障害児支援施策の最近の主な動向について

障害児支援施策における最近の主な動向

令和3年度

- 医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律(令和3年法律第81号)の施行(9月)

障害児通所支援の在り方に関する検討会(厚生労働省)

令和4年度

- 改正児童福祉法(令和4年法律第66号)の成立(6月)
 - ・ 児童発達支援センターの役割・機能強化
 - ・ 放課後等デイサービスの対象児童の見直し
 - ・ 障害児入所施設からの円滑な移行調整の枠組みの構築 等

障害児通所支援に関する検討会(厚生労働省)

令和5年度

- こども家庭庁創設
 - ・ 厚生労働省より、障害児支援が移管
 - ・ こども家庭審議会障害児支援部会を設置

令和6年度

- 改正児童福祉法の施行(4月)
- 障害福祉サービス等報酬改定
- 児童発達支援ガイドライン・放課後等デイサービスガイドライン改訂、保育所等訪問支援ガイドライン策定

障害児支援における人材育成に関する検討会(こども家庭庁)

令和7年度

今後の障害児入所施設の在り方に関する検討会について(こども家庭庁)

令和6年度 こども家庭庁障害児支援課より発出している主な各種ガイドライン・手引き等

地域における児童発達支援センター等を中核とした障害児支援体制整備の手引き

(令和6年7月発出こども家庭庁支援局障害児支援課事務連絡)

児童発達支援ガイドライン【改訂版】(令和6年7月発出こども家庭庁支援局長通知)

放課後等デイサービスガイドライン【改訂版】(令和6年7月発出こども家庭庁支援局長通知)

保育所等訪問支援ガイドライン(令和6年7月発出こども家庭庁支援局長通知)

障害児支援の安全管理に関するガイドライン(令和6年7月発出こども家庭庁支援局長通知)

「障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き」の一部改訂について

(令和6年7月発出厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課地域生活・発達障害者支援室・こども家庭庁支援局障害児支援課事務連絡)

障害児支援の安全管理に関するガイドライン(令和6年7月発出こども家庭庁支援局長通知)

障害児支援におけるこどもの意思の尊重・最善の利益の優先考慮の手引き

(令和6年7月発出こども家庭庁支援局障害児支援課事務連絡)

インクルージョン推進における 地域の実態把握に関する調査研究

併設型におけるこどもの育ちと個別のニーズをともに保障する実践に向けて期待されること

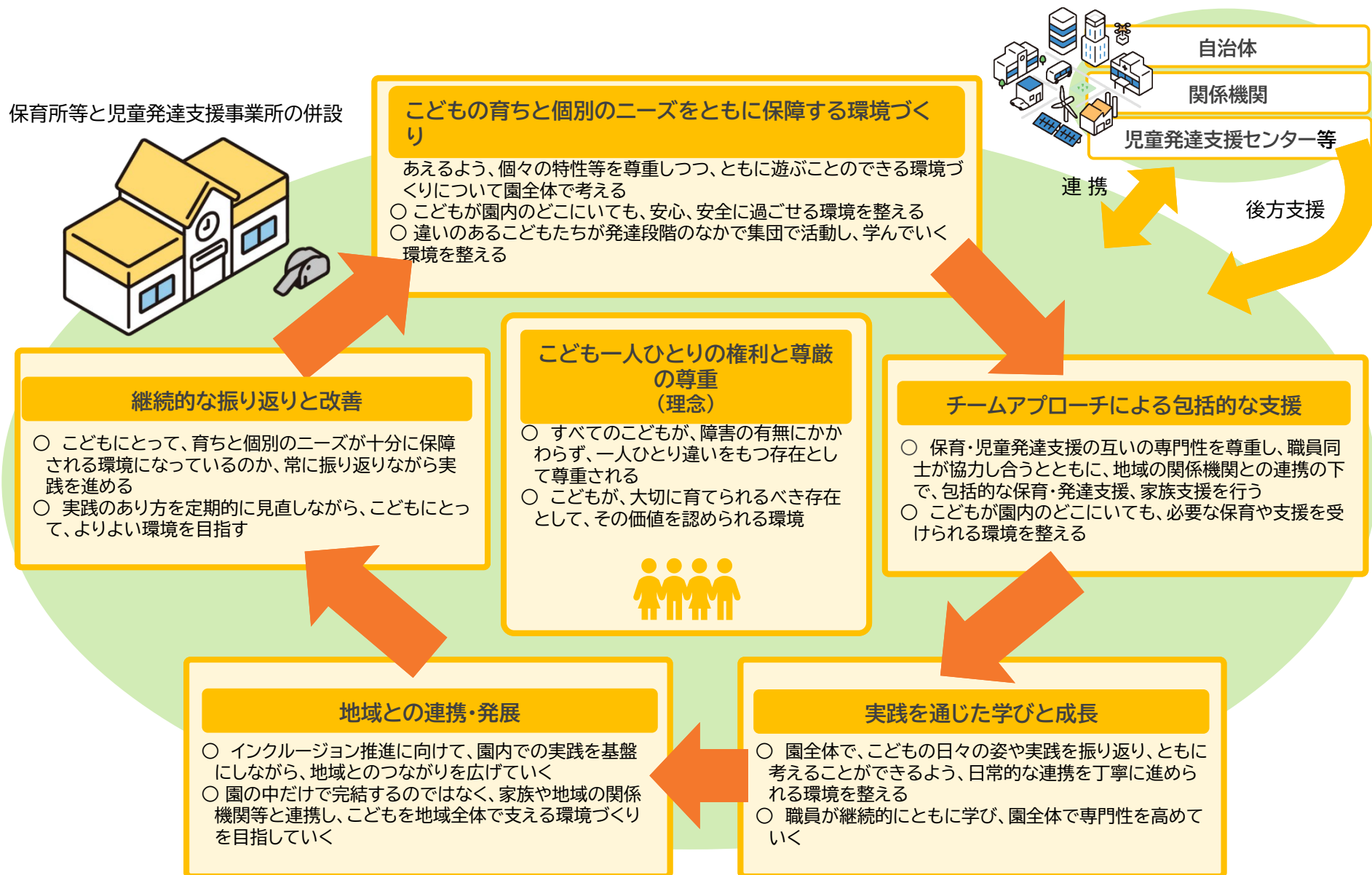
保育所等と児童発達支援事業所を併設することで、これまで異なる事業の間で、障害の有無により異なる場で過ごしていたこども同士が、併設という物理的構造の中で、日常的に近い距離感で過ごすことが可能になる。これにより、一人ひとり違いのあるこども同士が、日々触れ合う機会につながり、大きな意味があると考えられる。

一方、保育そのものがインクルーシブな場であるという前提を踏まえると、障害のあるこどもを対象とする児童発達支援事業所が、保育所等の中に併設されることにより、障害のあるこどもは児童発達支援、障害のないこどもは保育所というように障害の有無によって居場所を分ける意識が生まれるなど、大人の意識や取組状況等によっては、かえってインクルーシブな場の妨げにつながる可能性があるということを理解する必要がある。

インクルージョンの推進に当たっては、こどもの育ちと個別のニーズがともに保障される環境づくりや、理念に基づいた日々の実践が重要であるが、併設という物理的構造だけで、これが果たされるものではない。園としての理念、環境づくり、保育と児童発達支援の枠組みを超えたチームアプローチ等も合わせて進めていくことが重要であり、併設型においては、以下の内容も踏まえながら、取組を進めていくことが期待される。

- 全てのこども一人ひとりに権利と尊厳があり、障害の有無にかかわらず、一人ひとりに違いがあるということを前提に、大切に育てられるべき存在として肯定される環境であること。
- 保育・児童発達支援の枠組みを超え、こども同士が関わり合いながら育ちあえるよう、個々の特性等を尊重しつつ、ともに遊ぶことを大切にした環境づくりを園全体で進めていくこと。
- 互いの専門性を尊重し合いながら、保育・児童発達支援の枠組みを超えたチームアプローチと、地域の関係機関等との連携により、包括的な保育・発達支援、家族支援が提供されること。
- 日々のこどもの姿や実践等を通じた創意工夫のもとで、園全体で、ともに考え、ともに学び、日々の連携を積み重ねていく。
- 園での実践を基盤に、こどもを中心に据えた縦横連携を進め、地域コミュニティや関係機関等にインクルージョン推進の理念等を広げていくこと。
- こどもにとって、育ちと個別のニーズが保障される環境になっているのかを常に振り返りながら実践を進めていくこと。

併設型におけるこどもの育ちと個別のニーズをともに保障する実践に向けて期待される流れ



放課後等デイサービスと放課後児童クラブの連携・交流の取組を通じて期待されること

インクルージョンの推進に当たっては、こどもの生活の連続性を意識し、全てのこどもの育ちと個別のニーズをともに保障した上で、インクルージョンの推進に向けた取組を進めていくことが重要である。

その上で、放課後等デイサービスと放課後児童クラブにおいて、併行利用をすることもに関する連携や、事業所間の交流の取組については、以下の内容も踏まえながら、それぞれの取組を進めていくことが期待される。

【連携の取組を通じて期待されること】

- 放課後等デイサービスと放課後児童クラブを併行利用することもに関する連携については、それぞれの場で見せるこどもの様子や気づきを互いに丁寧に共有等することにより、こどもの生活の連続性を踏まえた育成支援、発達支援につなげていくことで、こどもにとって、それぞれの場で過ごす時間が豊かになっていくことが期待される。

【交流の取組を通じて期待されること】

- 放課後等デイサービスと放課後児童クラブとの交流は、両事業者の共通理解の下で、普段は異なる事業を利用しているこども同士が、多様な遊びや体験等を通じて、ともに過ごす機会をつくることにより、一人ひとり違いのある存在として触れ合う機会となり、これらの取組を通じて、障害のあるこどもが、身近な地域で育つ一人のこどもとして、地域の中で受け入れられていくことにつながっていくことが期待される。

【連携や取組を進めていく上で大切にしたい視点】

- 全てのこども一人ひとりに尊厳があり、障害の有無にかかわらず、一人ひとりに違いがあるということを前提に、地域の中で大切に育てられるべき存在であり、肯定されるべき存在であるという基本的な考え方が共有できること。
- 互いの理念や活動等を尊重し合いながら、障害の有無に関わらず、こども同士が多様な遊びや体験等を通じて関わり合う中でともに育ちあえるよう、個々の特性等を尊重しつつ、同じ目的をもって取組を進めていくこと。
- それぞれの場での日々のこどもの姿や実践を共有する等、日々の連携を積み重ね、ともに考えられる関係を築いていくこと。
- 自らの実践を基盤に、こどもを中心に据えた縦横連携を進め、地域コミュニティや関係機関等にインクルージョン推進の理念等を広げていくこと。
- 実践や取組等の在り方を定期的に見直しながら、こどもにとってより良い実践や取組等をともに目指していくこと。

＜児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金＞ 令和8年度概算要求額 236億円の内数（－）

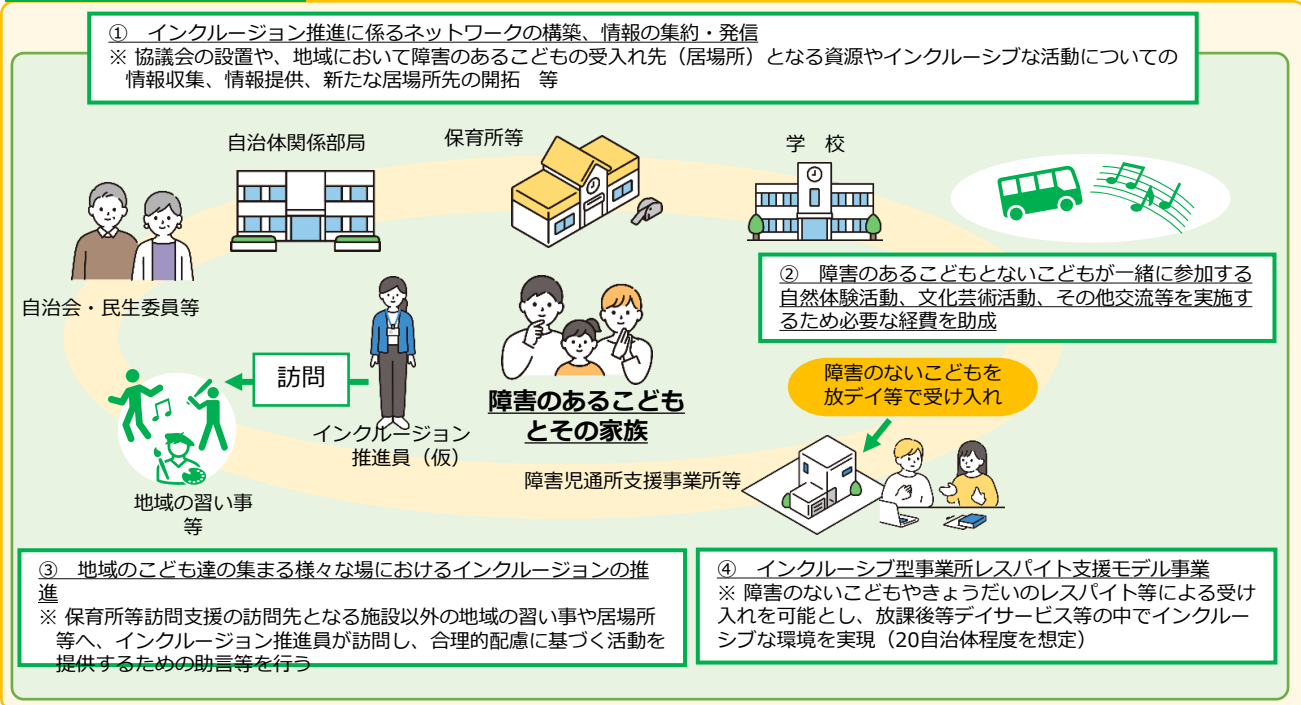
事業の目的

- 「こども大綱（令和5年12月22日閣議決定）」において、「障害のあるこども・若者、発達に特性のあるこども・若者の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進し、（中略）一般の子育て支援との連続の中で、その発達や将来の自立、社会参加を支援する」こととしている。
- 障害の有無に関わらず、こどもが共に過ごし、成長できる地域づくりを進めることで、インクルージョンを推進していく。

事業の概要

- 地域のインクルージョン推進に向けた機運醸成を図るため、「インクルージョン推進員」を配置し、自治体関係部局・学校・保育所等の関係機関のみならず、民生委員や自治会等を含め、インクルージョン推進に係るネットワークの構築、相互の連携の促進、障害のあるこどもを受入れ可能な社会資源やインクルーシブな活動等に係る情報を集約し、障害のあるこどもやその家族・関係機関等への情報発信を行うとともに、障害のあるこどもの地域における居場所づくりやインクルーシブな活動の普及等を総合的に実施する。

都道府県・市町村



実施主体等

【実施主体】 都道府県・市町村

【負担割合】 ①、②、③ 国1/2、都道府県等1/2 ※都道府県は、予算の範囲内において、市町村が行う本事業に要する費用の1/4以内を補助できる
④ 国 10/10

【基準額】 ① 1自治体当たり 7,394千円 ② 1自治体当たり 1,000千円 ③ 1自治体当たり 4,709千円 ④ 1自治体当たり 11,168千円

地域における児童発達支援センター等を 中核とした障害児支援体制整備の手引き

児童発達支援センターの役割・機能の強化（1. ③関係）

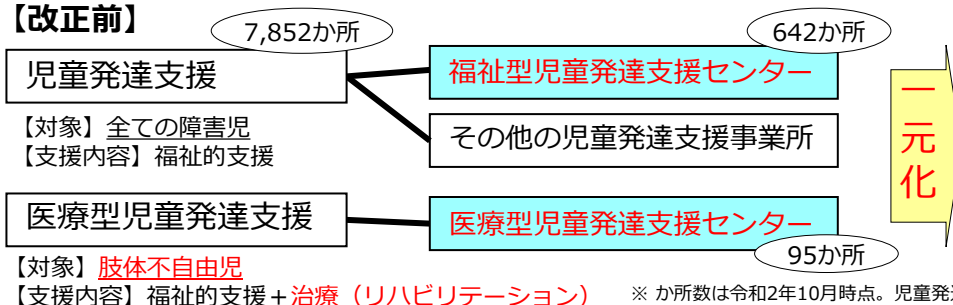
<制度の現状>

- 主に未就学の障害児の発達支援を行う「児童発達支援センター」については、地域における中核的役割を果たすことが期待されているが、果たすべき機能や、一般の「児童発達支援事業所」との役割分担が明確でない。
- 障害児通所支援については、平成24年の法改正において、障害児や家族にとって身近な地域で必要な発達支援を受けられるよう、障害種別毎に分かれていた給付体系をできる限り一元化したが、児童発達支援センターは「福祉型」と「医療型」（肢体不自由児を対象）に分かれ、障害種別による類型となっている。

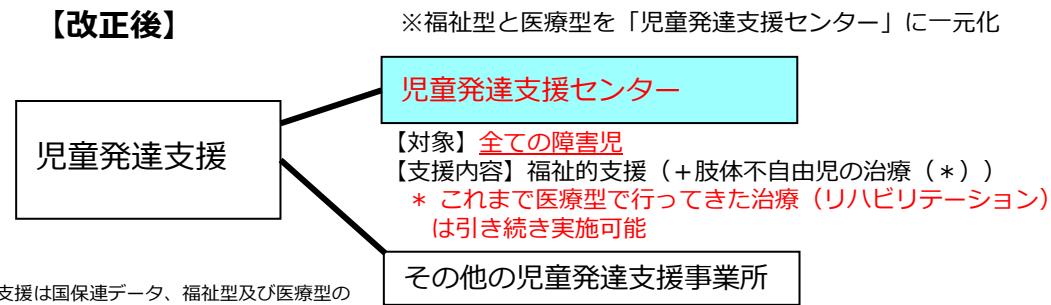
<改正後の内容>

- ① 児童発達支援センターが、地域における障害児支援の中核的役割を担うことを明確化する。
⇒ これにより、多様な障害のあるこどもや家庭環境等に困難を抱えたこども等に対し、適切な発達支援の提供につなげるとともに、地域全体の障害児支援の質の底上げを図る。
　　<「中核的役割」として明確化する具体的な役割・機能のイメージ>
 - ① 幅広い高度な専門性に基づく発達支援・家族支援機能
 - ② 地域の障害児通所支援事業所に対するスーパーバイズ・コンサルテーション機能（支援内容等の助言・援助機能）
 - ③ 地域のインクルージョン推進の中核としての機能
 - ④ 地域の障害児の発達支援の入口としての相談機能
- ② 児童発達支援センターの類型（福祉型・医療型）の一元化を行う。
⇒ これにより、障害種別にかかわらず、身近な地域で必要な発達支援を受けられるようにする。

【改正前】



【改正後】



※ か所数は令和2年10月時点。児童発達支援は国保連データ、福祉型及び医療型の児童発達支援センターは社会福祉施設等調査によるか所数。

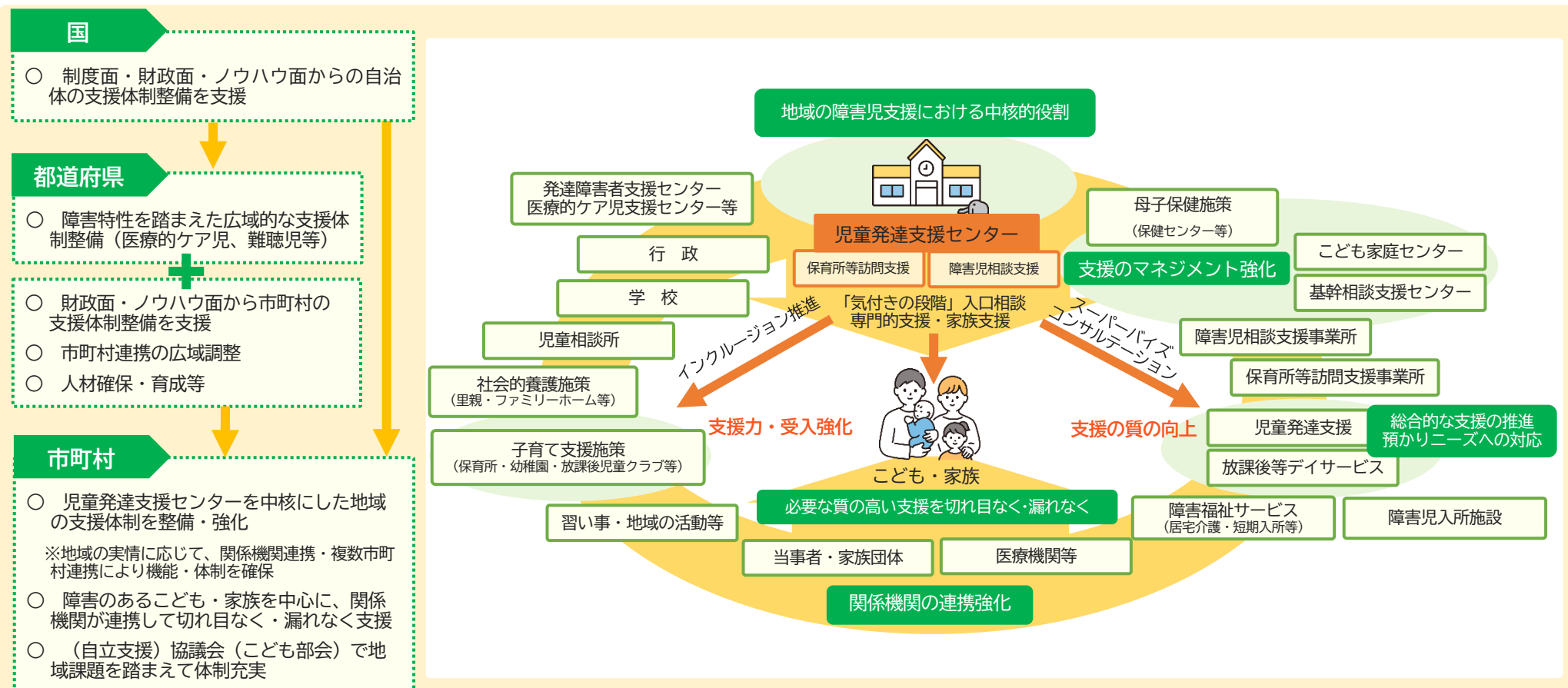
地域における児童発達支援センター等を中核とした障害児支援体制整備の手引き 概要①

○ 本手引きの目的及び本手引きの活用で期待されること

- 本手引きは、地域全体で支援を要することも・家族を支え、地域においてこどもを育てるために必要な中核機能の発揮のために、都道府県・市区町村や児童発達支援センターが何をすべきかを示すことを目的に作成。
- 都道府県・市区町村や児童発達支援センターには、本手引きを活用し、地域の支援ニーズや地域資源の状況等も踏まえながら、それぞれの地域に応じた形で中核機能が発揮されるよう整備・取組を進めていただくことを期待する。

○ 地域における障害のあるこどもへの支援体制の整備に係る基本的な考え方

- 障害の有無に関わらず身近な地域で、育ち・暮らすことができる体制を整備すること。
- こどもと家族をまんなか（中心）に据えて、地域の関係者・関係機関が連携して、「切れ目なく」、「漏れなく」、必要な支援が行われる地域づくりを進めること。
- 個々のニーズに応じた質の高い支援を提供する体制を整備すること。加えて、こども施策全体の中での支援を進めインクルージョン（社会的包摂）を推進すること。



○ 児童発達支援センターの位置づけ

改正児童福祉法が令和6年4月より施行され、児童福祉法において児童発達支援センターの役割は以下のとおり位置づけられており、法的にも地域における障害児支援の中核としての役割を求められるものとされている。

児童福祉法43条

児童発達支援センターは、**地域の障害児の健全な発達において中核的な役割を担う機関**として、障害児を日々保護者の下から通わせて、高度の専門的な知識及び技術を必要とする児童発達支援を提供し、あわせて障害児の家族、指定障害児通所支援事業者その他の関係者に対し、相談、専門的な助言その他の必要な援助を行うことを目的とする施設とする。

○ 児童発達支援センター等に求められる4つの中核機能

児童発達支援センター等に求められる4つの中核機能と期待される役割は以下のとおり。

中核機能①

幅広い高度な専門性に基づく発達支援・家族支援機能

こどもの発達全般や障害特性・行動特性等をアセスメントし適切なアプローチを行うとともに、成人期を見据え乳幼児期から段階的に必要なアプローチを行う視点、障害の有無に関わらずこどもの育ちに大切な遊びを通じて支援する視点、子育て支援の観点を持ちながら、幅広くどのようなこどもも受け入れることはもとより、地域の中で受入れ先を確保するのが難しい等、高度な専門性に基づく発達支援・家族支援が必要な障害のあるこどもや家族にも、必要に応じ多職種で連携しながら適切な支援を提供する機能

中核機能②

地域の障害児通所支援事業所に対するスーパーバイズ・コンサルテーション機能

地域の障害児通所支援事業所に対して、地域の状況、地域で望まれている支援内容の把握、事業所との相互理解・信頼関係の構築を進め、対応が困難なこども・家族をはじめとする個別ケースへの支援を含めた事業所全体への支援を行っていく機能や、事業所向けの研修・事例検討会等の開催、地域における事業所の協議会の開催や組織化等を通じ、地域の事業所の支援の質を高めていく機能

中核機能③

地域のインクルージョン推進の中核機能

保育所等訪問支援やスーパーバイズ・コンサルテーションにより、地域の保育所等における障害のあるこどもの育ちの支援に協力するとともに、障害のあるこどもに対する保育所等の支援力の向上を図る等、保育所等への併行通園や移行を推進したり、広報や会議、研修等の機会を活用したインクルージョンの重要性・取組の発信・周知を進めていく機能

中核機能④

地域の発達支援に関する入口としての相談機能

発達支援の入口としての相談に適切に対応し、必要に応じ適切な支援につなげる観点から、障害児相談支援の指定又はそれに準ずる相談機能を有することを基本としつつ、乳幼児健診や親子教室等の各種施策及びその実施機関等とも適切に連携しながら、家族がこどもの発達に不安を感じる等、「気づき」の段階にあるこどもや家族に対し、丁寧に発達支援の入口としての相談に対応していく機能



地域における児童発達支援センター等を中核とした障害児支援体制整備の手引き 概要③

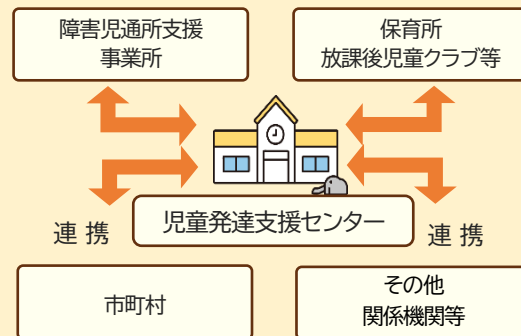
○ 児童発達支援センター等を中核とした体制整備の形態

- 児童発達支援センター等を中核とした体制整備については、市町村が主体となり、検討していくことが重要。
- 広域連携が必要な場合等は都道府県の適切な支援や判断等も必要。
- 児童発達支援センター等を中核とした体制整備については、大きく分けて以下の2つに分けることができる。

① 主に児童発達支援センターが中心となる 中核拠点型

中核拠点型 例

1か所又は複数の児童発達支援センターが、地域において4つの中核機能を十分発揮できる場合には、児童発達支援センターを中心に中核機能を提供する。

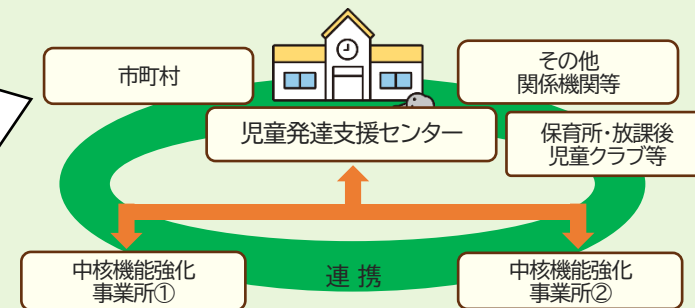


その他
児童発達支援センターの支援体制を踏まえた上で、難聴児、重症心身障害児、肢体不自由児等、それぞれの障害種別に対する専門性や、学齢期に強みを有する放課後等デイサービス等、児童発達支援センターの有する機能と、それぞれの事業所が有する機能を生かした連携体制を構築することにより、地域全体で支援体制を整備する場合 等

② 児童発達支援センター以外の機関等を含め、地域全体で中核機能を発揮する 面的整備型

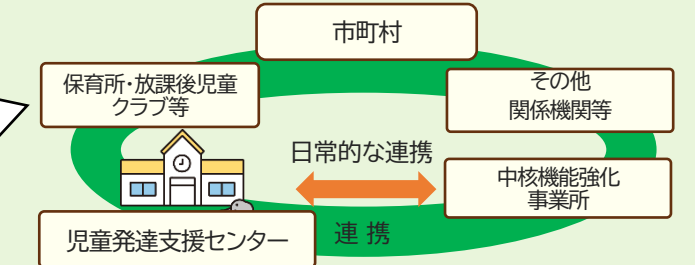
面的整備型 例 ①

人口規模が大きい場合(特に児童人口規模が大きい場合)や広域である場合等により、設置されている児童発達支援センターだけでは支援体制の確保が不十分であると市町村が判断し、児童発達支援センターを中核拠点としながら、あわせて中核機能強化事業所をランチとして位置付ける等、児童発達支援センターと中核機能強化事業所が、日常的な連携体制を構築することにより、地域の支援体制を整備する場合。



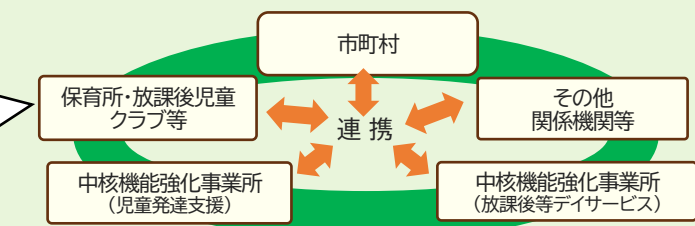
面的整備型 例 ②

既に、地域において市町村や児童発達支援センターと連携を図りながら中心的な役割を担っている事業所があり、引き続き連携を図る必要があると市町村が判断する場合(これまでの取組から、中核機能強化事業所としての役割を果たすことが可能であると期待される場合)。



面的整備型 例 ③

地域の中で1又は複数事業所で協同して、専門性や地域支援機能を発揮するとともに、障害児支援、母子保健施策や子育て支援施策等の関係機関と連携体制を構築して、地域の支援体制を整備する場合。



地域のニーズや地域資源の状況等、地域の実情は様々である。地域の実情により、体制整備の方向性も異なるものであり、必ずしも最初から明確に「中核拠点型」又は「面的整備型」のいずれかのみを選択するものではなく、地域の実情を踏まえて柔軟に検討を行うことが望ましい。いずれにせよ、身近な地域で4つの中核機能を提供できる体制を整備していくことが重要である。

地域における児童発達支援センター等を中核とした障害児支援体制整備の手引き 概要⑥

○ 児童発達支援センター等が4つの中核機能を発揮するための取組

中核機能の発揮にあたり活用を検討できる主な事業

- 地域障害児支援体制強化事業
- 聴覚障害児支援中核機能強化事業
- 医療的ケア児総合支援事業
- 発達障害者支援体制整備事業
- 障害児等療育支援事業

中核機能の推進を図るための報酬による主な評価

- 児童発達支援船体等の中核機能を推進するための加算：中核機能強化(事業所)加算
- 質の高い発達支援の提供の推進のための加算：児童指導員等加配加算
専門的支援体制加算・実施加算
- 家族支援の充実を図るための加算：家族支援加算、子育てサポート加算 等

○ 児童発達支援センター等が4つの中核機能を発揮するための具体的な取組例

中核機能①(幅広い高度な専門性に基づく発達支援・家族支援機能)

- 児童発達支援センターの一元化に合わせ、様々な障害種別・特性のこどもに対応できるよう、地域の児童発達支援センター・事業所の連携等により、地域全体でサービス提供体制を構築
- 支援ニーズの多寡によらずこども・保護者の総合的なアセスメントを行うとともに、遊びを通じて支援する視点、子育て支援の視点を意識して支援を行う
- 家族の心理面・社会面の状況、家庭と地域コミュニティ・社会資源のつながり、家族関係を含めてアセスメントを行い、ペアレントプログラム・ペアレントトレーニング等を行う。あるいは、こうした支援を実施している機関につなげる
- 児童発達支援センターは、強度行動障害や医療的ケアのあるこども等、専門的なケア・支援を必要とするこどもが多く来る場合も想定されるため、専門性を有する関係機関や特定の分野に強みを持つ事業所や専門機関(発達障害者支援センター、医療的ケア児支援センター、医療機関等)と日頃から関係性を築く
- 多様な専門職を配置し、発達に関する一般相談から、運動発達相談、栄養相談、医療的ケアを含む健康相談、心理相談、言語発達の相談等を幅広く実施 等

中核機能②(事業所に対するスーパーバイズ・コンサルテーション機能)

- 他事業所へのスーパーバイズ等を適切に行うため、日頃から支援の提供やOJT、研修等を通じた支援技術の・知見の蓄積・向上に取り組む
- 他の障害児通所事業所にスーパーバイズ等適切に行うためには、他の事業所との相互理解や信頼関係が構築されていることが重要であり、日頃から他事業所との連絡、連携を意識したり、研修会・自連検討会等で良好な関係を構築する
- 地域の事業所が、こどもに提供している支援内容、事業所自身が求めている支援等を把握したうえで、それらのニーズに合致するスーパーバイズ等を提供
- 児童発達支援センターの職員が、学齢期のこどもも含む支援等について学んだり、面的整備型として学齢期のこどもの支援におけるスーパーバイズ等の体制を地域全体で構築
- 地域の事業所への訪問を通じて、各事業所が抱える悩み等に対して助言等を行い、地域全体の支援の質の向上を図る 等

中核機能③(地域のインクルージョン推進の中核機能)

- 地域の保育所や放課後児童クラブ等において、障害のあるこどもへの支援に苦慮したり、受入に消極的な場合がある。このような場合には、個別ケースの移行支援・並行利用等の実践を通して、積極的に連携してネットワークの構築を図る
- 地域の保育所等に対して、障害のあるこどもへの支援のあり方等や具体的な支援方法、児童発達支援センター等、障害児支援事業所との連携方法等について研修や勉強会等を実施
- 移行支援・併行通園等の意義や重要性の啓発、利用可能な各種事業の活用に向けた取組等を、必要に応じ自治体への相談、協力を仰ぎながら実施
- 保育所等の支援にあたる関係機関のみならず、地域住民に広く障害の特性や環境づくりについて周知・啓発を行うためのインクルージョン推進に向けた会議・研修を開催
- 障害児支援担当部署とこども子育て支援担当部署が連携し、移行支援・並行利用等について全体で進めていけるよう仕組み・取組作りを進める
- 保育所を所管する部署と連携し、保育所の園長会等で障害児支援に関する事業内容等を周知 等

中核機能④(地域の発達支援に関する入口としての相談機能)

- こどもの発達や育児について不安な状態にある「気づき」の段階の家族に対して、障害児相談又はこれに準ずる相談支援機能を活用し、こどもの有する個性や発達段階等を正確かつ客観的に見極め、こどもと家族の気持ちに寄り添いつつニーズに応じた適切な支援に早期につなげる
- こども家庭センターが作成する「サポートプラン」の対象となっている場合は、内容の整合性を図りながら入口相談や障害児支援利用計画の作成を進める
- 児童発達支援センターが入口の相談支援を行った後、障害児支援利用計画の作成、地域の障害児相談支援事業所等へつないだ場合、基幹相談支援センター等とも連携しながら、必要に応じて、状況の確認や支援のフォローを行っていく
- 保護者同士のつながり・仲間づくりに向けた取組等によりピアサポート、子育てに悩む親子の遊びの場を提供、保護者等の不安に寄り添う相談機会の創出、ペアレントメンターによる保護者支援を実施
- 乳幼児健診等の担当部署と定期的に情報共有し、必要に応じて支援につなげる 等

1. 児童発達支援センターの機能強化等による地域の支援体制の充実

- 児童発達支援センターを中核に、身近な地域でニーズに応じた必要な発達支援が受けられる体制整備を進めるとともに、地域の障害児支援体制の充実を図る

(①障害特性に関わらず身近な地域で支援を受けられる体制の整備 ②児童発達支援センターの機能・運営の強化)

①障害特性に関わらず身近な地域で支援を受けられる体制の整備

- **児童発達支援センターの基準・基本報酬**について、福祉型・医療型の類型を一元化するとともに、福祉型における3類型（障害児、難聴児、重症心身障害児）の区分も一元化
 - ・ 一元化後の新たな基準・基本報酬は、現行の福祉型（障害児）を基本に設定
 - ・ 児童発達支援センターが治療を併せて行う場合には、旧医療型で求めていた医療法に規定する診療所に必要とされる基準を求める
 - ・ 3年（令和9年3月31日までの間）の経過措置期間を設け、この間、一元化前の旧基準に基づく人員・設備等による支援を可能とする。この場合に算定する基本報酬・加算について、現行の基本報酬と今回の報酬改定の内容を踏まえて設定

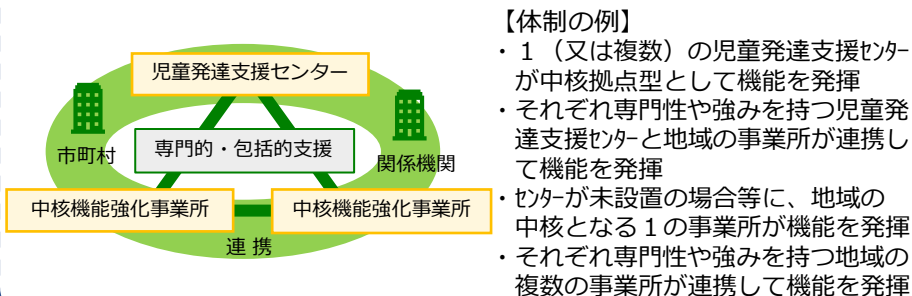
②児童発達支援センターの機能・運営の強化

- 専門人材を配置して地域の関係機関と連携した支援の取組を進めるなど、4つの機能（※）を発揮して地域の障害児支援の中核的役割を担う児童発達支援センターについて、中核拠点型と位置付けて、体制や取組に応じて段階的に評価（**中核機能強化加算**）

（※）①幅広い高度な専門性に基づく発達支援・家族支援機能
 ②地域の障害児支援事業所に対するスーパーバイズ・コンサルテーション機能
 ③地域のインクルージョンの中核機能
 ④地域の発達支援に関する入口としての相談機能

- 児童発達支援センターが未設置の地域等において、センター以外の事業所が中核的な役割を担う場合に評価（**中核機能強化事業所加算**）

児童発達支援センター等を中核とした地域の支援体制の整備・強化



児童発達支援センター（中核拠点型）

新設《中核機能強化加算》22～155単位/日

※ 市町村が地域の障害児支援の中核拠点として位置付ける児童発達支援センターにおいて、専門人材を配置して、自治体や地域の障害児支援事業所・保育所等を含む関係機関等との連携体制を確保しながら、こどもと家族に対する専門的な支援・包括的な支援の提供に取り組んだ場合

体制・取組要件	(Ⅰ) イ+ロ+ハ全てに適合 55～155単位/日	ハ 多職種連携による専門的な支援体制・取組（保育士・児童指導員、PT、OT、ST、心理、看護等）
	(Ⅱ) イ+ロ 44～124単位/日	ロ 障害児支援の専門人材の配置・取組（障害特性を踏まえた専門的支援・チーム支援、人材育成等）
	(Ⅲ) イ又はロ 22～62単位/日	イ 地域支援や支援のコーディネート専門人材の配置・取組（関係機関連携・インクルージョンの推進等）

基本要件

●地域における中核機関としての体制・取組

・ 市町村との連携体制、幅広い発達段階に対応する体制、インクルージョン推進体制、相談支援体制等の確保、取組内容の公表、外部評価の実施、職員研修の実施等

児童発達支援事業所・放課後等デイサービス（中核機能強化事業所）

新設《中核機能強化事業所加算》75～187単位/日

※ 市町村が地域の障害児支援の中核拠点として位置付ける事業所において、専門人材を配置して、自治体や地域の関係機関等との連携体制を確保しながら、こどもと家族に対する専門的な支援・包括的な支援の提供に取り組んだ場合

＜児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金＞ 令和8年度概算要求額 236億円の内数（207億円の内数）

事業の目的

- 令和6年4月に施行された改正児童福祉法等を踏まえ、児童発達支援センターが中核的な役割を果たせるよう、機能の強化を行うとともに、地域全体で障害児に提供する支援の質を高め、障害児の支援体制の強化を図る。

事業の概要

① 児童発達支援センターの機能強化等

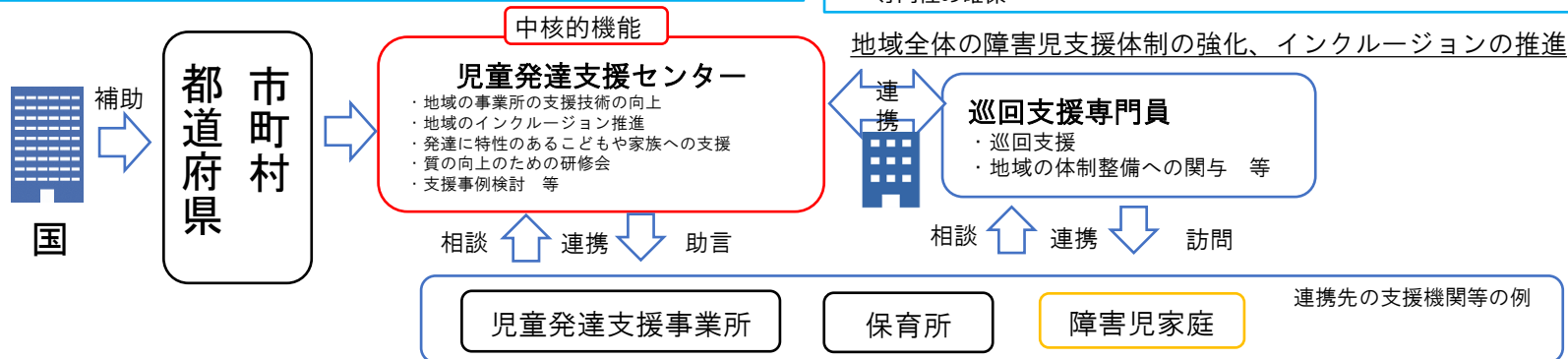
児童発達支援センター等の中核的役割や機能の強化を図るとともに、地域全体で、障害児に提供する支援の質を高め、障害児の支援体制の強化を図る。

- ・児童発達支援センターの職員の質の向上
- ・地域の事業所の支援技術の向上
- ・発達に特性のあるこどもと家族へのサポートの事業
- ・地域の支援事例検討・質の向上のための研修等事業

② 巡回支援専門員整備

保育所等に巡回支援を実施し、障害が“気になる段階”から支援を行うための体制整備を図り、発達障害児等の支援の充実、家族への支援を行うとともに、インクルージョンを推進する。

- ・巡回等の活動計画の作成
- ・巡回等支援
- ・戸別訪問等
- ・関係機関との連携
- ・地域の体制整備への関与
- ・専門性の確保



実施主体等

【実施主体】都道府県・市町村

【負担割合】

(市町村事業) 国 1/2、市町村 1/2

※都道府県は、予算の範囲内において、市町村が行う本事業に要する費用の1/4以内を補助できる

(都道府県事業) 国 1/2、都道府県 1/2

【補助基準額】

① 児童発達支援センターの機能強化等

・児童発達支援センターの機能強化 センター1箇所当たり 7,702千円

② 巡回支援専門員整備

1市町村当たり 5,617千円

＜こども政策推進事業委託費＞ 令和8年度概算要求額 国実施分 0.6億円 (0.6億円)
 ＜児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金＞ 令和8年度概算要求額 自治体実施分 236億円の内数 (207億円の内数)

事業の目的

- 令和6年4月に施行された改正児童福祉法等を踏まえた、児童発達支援センターを中核とした地域の障害児支援体制の強化等の取組が、全国各地域で進むよう、国や都道府県等による状況把握や助言等の広域的支援を進めることにより、地域の支援体制の整備を促進する。

事業の概要

● 国実施分

全国の障害児支援体制の整備状況の把握・分析、整備・強化の手法や支援ツールの開発、全国の市町村の支援体制の可視化、自治体等のネットワーク構築等を実施し、各地域の体制の整備・強化を支援する。(自治体実施事業とも連携)

● 自治体実施分

都道府県等に、地域における障害児支援にかかる体制整備のためのサポートを行う職員(地域支援体制整備サポート職員)を確保し、以下の取組を行う。

○ 市区町村とのネットワークの構築等

地域支援体制整備サポート職員が地域を巡回することなどにより、管内の市区町村へのサポート体制や管内のネットワーク構築を行うとともに、各市区町村の支援体制の整備状況等に応じて、必要な助言・援助を行う。

○ 各市区町村の支援体制等に係る状況把握

各市区町村と連携をしながら、社会資源の整備状況や、障害児通所支援給付事務の運用状況等に係る状況把握を行い、分析や課題の整理を行う。

(例)

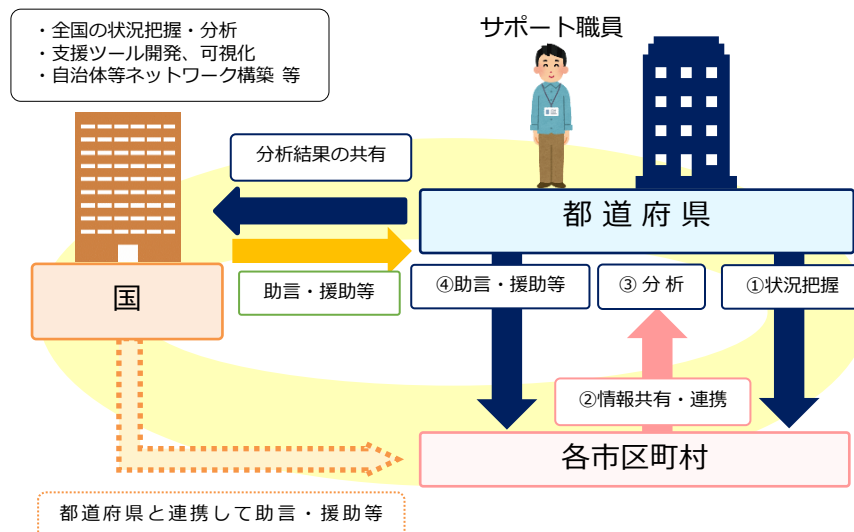
- 児童発達支援センター等を中核とした地域の支援体制の整備状況
- 保育所等の一般施策における障害児の受け入れ体制の状況
- 母子保健、教育等、こども施策関係部署との連携状況
- 医療的ケア児や重症心身障害児等への支援体制の状況
- 障害児相談の体制整備の状況も踏まえた給付決定の状況 等

○ 状況把握・分析結果の公表及び市区町村への助言・援助等

状況把握・分析により整理した管内市区町村における支援体制等について公表するとともに、市区町村向け説明会の開催等により、管内の現状や課題等についての情報共有や、市区町村に対する助言・援助等を行う。

(状況把握・分析結果については、国にも情報共有し連携)

サポート体制のイメージ



※ 指定都市・中核市の場合には、市内の状況把握と分析を踏まえて国・都道府県と連携等

実施主体等

【実施主体】国実施分：国（委託により実施） 自治体実施分：都道府県・指定都市・中核市
 【負担割合（自治体実施分）】国 10/10

【補助基準額（自治体実施分）】定額

＜児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金＞ 令和8年度概算要求額 236億円の内数（－）

事業の目的

- 乳幼児健診（5歳児健診含む）等でのこどもの発達の特性への「気づき」の段階から切れ目ない子育て支援を一層推進する。
- 具体的には、こどもの発達の特性のアセスメントを行い、家族の状況等を踏まえて、家族がこどもの発達の特性を理解することを支援することや、一人ひとりのこどもの発達の特性に応じた支援へのつなぎを行う。

事業の概要

＜乳幼児健診等における発達相談・発達支援の促進＞

- こどもの発達支援に関する知識と技量を有する専門員を確保し、乳幼児健診後や親子教室等の場を活用して、こどもの発達の特性のアセスメントを行い、その結果を家族やこども家庭センター等と共有しながら、必要に応じて児童発達支援・保育所等訪問支援等の専門的な支援につなげる。

＜親子教室等の場の確保（こどものアセスメントと家族のこども理解の支援）＞

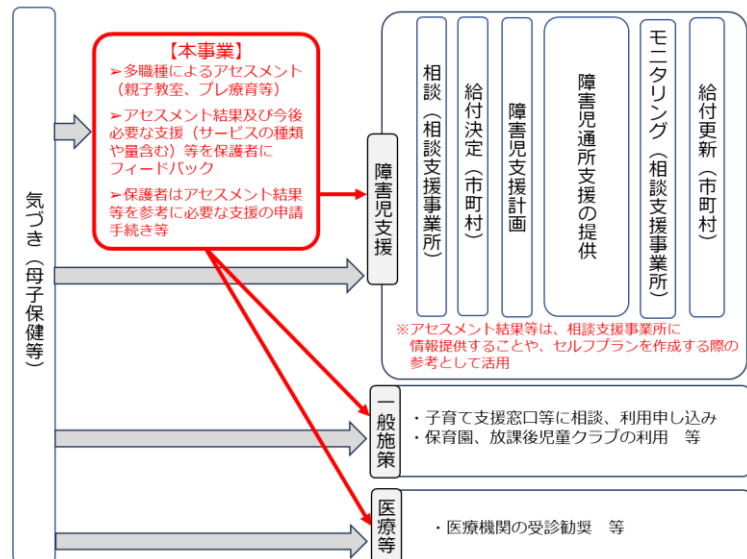
- 乳幼児健診等において、こどもの発達の特性への「気づき」の段階から利用できる身近な場所で安心して親子が通える教室等を開催する。

＜親子教室等での専門職によるアセスメント・子育て支援＞

- 親子での関わりを尊重しながら、遊び等を通してこどもの発達の特性のアセスメントを行う。
- 家族の状況等を踏まえて、アセスメントに基づくこどもの特性の理解を支える子育て相談・応援を行う（個別相談・座談会・ミニ講座等）。

※基本的に相談支援事業所が充足していない地域、セルフプランの多い地域を念頭（その他の地域も妨げない）に、個々のこどもがそれぞれに適した支援等を受けられるよう、当該地域における相談支援機能の側方支援を行うための事業と位置付け（あくまで相談支援事業所の本来業務と重ならない守備範囲とすることに留意）

本事業の位置付け・流れ（イメージ）



実施主体等

【実施主体】 都道府県・市町村

【負担割合】 国1/2、都道府県等1/2

※都道府県は、予算の範囲内において、市町村が行う本事業に要する費用の1/4以内を補助できる

【基準額】 1自治体当たり4,601千円

＜児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金＞ 令和8年度概算要求額 236億円の内数（－）

事業の目的

- 乳幼児健診（5歳児健診含む）等でのこどもの発達の特性への「気づき」の段階から、切れ目ない子育て支援を一層推進する。
- 具体的には、こどもの発達の特性のアセスメントを行い、家族の状況等を踏まえて、家族がこどもの発達の特性を理解することを支援したり、一人ひとりのこどもの発達の特性に応じた伴走的な支援を行うなどする。

事業の概要

＜アセスメント等に基づく伴走的な支援＞

- こどもの発達の特性をアセスメントした結果や、家族のこども理解の状況に応じて、発達の特性の「気づき」の段階から必要な支援を開始できるように必要な支援につなぐ。
※必要な支援は児童発達支援等のみならず、こども・子育て施策における支援も想定して、地域において必要な支援が切れ目なく提供できる体制の整備・強化を行う。
- 発達に特性のあるこどもとその家族が孤立することなく、必要な支援を切れ目なく提供されるように伴走的な支援を行う。

健診後のアセスメント・家族支援等

発達に特性のあるこどもとその家族への伴走的な支援 （孤立を防ぎ、必要な支援を切れ目なく提供）

＜伴走的な支援＞

①特定の支援者（例、発達支援コーディネーター等）

・相談支援専門員等による障害児利用計画のモニタリングによる伴走

②切れ目ない情報の引継ぎ・支援者の連携

・保健福祉・教育の一体的な支援計画シートの運用による引継ぎ・連携体制による伴走

③こどもと家族をまんなかにした支援会議

・就学への移行期を見据えて早期から関係者がこどもと家族のニーズを中心に支援チームを構成して伴走

④上記の複数を組み合わせた伴走的な支援

・地区保健師が支援チームを構成し伴走
・相談シートを活用したチームによる伴走

実施主体等

【実施主体】 都道府県・市町村

【負担割合】 国1/2、都道府県等1/2

※都道府県は、予算の範囲内において、市町村が行う本事業に要する費用の1/4以内を補助できる

【補助基準額】

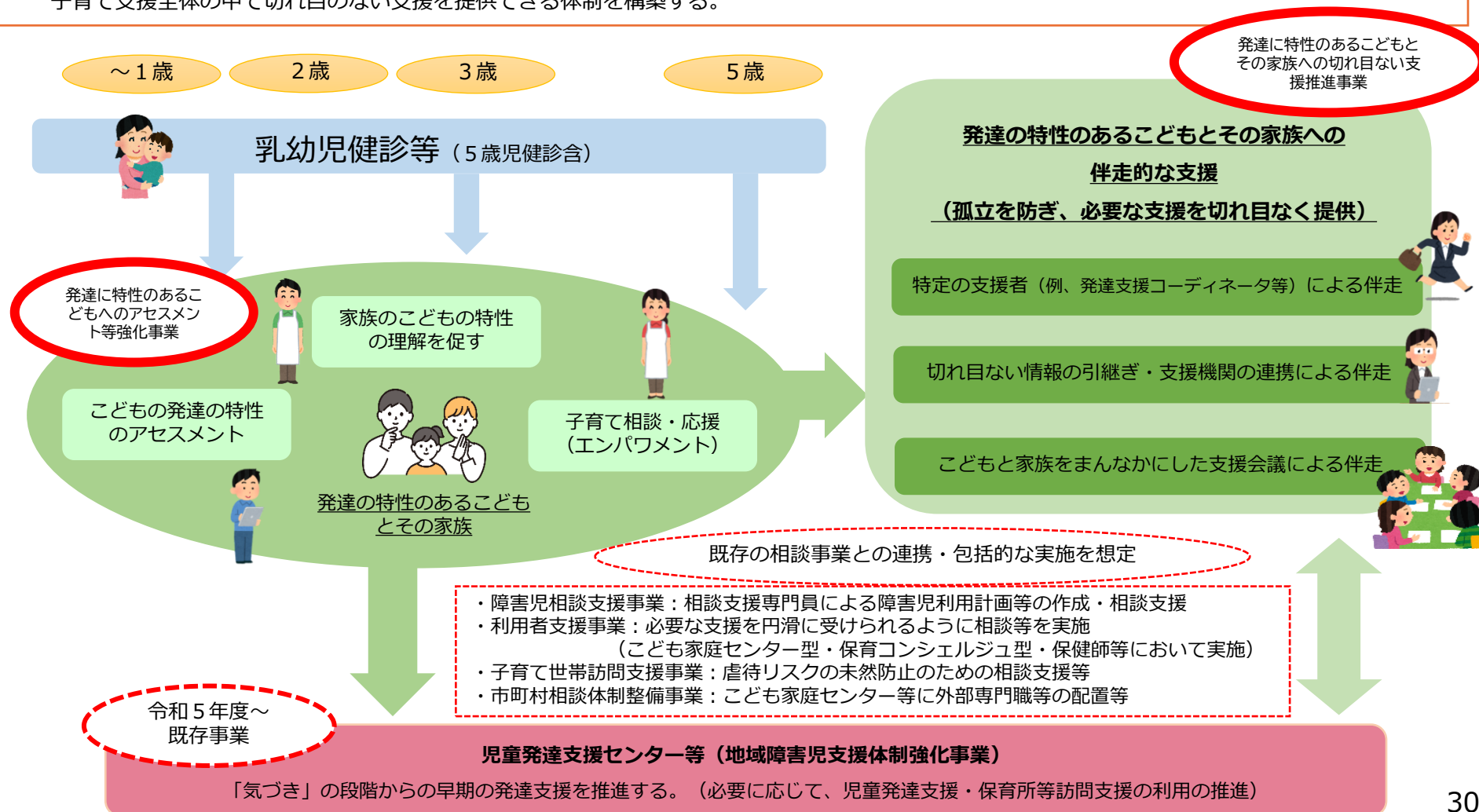
①～③のうち1つの取組を実施する場合 1自治体あたり5,600千円

※ ①～③の複数を組み合わせて実施する場合 1自治体あたり6,600千円

母子保健等と連携した「切れ目のない」「一人ひとりの状態に応じた」支援の一層の推進

こどもまんなか
こども家庭庁

- 乳幼児健診（５歳児健診含む）等でのこどもの発達特性への「気づき」の段階から、こどもの発達特性のアセスメントを行い、家族の状況等を踏まえて、家族がこどもの発達特性を理解するための支援や、一人ひとりのこどもの発達特性に応じた支援へのつなぎ、伴走的な支援等、子育て支援全体の中で切れ目のない支援を提供できる体制を構築する。



今年度の取組について

1. 地域支援体制整備サポート事業

令和8年度は自治体において第4期障害児福祉計画の策定年度であることを踏まえて、市区町村の支援体制整備の手引き（案）を公表し、当該事業（自治体実施分）を実施する都道府県において、サポート職員による管内基礎自治体の体制整備の適宜相談、助言等（意見申出制度の活用等）に対して伴走支援を実施する。また、サポート職員同士の連絡会を定期開催し、進捗状況や課題解決の工夫等の意見交換を実施する。

また、基礎自治体における給付決定プロセスに関する調査（令和6年度調査の追試）を行い、各自治体における課題の抽出や課題解決の提案・助言等のための意見交換会を実施する。

2. 発達の多様性や生活状況等を踏まえた支援体制の強化事業

令和7年度の有識者等の検討会議において、発達障害児支援は、こども施策全体の中で、こどもの発達の多様性を尊重し、子育て支援施策を充実させる等の論点が整理されたことを踏まえ、令和8年度は今後は具体的な方向性の検討や国内外の自治体単位の支援施策等について実態調査を実施する。

実態調査においては、乳幼児健診等でのこどもの発達の多様性の尊重や当事者等が参画する居場所支援や子育て支援、分野横断等の切れ目ない引継ぎ体制の構築等について取組んでいる自治体の詳細を把握することや、こどもの発達の多様性と周囲の状況（社会環境を含めて）等による相互作用によって生じる状態である強度行動障害の状態を予防するために、母子保健、子育て支援等の分野との連携等を通して発達支援・子育て支援等の分野横断等の取組について実態把握を実施する。

3. 市区町村における障害児支援の給付決定プロセスの標準化及び発達支援ニーズのアセスメント指標の開発と運用に資する研究（こども科研）

本研究（令和8～10年度）は、障害児とその家族が必要とする支援を適切な機会に受けられる社会環境の実現ために、発達支援ニーズのアセスメント指標（※1）の開発し、実装することによって、市区町村が標準化されたプロセス（※2）にて支援がおこなえる基盤を整備する。

※1 障害児の(発達)特性、生活機能、家族・家庭の(養育)環境そして地域、コミュニティのかかわり合い(社会参加)などを包括したアセスメント指標

※2 市区町村がアセスメント指標を用いて給付決定を行う運用可能な仕組みづくり

4. 子ども・子育て支援等推進調査研究事業

令和8年度は障害児支援施策において、解決すべき課題や新たに生じた課題について以下の通り、調査研究を実施する。

- ・医療的ケア児支援センター及び医療的ケア児コーディネーターの地域における支援ガイドラインの作成に関する調査研究
- ・未就学期から学齢期にわたるインクルージョン推進に関する調査研究
- ・視覚・聴覚等の障害を有する児の支援及び支援体制に関する実態把握に関する調査研究
- ・高次脳機能障害を有する児への支援及び支援体制に関する実態把握に関する調査研究
- ・障害児支援における児童相談所と障害児施設等との連携推進に関する調査研究

1. 事業目的

以下に示す施策等について、引続き解決すべき課題や新たに生じた課題について、現地調査等による実態の把握や試行的取組等を通じた提言を得ることを目的とする。

- 質の高い保育及び地域型保育
- 地域子ども・子育て支援事業等の提供に係る子ども・子育て支援
- 児童虐待防止対策強化・社旗的養育推進
- 障害児支援施策全般

2. 事業の実施主体

- 社会福祉法人、特定非営利活動法人、公益社団法人、一般社団法人、公益財団法人、一般財団法人、その他の法人
- 都道府県、市町村（特別区、一部事務組合及び広域連合を含む）

3. 補助対象事業（障害児支援課 所管分）

一次公募

- 【課題38】 医療的ケア児支援センター及び医療的ケア児コーディネーターの地域における支援ガイドラインの作成に関する調査研究
- 【課題39】 未就学期から学齢期にわたるインクルージョン推進に関する調査研究
- 【課題40】 視覚・聴覚等の障害を有する児の支援及び支援体制に関する実態把握
- 【課題41】 高次脳機能障害を有する児への支援及び支援体制に関する実態把握

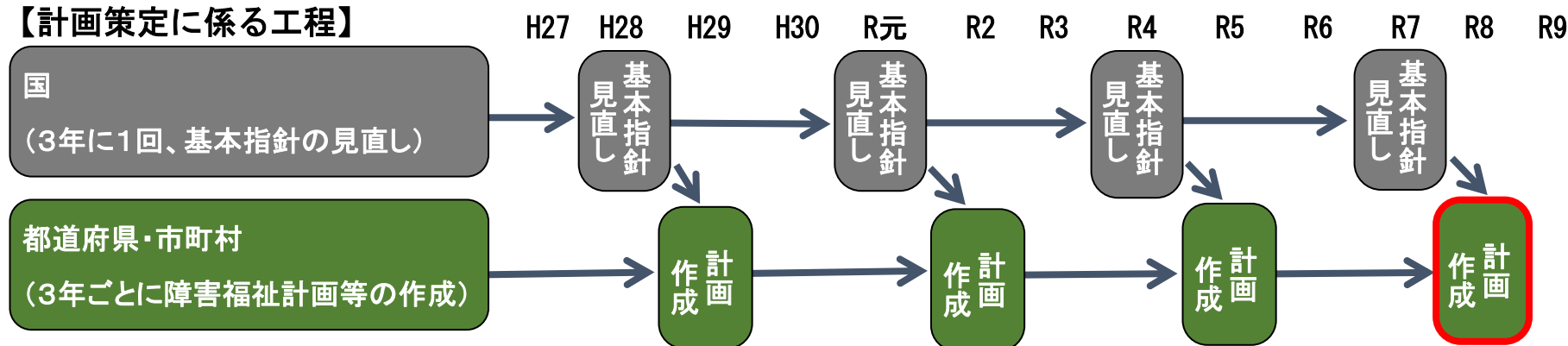
※ 一次公募 掲載URL : <https://www.cfa.go.jp/procurement/a3baa557>

障害児福祉計画について

基本指針について

- ・基本指針は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）第87条第1項の規定に基づき、障害福祉サービス等の提供体制及び自立支援給付等の円滑な実施を確保することを目的として、作成されるもの。
- ・また、平成28年6月に公布した改正児童福祉法第33条19第1項の規定に基づき、障害児通所支援等の提供体制及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保することを目的として、作成されるもの。
- ・障害福祉計画及び障害児福祉計画は、この基本指針に即して市町村・都道府県が作成
- ・第8期障害福祉計画及び第4期障害児福祉計画（令和9～11年度）を作成するための基本指針は令和7年度内の告示を想定。

【計画策定に係る工程】



※ 障害福祉計画等は、3年を一期として作成することを基本としつつ、都道府県及び市町村が地域の実情や報酬改定・制度改正の影響の有無を考慮して、柔軟な期間設定が可能。

1. 基本指針について

- 「基本指針」（大臣告示）は、市町村及び都道府県が障害福祉計画及び障害児福祉計画を定めるに当たっての基本的な方針。
 - 都道府県及び市町村は、基本指針に則して原則3か年の「障害福祉計画」及び「障害児福祉計画」を策定。
 - 第8期障害福祉計画及び第4期障害児福祉計画に係る基本指針は、令和8年3月に告示予定。
- 計画期間は令和9年4月～令和12年3月※。 ※ 3年を一期として作成することを基本としつつ、都道府県及び市町村が地域の実情や報酬改定・制度改正の影響の有無を考慮して、柔軟な期間設定が可能。

2. 本指針の構成

第一 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に関する

基本的事項

- 一 基本的理念
- 二 障害福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的考え方
- 三 相談支援に関する基本的考え方
- 四 障害児支援の提供体制の確保に関する基本的考え方
- 五 障害福祉人材の確保・定着、ケアの充実のための生産性向上に関する基本的考え方 **【新規】**

第二 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標（成果目標）

- 一 福祉施設の入所者の地域生活への移行
- 二 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- 三 福祉施設から一般就労への移行等
- 四 障害児支援の提供体制の整備等
- 五 地域生活支援の充実
- 六 相談支援体制の充実・強化等
- 七 障害福祉人材の確保・定着、ケアの充実のための生産性向上 **【新規】**
- 八 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

第三 計画の作成に関する事項

- 一 計画の作成に関する基本的事項
- 二 市町村障害福祉計画及び市町村障害児福祉計画の作成に関する事項
- 三 都道府県障害福祉計画及び都道府県障害児福祉計画の作成に関する事項
- 四 その他

第四 その他自立支援給付及び地域生活支援事業並びに障害児通所支援等の円滑な実施を確保するために必要な事項等

- 一 障害者等に対する虐待の防止
- 二 意思決定支援の促進
- 三 障害者の文化芸術活動、スポーツ等による社会参加等の促進
- 四 障害者等による情報の取得利用・意思疎通の推進
- 五 障害を理由とする差別の解消の推進
- 六 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等を提供する事業所における利用者の安全確保に向けた取組や事業所における研修等の充実

3. 基本指針見直しの主な事項

①入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援

- ・様々なデータを活用した地域移行者数の把握
- ・希望する地域生活の支援に向けた支援体制確保の重要性を記載
- ・施設整備と計画に定める入所者数の削減目標の達成との整合
- ・入所施設における居室の個室化等の推進

②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

- ・システムの理念の明確化と実現に向けた、市町村における相談及び援助の体制整備や、それに対する都道府県における体制整備

③福祉施設から一般就労への移行等

- ・就労選択支援の積極的な利用を促すための体制確保の推進
- ・就労選択支援事業所の設置、利用者数に関する成果目標の新設

④障害児支援の提供体制の整備等

- ・地域支援体制の構築に係る成果目標について、4つの中核機能の確保を行うよう見直し
- ・インクルージョン推進の協議の場の設置に係る成果目標の新設
- ・のぞまないセルフプランの解消を目指しつつ、関係機関との連携体制を確保した上での伴走的な相談支援体制の確保に関する成果目標の新設
- ・強度行動障害を有する障害児への支援ニーズの把握及び支援体制の整備に関する成果目標の新設

⑤地域における相談支援体制の充実強化

- ・基幹相談支援センターの設置のより一層の推進
- ・のぞまないセルフプランの解消に向けた取組の推進
- ・医療分野等との連携、ピアサポート等の重要性を記載
- ・協議会に障害当事者が参画することの重要性を記載

⑥障害福祉人材の確保・定着、ケアの充実のための生産性の向上

- ・介護テクノロジーの導入促進などによる間接業務の効率化と直接処遇業務の負担軽減・質の向上の推進
- ・人材確保やケアの充実のための生産性向上の支援体制の整備に向けた成果目標の新設
- ・障害当事者が研修に関わることの重要性を記載

⑦障害福祉サービスの質の確保

- ・就労系サービスやグループホーム等の質の確保について、ガイドラインなどを踏まえた取組の重要性を記載
- ・障害福祉サービス等情報公表制度の公表率等に関する成果目標の新設
- ・障害福祉分野における運営指導・監査の重要性を記載

⑧きめ細かい地域ニーズを踏まえた支援体制の整備

- ・様々な障害特性に応じたサービス提供体制の整備や専門人材の確保・育成等の重要性を記載
- ・意見申出制度の積極的な活用を念頭に入れた計画の検討
- ・意思疎通支援従事者の養成・派遣体制の整備、幅広い年齢層の支援者の養成、指導者の養成の促進に向けた取組の重要性を記載
- ・障害当事者に対するICT機器の利用支援に向けた取組の重要性を記載

⑨高次脳機能障害者に対する支援

- ・高次脳機能障害者支援法成立を踏まえ、高次脳機能障害について、相談支援体制の充実、専門的な医療機関の確保、地域協議会設置の重要性を記載

⑩人口減少地域におけるサービスの維持・確保

- ・中山間・人口減少地域におけるサービス提供体制の維持・確保の重要性を記載

⑪「地域共生社会」の実現に向けた取組

- ・地域共生社会の実現に向けたより一層の取組の推進

⑫住宅セーフティネット制度との連携

- ・住宅セーフティネット法に基づく賃貸住宅供給促進計画との調和や、住宅担当部局や居住支援協議会等との連携

⑬地域差の是正・指定の在り方等

- ・地域差の是正に向けたサービス見込量の算出方法
- ・サービス利用者割合の多い自治体におけるいわゆる総量規制や意見申出制度の活用要請
- ・重度障害者について個別の利用者数の見込みを設定するよう努める

⑭障害者等に対する虐待の防止等

- ・自治体における調査の徹底と体制整備の強化、重篤事例等の検証のより一層の推進
- ・ガイドラインを踏まえた、意思決定支援の一層の推進
- ・希望する生活の実現に向けた母子保健・児童福祉の関係機関との連携

⑮障害者スポーツによる社会参加等の促進

- ・スポーツを通じて社会参加するとともに共生社会の実現を目指すことの重要性を記載

⑯災害時における障害福祉サービス提供の確保

- ・災害対策基本法等の改正を踏まえた、防災部局や職能団体等との連携
- ・施設・事業所等の耐災害性強化対策の必要性を記載

4. 成果目標(計画期間が終了する令和11年度末の目標)

①施設入所者の地域生活への移行

- ・地域移行者数：令和7年度末施設入所者数の6%以上
- ・施設入所者数：令和7年度末の5%以上削減

②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

- ・精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数：319.3日以上
- ・精神病床における1年以上入院患者数
- ・精神病床への30日以上の上再入院率：退院後90日時点 10.3%以下、退院後180日時点 17.4%以下、退院後365日時点 25.7%以下 **【新規】**
- ・心のサポーター数：令和15年度末までに100万人以上 **【新規】**
- ・K6により住民のこころの状態を把握 **【新規】**

③福祉施設から一般就労への移行等

- ・一般就労への移行者数：令和6年度実績の1.31倍以上
- ・就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所：就労移行支援事業所の5割以上
- ・就労定着支援事業の利用者数：令和6年度末実績の1.47倍以上
- ・就労定着支援事業利用終了後一定期間の就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所の割合：2割5分以上
- ・協議会設置圏域ごとに就労選択支援事業所を設置。令和11年度の就労選択支援利用者を82,000人以上 **【新規】**
- ・各都道府県は地域の就労支援ネットワークの強化、関係機関の連携した支援体制を構築するため、協議会を活用して推進

④障害児支援の提供体制の整備等

- ・4つの中核機能を確保：各市町村又は圏域、インクルージョン推進のための協議の場の設置：各都道府県・各市町村又は圏域 **【新規】**
- ・難聴児支援を総合的に推進するための計画の策定：各都道府県、難聴児支援の中核的機能を果たす体制及び新生児聴覚検査から療育等につなげる連携体制の構築：各都道府県（必要に応じて政令市）
- ・主として重症心身障害児を支援する事業所又は重症心身障害児を受け入れる体制を整備した事業所の確保：各市町村又は圏域

④障害児支援の提供体制の整備等（続き）

- ・医療的ケア児等支援に関する協議の場・コーディネーターの配置：各都道府県・各市町村又は圏域（都道府県の協議の場には医療的ケア児支援センターが参画）
- ・障害児入所施設からの移行調整の協議の場の設置：各都道府県・政令市
- ・障害児等への伴走的な相談支援体制の構築及び連携体制の確保：各市町村又は圏域 **【新規】**
- ・強度行動障害を有する児に関する支援ニーズを把握及び支援体制の整備：各都道府県（必要に応じて政令市） **【新規】**

⑤地域生活支援の充実

- ・各市町村において地域生活支援拠点等を整備するとともに、コーディネーターの配置などによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況の検証・検討を行うこと
- ・強度行動障害を有する者に関し、各市町村又は圏域において支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めること

⑥相談支援体制の充実・強化等

- ・各市町村において、基幹相談支援センターを設置等
- ・協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等
- ・相談支援体制の地域診断を行った上で体制の強化を図ることにより、令和11年度末までに、のぞまないセルフプランの件数をゼロとする **【新規】**

⑦障害福祉人材の確保・定着、ケアの充実のための生産性向上

- ・人材確保や生産性向上に関するワンストップ窓口の設置 **【新規】**
- ・生産性向上等に向けた関係者の連携を図る協議会の設置 **【新規】**
- ・都道府県における相談支援専門員研修等の実施

⑧障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

- ・各都道府県及び各市町村において、サービスの質向上のための体制を構築
- ・各都道府県等の障害福祉サービス等情報公表制度における管内事業所の公表率及び更新率（毎年度1回）を100%とする **【新規】**

5. 活動指標

① 施設入所者の地域生活への移行等

(都道府県・市町村)

- 居宅介護の利用者数、利用時間数 ○ 重度訪問介護の利用者数、利用時間数
- 同行援護の利用者数、利用時間数 ○ 行動援護の利用者数、利用時間数
- 重度障害者等包括支援の利用者数、利用単位数 ○ 生活介護の利用者数、利用日数
- 自立訓練（機能訓練・生活訓練）の利用者数、利用日数 ○ 就労選択支援の利用者数
- 就労移行支援の利用者数、利用日数 ○ 就労継続支援（A型・B型）の利用者数、利用日数
- 就労定着支援の利用者数 ○ 療養介護の利用者数
- 短期入所（福祉型、医療型）の利用者数、利用日数
- 自立生活援助の利用者数 ○ 共同生活援助の利用者数
- 施設入所支援の利用者数 ○ 施設における居室の個室化等の取組状況 **【新規】**
- 計画相談支援の利用者数 ○ 地域移行支援の利用者数 ○ 地域定着支援の利用者数
- 意向確認担当者の地域生活への移行に向けた支援回数 **【新規】**

② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

(都道府県・市町村)

- 保健、医療、福祉関係者による協議の場の開催回数
- 保健、医療、福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数
- 保健、医療、福祉関係者による協議の場における目標設定及び活動状況の把握・評価
- 心のサポーター養成研修実施回数 **【新規】** ○ 精神保健福祉相談員講習会等の実施回数 **【新規】**
- 精神障害者の地域移行支援の利用者数 ○ 精神障害者の地域定着支援の利用者数
- 精神障害者の共同生活援助の利用者数 ○ 精神障害者の自立生活援助の利用者数
- 精神障害者の自立訓練（生活訓練） ○ 精神障害者の短期入所の利用者数 **【新規】**

(都道府県)

- 精神病床からの退院後の行き先別の退院患者数

③ 地域生活支援の充実

(都道府県・市町村)

- 地域生活支援拠点等の設置箇所数とコーディネーターの配置人数、地域生活支援拠点等における機能の充実に向けた支援の実績等を踏まえた検証及び検討の実施回数

④ 福祉施設から一般就労への移行等

(都道府県)

- 障害者に対する職業訓練の受講者数
- 福祉施設から公共職業安定所に誘導した福祉施設利用者数
- 福祉施設から障害者就業・生活支援センターに誘導した福祉施設利用者数
- 福祉施設利用者のうち公共職業安定所の支援を受けて就職した者の数

⑤ 発達障害者等に対する支援

(都道府県・市町村)

- 発達障害者地域支援協議会の開催回数 ○ 発達障害者支援センターによる相談支援の件数
- 発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネジャーの関係機関への助言件数
- 発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネジャーの外部機関や地域住民への研修、啓発の件数
- ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の実施者数
- ペアレントメンターの人数 ○ ピアサポートの活動への参加人数

⑥ 高次脳機能障害者に対する支援 **【新規】**

(都道府県)

- 高次脳機能障害者支援センターの設置箇所数 **【新規】**
- 高次脳機能障害者支援地域協議会の開催回数 **【新規】**
- 高次脳機能障害者支援センターにおける支援コーディネーターの配置人数 **【新規】**
- 高次脳機能障害者支援センターにおける相談件数 **【新規】**
- 高次脳機能障害者支援センターの外部機関や地域住民への研修、啓発の件数 **【新規】**

⑦ 障害児支援の提供体制の整備等

(都道府県・市町村)

- 児童発達支援の利用児童数、利用日数 ○ 放課後等デイサービスの利用児童数、利用日数 ○ 保育所等訪問支援の利用児童数、利用日数 ○ 訪問型児童発達支援の利用児童数、利用日数 ○ 障害児相談支援の利用児童数
- 医療的ケア児等に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数

(都道府県)

- 福祉型障害児入所施設の利用児童数 ○ 医療型障害児入所施設の利用児童数
- 医療的ケア児等の支援を総合調整するコーディネーターの配置人数

⑧ 相談支援体制の充実・強化等

(都道府県)

- 都道府県における相談支援の体制整備の取組 **【新規】**
- (市町村)
- 基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置数
 - 基幹相談支援センターの人材育成等の取組に参加する相談支援事業所の割合
 - 基幹相談支援センターによる協議会の運営の関与の有無
 - 協議会における個別事例の検討を通じた、地域における課題解決に向けた取組

⑨ 障害福祉人材の確保・定着、ケアの充実のための生産性向上

(都道府県)

- 相談支援専門員研修及びサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修の修了者数
- 相談支援専門員及びサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者への意思決定支援ガイドライン等を活用した研修の実施回数及び修了者数
- 都道府県ごとに設置された人材確保等に関するワンストップ窓口において、障害福祉人材の確保・定着、生産性の向上に関する支援を利用した事業所数 **【新規】**
- 指定権者ごとに福祉・介護職員等処遇改善加算を取得している事業所の割合 **【新規】**

⑩ 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

(市町村)

- 都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修の参加や都道府県が市町村職員に対して実施する研修の参加人数
- 障害者自立支援審査支払等システム等での審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無及びそれに基づく実施回数

(都道府県・市町村)

- 都道府県等が実施する指定障害福祉サービス事業者及び指定障害児通所支援事業者等に対する指導監査の適正な実施とその結果の関係自治体と共有する体制の有無及びそれに基づく共有回数

施行令の制定及び基本指針の改正について

施行令の制定について

- 医療的ケア児等支援センターを設置できる主体として、都道府県、指定都市、特別区に加え、政令で定める市として「中核市」及び「児童相談所設置市」を規定する。

（医療的ケア児等支援センター等）

第十四条 都道府県、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市、同法第二百五十二条の二十二第一項の**中核市その他の政令で定める市**又は特別区（以下「都道府県等」という。）の長は、次に掲げる業務を、社会福祉法人その他の法人であって当該業務を適正かつ確実に行うことができると認めて指定した者（以下この章及び第二十二条第一項において「医療的ケア児等支援センター」という。）に行わせ又は自ら行うことができる。

一～六 （略）

基本指針の改正について

- 医療的ケア児等支援センターの名称変更、設置できる主体の追加、支援対象者の拡大及び業務内容の拡充並びに医療的ケア児等支援地域協議会の新設等に伴い、これを踏まえた改正を行う。

（具体的な改正内容）

- ・ 医療的ケア児支援センターを医療的ケア児等支援センターとし、医療的ケア児等支援センターの支援対象として、「医療的ケア児であった者」や「重症心身障害児者」を追記する。
- ・ 成果目標について、都道府県においては、「協議の場」に代えて、「医療的ケア児等支援地域協議会」を設置することを基本とすることとする。
- ・ 医療的ケア児等支援センター及び医療的ケア児等支援地域協議会については、都道府県で設置する必要があることに加え、改正法の趣旨を踏まえ、指定都市及び特別区等においても、都道府県の取組とも連携を図りながら、地域の実情を踏まえつつ、必要に応じてこれらを設置することにより、地域における医療的ケア児等及び重症心身障害者並びにそれらの家族に対する総合的な支援体制を推進することが重要である旨を記載する。
- ・ 医療的ケア児等支援センターの業務として、個別避難計画の作成についての協力及び災害時における市町村と連携した情報の提供等を追記する。

- その他、法改正に伴い法令上必要な手当を行う。

施行日

- 令和9年4月1日

令和9年度 障害福祉サービス等報酬改定検討チーム

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定における主な改定内容

1 障害福祉サービス等における横断的な改定事項

- ・ 現行の処遇改善加算の一本化及び加算率の引き上げ
＜職種間配分ルールの統一、月額賃金改善に関する要件の見直し 等＞
- ・ 地域生活支援拠点等において、情報連携等を担うコーディネーターの配置を評価する加算を創設
＜地域生活支援拠点等機能強化加算【新設】500単位/月＞
- ・ 強度行動障害を有する障害者の受入体制の強化や、「中核的人材」の配置や「集中的支援」について評価（生活介護・施設・グループホーム等）
＜基礎研修受講者を20%以上配置し、区分6かつ行動関連項目10点以上の者に支援を行った場合 360単位/日、集中的支援加算（Ⅰ）【新設】1000単位/月 等＞
- ・ 感染症発生時に備えた医療機関との連携強化（施設等）
＜障害者支援施設等感染対策向上加算（Ⅰ）【新設】10単位/月 等＞
- ・ 障害者虐待防止措置や身体拘束の適正化等、必要な基準を満たしていない場合の減算の導入・見直し（全サービス共通）
＜虐待防止措置未実施減算【新設】所定単位数の1%減算 等＞
- ・ 通所系サービスにおける食事提供加算の見直し
＜栄養面の評価を導入したうえで、経過措置を令和9年3月31日まで延長＞
- ・ 物価高騰を踏まえた施設における補足給付の基準費用額（食費・光熱水費）の見直し
＜基準費用額 54,000円 ⇒ 55,500円＞
- ・ 障害福祉現場の業務効率化（全サービス共通）
＜管理者の兼務範囲の見直し、テレワークの取扱いの明確化、申請書類の標準化 等＞

2 訪問系サービス（居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護・重度障害者等包括支援）

- ・ 居宅介護の特定事業所加算に算定にあたり、重度障害児への対応を評価
＜特定事業所加算の算定要件に重症心身障害児及び医療的ケア児への支援を追加＞
- ・ 入院中の重度訪問介護の利用について特別なコミュニケーション支援を必要とする障害支援区分4及び5の利用者も対象に追加
＜入院中の重度訪問介護利用の対象 区分6⇒ 区分4以上＞
- ・ 重度化・高齢化を踏まえた居宅介護・重度訪問介護の国庫負担基準の見直し
＜居宅介護の国庫負担基準に介護保険対象者の区分を追加 等＞

3 日中活動系サービス（生活介護・短期入所）

- ・ 生活介護においてサービス提供時間に応じた評価を導入
＜生活介護の基本報酬の見直し。なお、サービス提供時間については、個別支援計画に定めた個々の支援時間で算定することを基本とするなど一定の配慮を設ける＞
- ・ 医療的ケアが必要な者へ対応の評価（生活介護・施設・短期入所）
＜人員配置体制加算（Ⅰ）利用定員20人以下 321単位/日、喀痰吸引等実施加算【新設】30単位/日 等＞
- ・ 短期入所における緊急時の受け入れを更に評価
＜緊急短期入所受入加算（Ⅰ）180単位 ⇒ 270単位 等＞
- ・ 福祉型短期入所サービスにおける医療的ケア児者の受け入れを促進
＜医療型ケア対応支援加算【新設】120単位/日 等＞

4 施設系・居住支援系サービス（施設入所支援・共同生活援助・自立生活援助）

- ・ 施設のすべての入所者に対して、地域移行の意向を確認。グループホームの見学、地域活動への参加等を評価
＜意向確認に関する指針未作成の場合の減算 5単位/日、地域移行促進加算（Ⅱ）【新設】60単位/日等＞
- ・ 施設における10人規模の利用定員の設定
＜基本報酬で対応。生活介護も同様の対応＞
- ・ 施設から地域へ移行し、入所定員を減らした場合の加算を創設
＜地域移行支援体制加算【新設】＞
- ・ グループホームから希望する一人暮らし等に向けた支援の評価
＜自立生活支援加算（Ⅰ）【新設】1000単位/月 等＞
- ・ 世話人の配置基準に応じた基本報酬区分を改め、サービス提供時間の実態に応じて加算する報酬体系へ見直し
＜グループホームの基本報酬の見直し＞
- ・ グループホーム等において地域連携推進会議を設置し、地域の関係者を含む外部の目を定期的に入れる取組を義務づけ
＜運営基準に規定。ただし、令和6年度は努力義務とし、令和7年度から義務化＞

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定における主な改定内容

5 訓練系サービス

(自立訓練(機能訓練)・自立訓練(生活訓練))

- 社会生活の自立度評価指標(SIM)の活用と報酬上の評価
＜個別計画訓練支援加算(Ⅰ)【新設】47単位/日 等＞

- ピアサポートの専門性の評価

＜ピアサポート実施加算【新設】100単位/月＞

6 就労系サービス

(就労移行支援・就労継続支援A型・就労継続支援B型
・就労定着支援・就労選択支援)

- 就労移行支援事業所を定員10名以上から実施可能となるよう見直し
＜利用定員規模 20人以上⇒ 10人以上＞
- 就労継続支援A型のスコア方式について、生産活動収支や平均労働時間に応じた評価となるよう項目を見直し
＜就労継続支援A型の基本報酬におけるスコア方式を見直し＞
- 就労継続支援B型における平均工賃月額に応じた報酬体系について、よりメリハリをつけた報酬体系に見直し
＜就労継続支援B型の基本報酬の見直し、人員配置「6:1」の報酬体系の創設【新設】、目標工賃達成加算【新設】10単位/日 等＞
- 就労定着支援の基本報酬を就労定着率のみに応じた報酬体系に見直し
＜就労定着支援の基本報酬の見直し＞
- 就労選択支援の円滑な実施のための基本報酬・人員配置基準等の設定
＜就労選択支援サービス費【新設】 1210単位/日＞

7 相談系サービス(計画相談支援・障害児相談支援)

- 支援の質の高い相談支援事業所の整備を推進するため、機能強化型の基本報酬を充実
＜計画相談支援の基本報酬の見直し＞
- 地域の中核的な相談支援事業所の主任相談支援専門員を更に評価
＜主任相談支援専門員配置加算 100単位/月
⇒ 主任相談支援専門員配置加算(Ⅰ)(Ⅱ) 300単位/月・100単位/月＞
- 相談支援における医療等の多機関連携のための各種加算の拡充
＜医療・保育・教育機関等連携加算 100単位/月 ⇒ 150～300単位/月 等＞

8 障害児支援

(児童発達支援・放課後等デイサービス・居宅訪問型児童発達支援
・保育所等訪問支援・福祉型障害児入所施設・医療型障害児入所施設)

- 児童発達支援センター等における中核機能を評価
＜中核機能強化加算【新設】 22単位～155単位/日
中核機能強化事業所加算【新設】 75単位～187単位/日＞
- 児童発達支援・放課後等デイサービスにおいて総合的な支援を推進
＜総合的な支援の提供を基本とすることを運営基準に規定 等＞
- 児童発達支援・放課後等デイサービスにおいてサービス提供時間に応じた評価を導入
＜児発・放デイの基本報酬の見直し ＞
- 支援ニーズの高い児への支援の評価を充実
＜入浴支援加算【新設】55単位/日、視覚・聴覚・言語機能障害児支援加算【新設】100単位、強度行動障害児支援加算 155単位/日 ⇒ 200又は250単位/日 等＞
- 家族支援の評価を充実
＜事業所内相談支援加算 80単位/月1回 ⇒ 家族支援加算 80単位/月4回(ワライ 60単位)、延長支援加算の見直し 等＞
- インクルージョン推進の取組への評価を充実(保育所等訪問支援の充実 等)
＜訪問支援員特別加算 679単位/日 ⇒ 700又は850単位/日＞
- 障害児入所支援における小規模化や地域生活に向けた支援等への評価を充実
＜小規模グループケア加算 240単位/日 ⇒ 186～320単位/日
セライト型 +308単位/日 ⇒ +378単位/日、移行支援計画の作成等を運営基準に規定 等＞

令和9年度障害福祉サービス等報酬改定に向けた検討の進め方(案)

第55回障害福祉サービス等
報酬改定検討チーム (R8.4.28)
資料 5 より抜粋

○ 令和9年度障害福祉サービス等報酬改定に向けた検討については、以下のスケジュールで進めてはどうか。

令和8年 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	令和9年 1月	2月	3月	4月以降
・ 令和9年度報酬改定の検討開始			・ 関係団体ヒアリング	・ 関係団体ヒアリングの意見まとめ、論点整理	・ 各サービスの報酬等の在り方について検討		・ サービス横断的な報酬等の在り方について検討	・ 報酬・基準に関する基本的な考え方の整理・取りまとめ 令和9年度政府予算編成		・ 障害福祉サービス等報酬改定案のとりまとめ	・ 関係告示の改正、通知等の発出	・ 改定後の障害福祉サービス等報酬の適用

※ 議論の状況については、適宜、障害者部会に報告する。

○ 令和9年度障害福祉サービス等報酬改定に向けた関係団体ヒアリングについて、以下の内容で実施してはどうか。

1. 対象団体

ヒアリングを行う団体は、次ページのとおりとする。

2. 実施予定日

6～7回程度:6月～8月

3. ヒアリング要領

(1) 1団体あたり質疑応答を含め15分程度(団体説明:8分、アドバイザー等質疑:7分)で意見等を述べることとする。

(1回当たり8団体程度を予定)

※ 対面による方式のほか、オンライン会議による方式及び書面提出による方式などにより実施することも可能とする。

(2) 意見等については、令和9年度障害福祉サービス等報酬改定に関するものとし、以下の視点についても盛り込むこととする。

- ・視点1 障害福祉サービス等に係る予算額が、障害者自立支援法の施行時から4倍以上に増加し、特に令和6年度報酬改定後において総費用額が+12.1%の伸びとなっている中で、持続可能な制度としていくための課題及び対処方策
- ・視点2 人材の確保・育成・専門性向上及び業務の負担軽減・効率化に向けた課題及び対処方策
- ・視点3 令和6年度報酬改定及び令和8年度報酬改定後における経営の状況、賃上げや物価等への対応状況
- ・視点4 各地域において、利用者が個々のニーズに応じたサービスの提供を受けられるようにするための、過不足のないサービス提供体制の確保に向けた課題及び対処方策
- ・視点5 より質の高いサービスを提供していく上での課題及び対処方策・評価方法。特に、多様な主体の参入に伴い、サービス・支援の内容・質にバラつきが見られることへの対処方策
- ・視点6 地域生活の支援や重度化・高齢化への対応、他制度との連携強化その他各分野における様々な課題への対応方策

(3) 資料については、本体資料に加え、当該資料の概要を作成し、電子媒体にて事前に事務局へ提出する。

(4) 当日の出席者は最大2名(介助者等を除く)とする。

ヒアリング団体一覧(案)

第55回障害福祉サービス等
報酬改定検討チーム (R8.4.28)
資料 6 より抜粋

○ 令和9年度障害福祉サービス等報酬改定に向けた関係団体ヒアリングは、以下の団体を対象としてはどうか。

- ・ 一般財団法人全日本ろうあ連盟
- ・ 一般社団法人社会的養育地域支援ネットワーク
- ・ 一般社団法人全国医療的ケア児者支援協議会
- ・ 一般社団法人全国介護事業者連盟
- ・ 一般社団法人全国肢体不自由児者父母の会連合会
- ・ 一般社団法人全国児童発達支援協議会
- ・ 一般社団法人全国重症心身障害日中活動支援協議会
- ・ 一般社団法人全国重症児者デイサービス・ネットワーク
- ・ 一般社団法人全国精神障害者福祉事業者協会
- ・ 一般社団法人全国手をつなぐ育成会連合会
- ・ 一般社団法人全日本自閉症支援者協会
- ・ 一般社団法人日本ALS協会
- ・ 一般社団法人日本筋ジストロフィー協会
- ・ 一般社団法人日本自閉症協会
- ・ 一般社団法人日本難病・疾病団体協議会
- ・ 一般社団法人日本発達障害ネットワーク
- ・ 一般社団法人全国地域で暮らそうネットワーク
- ・ きょうされん
- ・ 公益財団法人日本知的障害者福祉協会
- ・ 公益社団法人全国精神保健福祉会連合会
- ・ 公益社団法人全国脊髄損傷者連合会
- ・ 公益社団法人日本精神神経科診療所協会
- ・ 公益社団法人日本医師会
- ・ 公益社団法人日本栄養士会
- ・ 公益社団法人日本看護協会
- ・ 公益社団法人日本重症心身障害福祉協会
- ・ 公益社団法人日本精神科病院協会
- ・ 社会福祉法人全国重症心身障害児(者)を守る会
- ・ 社会福祉法人全国盲ろう者協会
- ・ 社会福祉法人日本身体障害者団体連合会
- ・ 社会福祉法人日本視覚障害者団体連合
- ・ 障害者自立支援法違憲訴訟団
- ・ 障害のある人と援助者でつくる日本グループホーム学会
- ・ 全国医療的ケアライン
- ・ 全国肢体不自由児施設運営協議会
- ・ 全国社会就労センター協議会
- ・ 全国社会福祉法人経営者協議会
- ・ 全国障害者自立訓練事業所協議会
- ・ 全国自立生活センター協議会
- ・ 全国身体障害者施設協議会
- ・ リハビリテーション専門職団体協議会
(日本理学療法士協会・日本作業療法士協会・日本言語聴覚士協会)
- ・ 特定非営利活動法人DPI日本会議
- ・ 特定非営利活動法人就労継続支援A型事業所全国協議会
- ・ 特定非営利活動法人全国就業支援ネットワーク
- ・ 特定非営利活動法人全国就労移行支援事業所連絡協議会
- ・ 特定非営利活動法人全国精神障害者地域生活支援協議会
- ・ 特定非営利活動法人全国地域生活支援ネットワーク
- ・ 特定非営利活動法人難病のこども支援全国ネットワーク
- ・ 特定非営利活動法人日本失語症協議会
- ・ 特定非営利活動法人日本相談支援専門員協会
- ・ 特定非営利活動法人日本高次脳機能障害友の会
- ・ 独立行政法人国立病院機構
- ・ 日本肢体不自由児療護施設連絡協議会

(計53団体、五十音順)

地域における教育と福祉の一層の連携等の推進について

「地域における教育と福祉の一層の連携等の推進について（通知）」

障害や発達に特性のある子どもやその家族への支援には、教育・福祉等による連携が求められ、こども大綱（令和5年12月22日付け閣議決定）等でもその旨盛り込まれている。障害福祉サービス等報酬や予算等の関係する概要や教育と福祉等の連携のポイント及び留意点等を整理し、こども家庭庁、文部科学省、厚生労働省の連名課長通知を発出し、より一層の連携による取組を依頼した（令和6年4月25日付け）。

1 福祉分野における教育との連携推進の取組

障害児通所支援事業所や障害児入所施設と学校等が連携した支援を一層推進できるよう、障害福祉サービス等報酬改定において取り組むこととしている下記の取組について、協力を依頼。

- (1) 関係機関との連携の強化
- (2) 将来の自立等に向けた支援の充実
- (3) 継続的に学校に通学できない児童への支援の充実
- (4) 強度行動障害を有する児への支援の充実
- (5) インクルージョンの取組の推進
- (6) 保育所等訪問支援の充実
- (7) 地域生活に向けた支援の充実
- (8) 相談支援の充実

2 教育分野における福祉との連携推進の取組

各学校が作成する個別の教育支援計画を活用し、引き続き学校と関係機関等との情報の共有を促進すること、「教育と福祉の一層の連携等の推進について」（平成30年通知）や本通知の1の記述を参考として一層の取組を促進することを依頼。

3 教育と福祉の連携を推進する予算事業

4 教育福祉連携を推進する研修等

5 障害児福祉計画を踏まえた関係機関の連携体制の構築

6 学校と放課後等デイサービス事業所等の連携に関する好事例の横展開

こ支障第125号
6初特支第2号
障障発0425第1号
令和6年4月25日

各都道府県知事
各指定都市市長
各都道府県教育委員会教育長
各指定都市教育委員会教育長
附属学校を置く各国立大学学長
構造改革特別区域法第12条第1項の
認定を受けた各地方公共団体の長

こども家庭庁支援局障害児支援課長
文部科学省初等中等教育局特別支援教育課長
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長

地域における教育と福祉の一層の連携等の推進について（通知）

こども基本法（令和4年法律第77号）第9条第1項に基づくこども大綱（令和5年12月22日閣議決定）においては、常にこども（若者を含む。以下同じ）の最善の利益を第一に考え、こども・子育て支援に関する取組・政策を我が国社会の真ん中に据え、こどもを権利の主体として認識し、こどもの視点で、こどもを取り巻くあらゆる環境を視野に入れ、こどもの権利を保障し、誰一人取り残さず、健やかな成長を社会全体で後押しすることにより、「こどもまんなか社会」を実現していくこととされています。

特に、障害や発達に特性のある子どもやその家族への教育と福祉等が連携した支援については、障害や発達の特性を早期に発見・把握し、適切な支援・サービスにつなげていくとともに、乳幼児期・学童期・思春期の支援から一般就労や障害者施策への円滑な接続・移行に向けた準備を、保健、医療、福祉、保育、教育、労働など関係者の連携の下で早い段階から行っていくこととされており、こども大綱やこども未来戦略（令和5年12月22日閣議決定）においてもその旨盛り込まれたところです。

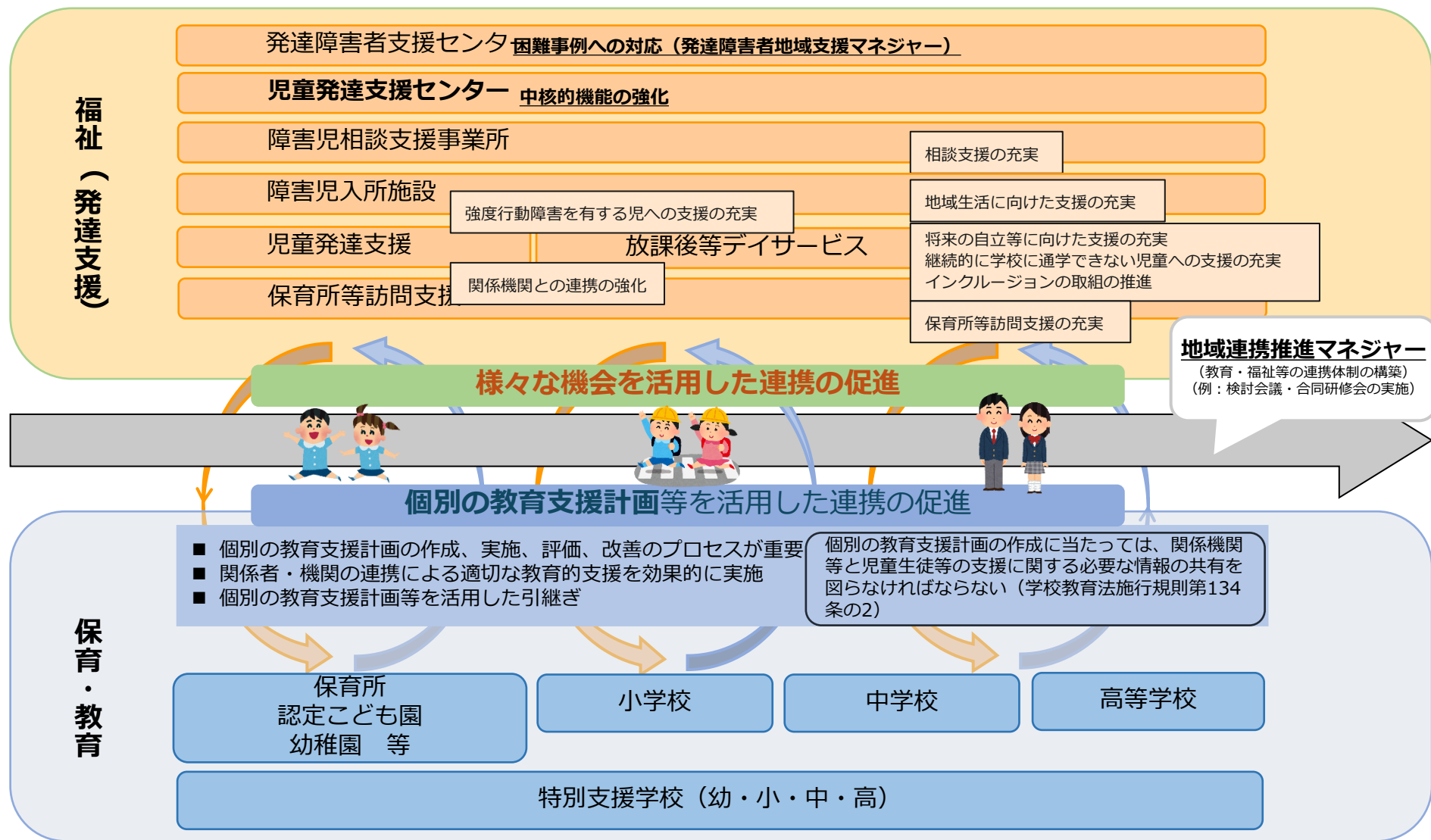
こうした中、教育と福祉の連携の下での様々な取組について、障害福祉サービス等報酬改定や予算事業等により支援の充実を図っているところ、下記のとおり、その概要と連携のポイントや留意点等を整理しました。

これまでの間、「教育と福祉の一層の連携等の推進について」（平成30年5月24日付け30文科初第357号、障発0524第2号、文部科学省初等中等教育局長、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知。以下「平成30年通知」という。）に基づき、教育と福祉の連携による取組を進めていただいているところ、更なるこども施策の充実を図る観点から、本通知を踏まえながら、各種の制度・事業を積極的に活用し、より一層の連携による取組を進めていただきたく、お願いいたします。

「地域における教育と福祉の一層の連携等の推進について（通知）」（令和6年4月25日付け3省庁連名通知）

<https://www.cfa.go.jp/policies/shougaijishien/enkei-suishin>

(詳細) 「地域における教育と福祉の一層の連携等の推進について (通知)」



国による情報発信
支援機関への支援など

国立障害者リハビリテーションセンター
自立支援局秩父学園

自治体や保育所・幼稚園、放課後等デイサービス等に職員を派遣し、発達の気になる児童の支援者に向けた支援を実施

自治体の支援体制状況の把握や好事例の横展開

教育福祉連携を推進する研修等

国立障害者リハビリテーションセンター
発達障害情報・支援センター



国立特別支援教育総合研究所
発達障害教育推進センター

「発達障害のある児童生徒等への支援に向けた教育・福祉の連携事例集」



文部科学省では、教育と福祉が連携し、行政分野を超えた切れ目のない一貫した支援を進めていくため、教育・福祉の連携促進に取り組んでいる自治体にヒアリングを行い、「発達障害のある児童生徒等への支援に向けた教育・福祉の連携事例集」を作成しました。

都道府県、指定都市、市区町村それぞれの視点からの9事例を紹介

事例A

都道府県

モデル市において教育と福祉の連携のための取組を実施するとともに、県において、教育関係者・福祉関係者・保護者を対象にした「トライアングル研修会」を実施し、モデル市の取組を県内の市町村に普及している事例

事例B

指定都市

福祉部局が教育委員会との連携の下で子供の様子や相談の記録を記入できるシートを作成し、このシートを教育委員会が個別の教育支援計画の基本様式とすることで、家庭・教育・福祉が統一の様式を活用している事例

事例C

市区町村

関係機関が随時更新・閲覧できる情報共有プラットフォームにおいて、支援対象となる子供の情報を集約・一元管理化することで、連携して個に応じた支援を継続的に行う仕組みづくりを行っている事例

…など

発達障害のある児童生徒等への支援に向けた
教育・福祉の連携事例集

令和7年5月

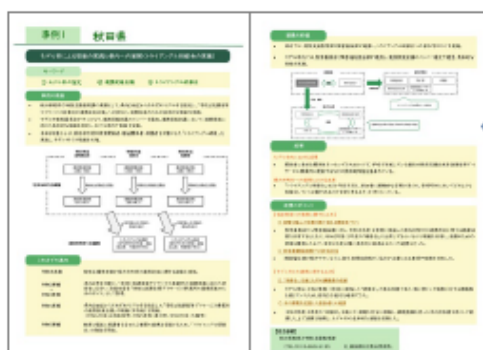


概要版・詳細版の2部構成

概要版

詳細版

(概要版を見て関心を持った方向け)



1つの事例をA4見開きで紹介

7項目で簡潔に整理

各自治体のテーマ

キーワード

連携の枠組

事例の概要

成果

これまでの流れ

連携のポイント

- ✓ 各取組内容を詳細に記載
- ✓ 自治体の独自様式等を掲載
- ✓ 連携機関ごとの成果を掲載



検索はこちら!!

(文部科学省HP上に掲載中)



「発達障害ナビポータル」



- 国が提供する発達障害に特化したポータルサイトとして令和3年に開設しました。
発達障害のあるご本人・ご家族や関係者、全国の支援機関の皆さまへ信頼のおける情報の提供を行っています。

※本サイトは、厚生労働省と文部科学省の協力のもと、国立障害者リハビリテーションセンター（発達障害情報・支援センター）と国立特別支援教育総合研究所（発達障害教育推進センター）で共同運用しています。

紹介のチラシはこちら (894.23 kB)



ご本人・ご家族向けのメニュー

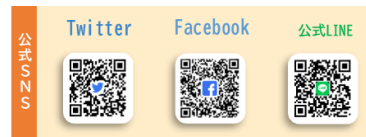
- 各ライフステージの情報
- 働くこと・暮らしの支援
- 保護者・家族に向けた支援
- 情報検索ツール「ココみて(KOKOMITE)」

支援機関の方向けのメニュー

- 教育分野
- 医療・保健分野
- 福祉分野
- 労働分野
- 研修コンテンツ
- 自治体取組情報検索

ご本人・ご家族/支援機関の方向け共通メニュー

- 特集記事
- トピックス
- お知らせ／イベント



- 発達障害ナビポータル内には、ご本人・ご家族向け情報検索ツール「**ココみて(KOKOMITE)**」と、行政・支援機関の方向け「**自治体取組情報検索**」があります。
- 各検索ツールは、「**知りたいことでさがす**」「**都道府県でさがす**」「**年齢でさがす**」を組み合わせ、情報を探すことができます。 ※公的機関等が発信している既存情報を中心に、掲載しています。

ココみて(KOKOMITE)  情報検索ツール ココみて (KOKOMITE)	✓ 発達障害のあるご本人やご家族ができるだけわかりやすく必要な情報や支援につながれるようにというコンセプトのもと、開設しました(令和5年4月公開)。 【掲載場所】発達障害ナビポータル>ご本人・ご家族の方向けページ>情報検索ツール「ココみて」 ✓ 試作段階での当事者および家族へのモニターアンケート調査の結果を踏まえ、各医療機関の情報や、当事者会/自助会・親の会の掲載情報の充実をはかっています。 ✓ 現在、2,403件の情報を掲載しています(令和8年4月2日時点)。	 https://hattatsu.go.jp/libraries2/
自治体取組情報検索  自治体取組 情報検索	✓ 各自治体における取組情報や既存の成果物を収集・整理することで、自治体間での情報を共有しやすくし、有用な情報をひろく発信できるようにすること等を目的に開設しました(令和4年4月～)。 【掲載場所】発達障害ナビポータル>支援機関の方向けページ>自治体取組情報検索 ✓ 都道府県・政令指定都市や発達障害者支援センターが発信している情報を中心に掲載しています。 ✓ 現在、1,533件の情報を掲載しています(令和8年4月2日時点)。	 https://hattatsu.go.jp/libraries/

障害児支援における人材育成に関する検討会

障害児支援における人材育成に関する検討会報告書 ～概要①～

本検討会開催の背景

障害児通所支援を中心に、事業所数、利用者数は飛躍的に増加してきた一方で、適切な運営や提供される支援の質の確保が課題とされてきた。国においては、人材育成が体系化されておらず、支援の質の確保については、各事業所等の取組に委ねられている状況にある。そのような中、「こども未来戦略」において、「全国どの地域でも、質の高い障害児支援の提供が図られるよう、研修体系の構築など支援人材の育成を進める。」とされており、令和9年度以降の本格実施を見据えて、研修体系の構築に向けた具体的検討を行うため、令和6年12月より本検討会を開催。

障害児支援における研修体系創設の意義について

- 共通の理念や価値、知識と技術を学び合い、質の高い支援を全国どの地域でも提供することを実現するための土台を築く。
- 支援者自身の成長やキャリア形成。
- 地域の支援者同士が互いに学び合い、事業所の垣根を超えて、協働関係の地域づくりを進め、包括的な支援体制の充実を図っていく。
- 学びや実践が、各地域において体系的に積み重ねられ、こどもや家族をまんなかに、安心して支援が受けられる環境づくり。
- 本研修を他のこども施策でも活用すること等により、インクルージョン推進が促進され、共生社会の実現に向けた土台となる。

障害児支援における研修の在り方について

- 支援者共通の基本姿勢として、「障害のあるこどもとともに歩むための支援者の基本姿勢」を整理。整理に当たっては、こども・若者、子育て当事者の意見を反映。

① 尊重し合いながら、ともに生きる

② 想いに寄り添い、ともに支え合う

③ 支援をともにつくる

④ 安心できる場をともに育てる

⑤ とともに学び合い、ともに育ち合う

- 「こども施策の基本理念」及び「障害児支援の基本理念」を中心に据えた研修体系を構築。
- 支援者における重要な共通要素として、発達支援に必要な専門性を十分に発揮するために重要であると考えられるスキルや行動特性を9領域で整理。

① 対人支援における倫理的姿勢

② 自己理解と省察

③ こどもの理解に基づく支援

④ 計画と評価に基づく支援の実践

⑤ 家族支援

⑥ 地域支援・地域連携

⑦ チームアプローチ

⑧ 虐待予防・対応

⑨ 相互理解・相互支援

- 障害児支援と子育て支援の両方の観点からの専門性を身につけるため、研修体系の構築に当たっては、「①障害児支援に従事する支援者として」、「②本人支援」、「③家族支援」、「④地域支援・地域連携」、「⑤(日々の支援や業務の根拠となる)制度理解」、「⑥組織マネジメント」の6つのカテゴリーで整理。
- それぞれの求められる役割等を踏まえ、3階層による段階的な研修体系を構築。また、各研修を受講することにより期待される人材像を整理。

障害児支援における人材育成に関する検討会報告書 ～概要②～

研修の標準カリキュラムと効果的な実施手法について

- 障害児支援に従事する支援者が共通して習得すべき知識等について、全ての階層を通じて標準カリキュラムを整理。
- 障害児基礎・実践研修(仮称)については、全科目で動画の視聴により講義が可能な体制の整備を進めていく。また、学びの定着等につなげていく観点から、講義に加え、「受講者自身の振り返り」、「上司や先輩職員との対話」などの取組を、講義の前後で行うことを基本とする。
- 当該研修では、地域において合同研修の実施や他の事業所への見学等を念頭に置きつつ、地域の実情に応じた「地域交流」による学び合いを進めていく。
- 障害児支援リーダー研修(仮称)・障害児支援コア人材研修(仮称)については、講義はあらかじめ動画により受講した後、地域の実情に応じた創意工夫の下で検討された演習を受講。演習については、地域の支援者同士の関係づくりを進めていくことが期待されることから、対面研修を基本とする。

研修の実施主体について

- 障害児支援基礎・実践研修(仮称)については、事業者が実施主体として研修の実施を進める。また、事業所内のみで研修を実施することに限らず、国の標準カリキュラムに基づき、事業者団体や児童発達支援センターが実施する等、柔軟な運用を可能とする。
- 障害児支援リーダー研修(仮称)・障害児支援コア人材研修(仮称)については、都道府県・指定都市(以下「都道府県等」という。)が実施主体として研修の実施を進める。一方、障害児支援コア人材研修(仮称)については、地域性を考慮した上で、複数の都道府県等による合同開催等の柔軟な運用を可能とする。

研修の具体的運用に向けた方向性等について

- 本格実施に当たっては、3階層全ての研修を同時期に実施するのではなく、段階的に本格実施を進めていくことが適当。
- 修了評価は、知識及び技能の習得状況等の確認を目的とすることが適当。
- 国においては、研修検討委員会(仮称)の設置を進めるとともに、都道府県等で中心的かつ指導的な立場となる人材の育成等を進めていくことが必要。
- 都道府県等が、地域の実情に応じた創意工夫の下で研修の充実や人材育成を進めていくため、研修検討委員会(仮称)の設置を進めていくことが重要。
- 研修を効果的かつ円滑に進めていくため、国は実施主体向け(事業者・都道府県等)の手引きの作成を進めていくことが必要。
- 研修受講及び実施への動機づけとなる取組等も進めていくことが重要であり、取り組んだ成果の見える化を進めていくことが重要。
- 他のこども施策でも本研修の活用を進めていくため、他のこども施策の事業者等に対して広く周知していくことが重要。

本検討におけるこども・若者及び子育て当事者の意見反映について

- 本検討会では、障害児支援を利用している(又は利用した経験のある)、こども・若者、子育て当事者へのヒアリングを実施。
- こどもにとって、褒めてくれる、安心できる、信頼できる、大人や仲間が存在が重要であり、そうしたこどもにとって支えとなる関係性が土台となり、こどもは自らに向き合い、「頑張りたい。」という主体的な気持ちが育てられるとともに、支援者の専門性は、土台となる関係性があつた上で十分に発揮されるものである。
- 子育て当事者にとって、こどもの安全が最も重要。また、専門性も大切であるが、それ以上にこどもや家族に寄り添い、共感の姿勢や人間性が信頼の基盤となる。

障害児支援における人材育成に関する検討会報告書 ～概要③～

研修体系の全体像

受講期間 (最長)	●入職後～半年程度まで	●基礎・実践研修(Ⅰ)修了後～3年目程度まで	●特に定めなし	
実施時間 (目安)	約7時間程度 7科目	約22時間程度 22科目	約37～43時間程度 19科目+演習2日間×2	約32～40時間程度 12科目+演習2日間×2

※障害児支援基礎・実践研修(Ⅰ)、(Ⅱ)は、1科目約60分での実施を想定した場合

※障害児支援リーダー研修、コア人材研修は、1科目約60分、演習を90分～120分での実施を想定した場合

それぞれの役割等に応じた**任意受講**

研修の階層

職種や実務経験問わず**全ての支援者が受講**

障害児支援
基礎・実践研修(Ⅰ)

障害児支援
基礎・実践研修(Ⅱ)

障害児支援リーダー研修

障害児支援コア人材研修

対象者像

主に本人支援を中心とした役割を担う者

事業所において中心的な役割を担う者

地域において中心的な役割を担う者

実施主体

事業者

都道府県・指定都市

実施イメージ

一科目(講義前+講義+講義後の取組)あたり約60分～90分程度での実施時間を想定
※一科目を同日で行う場合や各取組・講義を複数日に分けて行う等、事業所等の実情に応じて実施

講義前の取組

全国共通
講義

講義後の取組

【事業所】

全国共通
講義
(動画)

【対面研修】

具体的取組については、標準カリキュラム等の内容も踏まえながら、地域の実情に応じた創意工夫の下で、都道府県等が主体的に検討

演習

【対面研修※】

演習

※対面研修の間を一定期間あけて実施

障害のある子どもとその家族とともに歩むための支援者の基本姿勢

尊重し合いながら、ともに生きる

- ・ 障害の有無に関わらず、子どもを大切な存在として尊重し、一人ひとりの尊厳を大切にする。
- ・ 障害を社会がつくる障壁と捉えるとともに、ともに生きる関係を築いていく。
- ・ 支援者自身もともに生きる一人として自分を大切にしながら、子どもや家族が肯定的に受け止められていると感じるように関わっていく。

子ども・若者ヒアリングより反映

想いに寄り添い、ともに支え合う

子育て当事者ヒアリングより反映

- ・ 子どもや家族の行動や言葉の奥にある想いや状況に丁寧に寄り添い、理解を深め合う。
- ・ **子どもに寄り添い、気持ちや願いに共感と理解をもって、支え、認め、励まし、ともに歩んでいく。**
- ・ **ひとりの子どもとして尊重し、その子どもの特性の理解や成長の過程を温かく見守りながら、背景や想いに寄り添い、安心・安全な環境のもとで、家族とともに考え、ともに悩み、ともに支えるとともに、学び続ける姿勢を大切にする。**
- ・ 子どもや家族が内在的に持つ力を発揮できるような関わりを大切にしながら、ともに歩んでいく。

支援をともにつくる

- ・ みんなに同じ支援ではなく、その子どもに合った支援を、子どもや家族と一緒ににつくっていく。
- ・ 子どもが自ら選ぶことを大切にし、気持ちや意思を丁寧に汲み取る工夫や配慮を重ねながら、その子どもらしく育っていけるよう、肯定的なまなざしで関わっていく。
- ・ 家族の思いや不安にも寄り添い、安心して子育てができるよう、関係者や関係機関がともに手をつなぎ信頼関係を育んでいく。

安心できる場をともに育てる

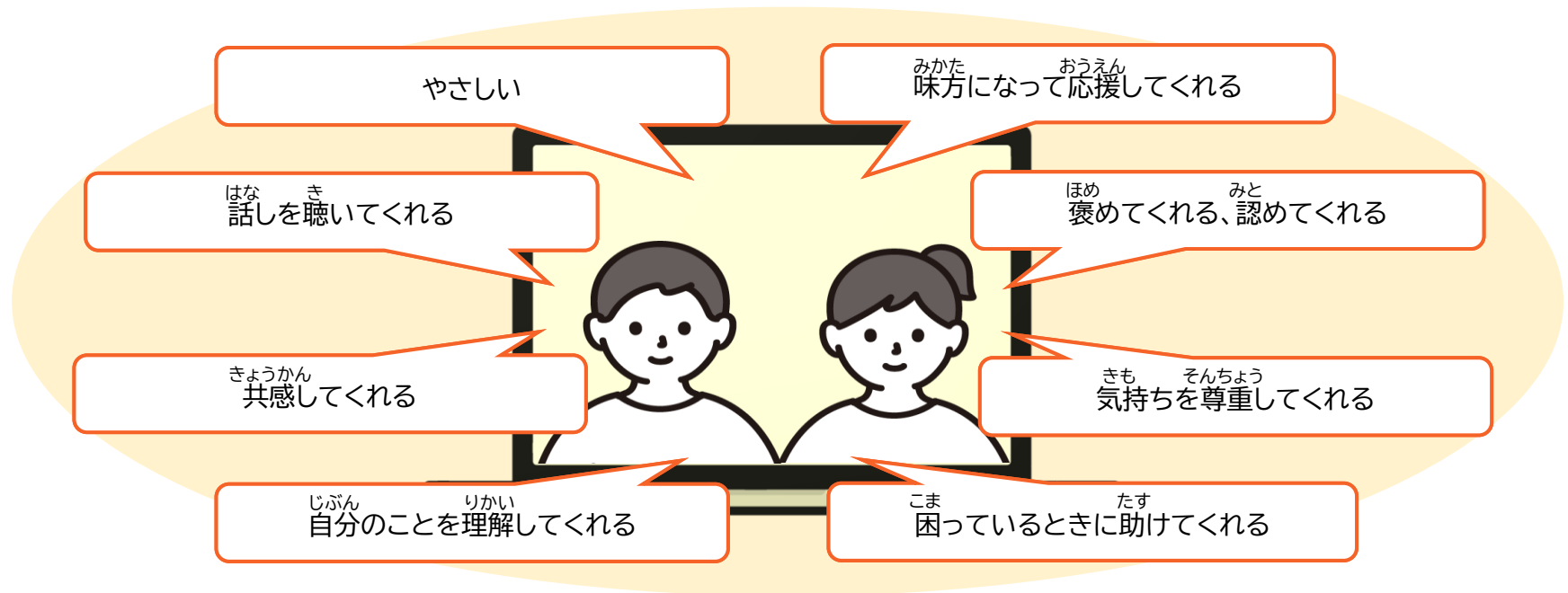
- ・ 子どもが安心して過ごせる場や地域を、家族や地域と協力しながらともに育んでいく。
- ・ 家族と地域、支援者、多職種のつながりを活かし、ともに支え合える場を育んでいく。
- ・ チームで取り組む姿勢を持ち、地域や社会とともに、子どもや家族が安心して暮らし・育つ地域を目指す。

ともに学び合い、ともに育ち合う

- ・ 支援者自身の関わり方や考え方を振り返りながら、子どもや家族とともに良い形を模索する。
- ・ こどもの命と安全を守る責任を自覚し、ともに日々の実践を見つめ続ける。
- ・ こどもの権利と最善の利益を中心に置き、支援力を高めながら学び続ける。
- ・ 乳幼児期から成人期まで、ライフステージに応じて必要な支援を継続的につなげていくことを見据え、ともに歩む。
- ・ 福祉制度への理解と法令の遵守を土台としながら、支援の中で知り得た情報を守り、信頼のもとに支援を進めていく。

職員が大切にすべきことを考えるためのポイント

みなさんの主な意見の中から、「どんな職員なら安心できるか」、「どんな職員なら信頼できるか」、「職員として大切にしたいこと」という視点で、職員が大切にすべきことを考えるためにポイントとなるキーワードをまとめてみました



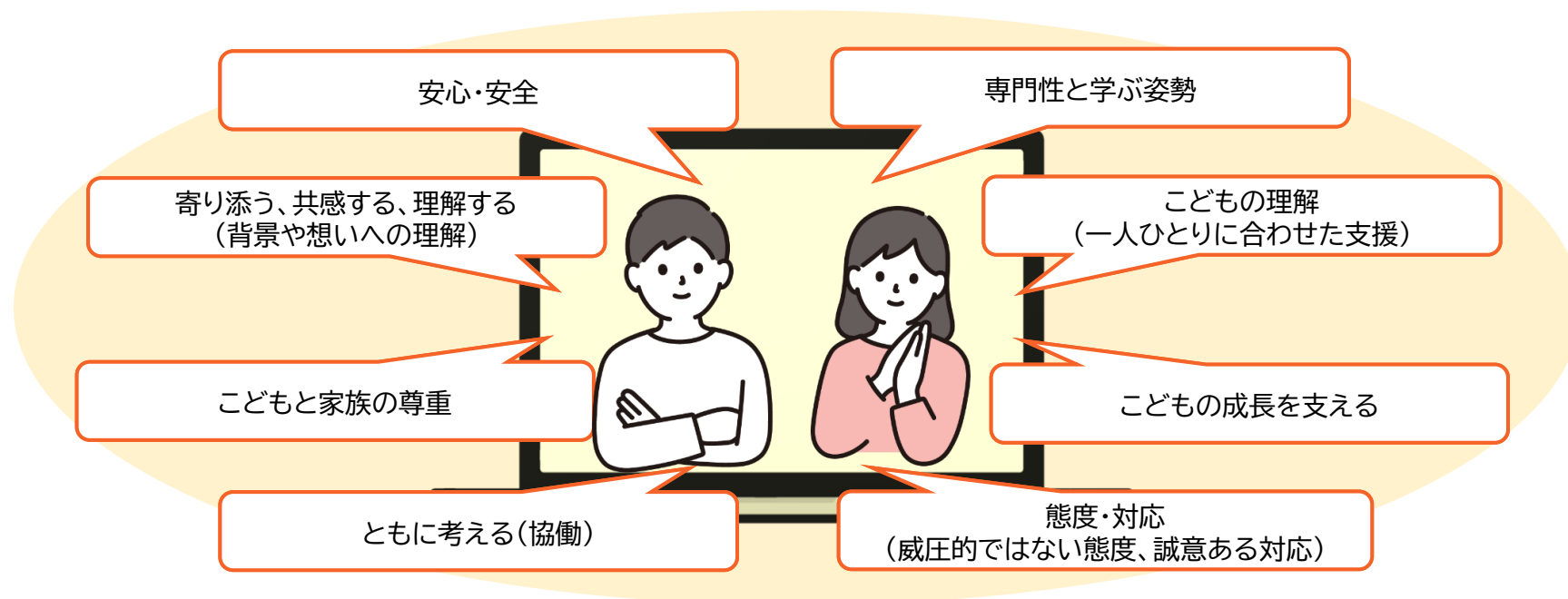
みなさんの意見から考えた「職員が大切にすべきこと」

こどもに寄り添い、気持ちや願いに共感と理解をもって、支え、認め、励まし、ともに歩んでいく。

これから、職員が大切にすべきこととして、全国の全ての職員に対して、研修などで伝えていきます

「支援者としての大切な基本姿勢」を整理するためのポイント

皆さまの主なご意見の中から、支援者としての大切な基本姿勢を整理するに当たり、ポイントとなるであろうキーワードを事務局においてまとめさせていただきました。



皆さまのご意見を踏まえて整理した「支援者としての大切な基本姿勢」

ひとりのこどもとして尊重し、そのこどもの特性の理解や成長の過程を温かく見守りながら、背景や思いに寄り添い、安心・安全な環境のもとで、家族とともに考え、ともに悩み、ともに支えるとともに、学び続ける姿勢を大切にする。

本検討会では、全国共通の枠組みとして研修を進めていくに当たり、事業所や地域を問わず、支援者として大切にすべき基本姿勢について、「障害のあるこどもとその家族とともに歩むための支援者の基本姿勢」として整理しました。これは、障害児支援に従事する全ての支援者にとって、実践における考え方の基本となるものであり、その中の項目の一つに、皆さまのご意見を踏まえて整理した上記の事項を位置づけました。

今後の障害児入所施設の在り方に関する検討会

今後の障害児入所施設の在り方に関する検討会報告書 ～概要①～ (令和8年4月)

本検討会開催の背景

障害児入所施設については、平成24年の児童福祉法改正において障害種別ごとの体系から「福祉型」、「医療型」に再編され、平成26年の「障害児支援の在り方に関する検討会」、平成30年の「障害児入所施設の在り方に関する検討会」の報告を踏まえ、その在り方について一定の方向性が示され、取組が進められてきた。令和4年の児童福祉法改正においては、障害児入所施設に入所する児童の移行調整の責任主体の明確化と、必要な場合に23歳に達するまで入所継続を可能とする制度的枠組が構築された。平成24年の児童福祉法改正で、18歳以上となった者は、障害者施策において成人として適切な支援を行っていくこととし、以降児童福祉法に基づき障害児入所施設に入所している児童が18歳以上となった場合において、一定の福祉型障害児入所施設を指定障害者支援施設等とみなす特例を講じてきたが、令和6年3月31日に当該特例は終了となった。

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定においては、障害児入所施設について、家庭的な養育環境の確保や専門的支援の充実、成人期に向けた移行支援の強化を図り、施設での障害児の育ちと暮らしを支える観点から、小規模化等による質の高い支援の提供の推進等の加算の充実を図ったところである。一方で、昨今、障害児入所施設の利用者像が多様化しており、ケアニーズの高いこども(※)をはじめ、様々な状態像のこどもが障害児入所施設を利用している現状がある。こうした中で、社会的養護施策等との関係性も踏まえた障害児入所施設の役割の整理や支援の在り方についての整理・検討が必要となっている。

こうした現状も踏まえ、次期障害福祉サービス等報酬改定や制度改正を見据えて、障害児入所施設の現状や課題等を把握するとともに、社会的養護施策等との関係性も踏まえた役割等の整理、今後の障害児入所施設の在り方に関する具体的な検討を行うため、「今後の障害児入所施設の在り方に関する検討会」を開催する。

(※)強度行動障害の状態にあるこども、医療的ケアが必要なこども、虐待体験や心的外傷等により特に心理的な支援が必要なこども、複数の障害があり医療を含めた関係機関と連携した支援が必要なこども、これらを合わせ持つこども等

1. はじめに

こども基本法制定、こども家庭庁創設、こども大綱策定など、こども施策全体が大きく転換する中で、障害児入所施設では強度行動障害、医療的ケア、被虐待児など利用児童の状態像が多様化・複雑化している。そのため、社会的養護との関係性も踏まえた障害児入所施設の役割を再整理し、今後の方向性を明確にする。

2. 障害児入所施設の現状(令和7年4月時点)

	福祉型	医療型
施設数	233施設	235施設
入所児童数	5,265人	2,613人
入所割合 (措置・契約)	70%・30%	33%・67%
被虐待児割合 (措置・契約)	37%・3%	38%・1%
外泊できない児童 割合(措置・契約)	68%・34%	96%・66%

3. 障害児入所施設改革に関する基本的視点と方向性

(1) 基本的視点

- ・ こども基本法の理念を踏まえ、こどもの権利と尊厳を中心に据えた支援。
- ・ こどもの声を丁寧に聴き、こどもが希望する生活が実現されるように努める。
- ・ 安定した愛着関係、パーマネンシーが保障される生活を実現していく。
- ・ 障害のあるこどもとその家族への包括的な支援体制の構築。

(2) 基本的な方向性

- ① こどもと家族のウェルビーイングの保障(家庭的養育、家族支援の推進)
- ② こどもの権利保障(パーマネンシー保障の理念、意思表示等支援の推進)
- ③ こどもの最大限の発達の保障(育ちの支援と合理的配慮)
- ④ 専門性の保障(専門的ケアの強化と専門性の向上)
- ⑤ 質の保障(人材育成・職員支援・自己評価・透明性の確保等の整備)
- ⑥ 包括的支援の保障(地域支援の強化・切れ目ない支援体制、他施策との連携)
- ⑦ 社会的養護施策との連携の推進(社会的養護施策への後方支援の強化)

今後の障害児入所施設の在り方に関する検討会報告書 ～概要②～

4.(1)福祉型の課題と方向性

- ・施設基準(知的障害児、自閉症児、肢体不自由児、盲児、ろうあ児)の統一化。
- ・できる限り良好で家庭的な環境を推進するため職員配置の在り方を検討。
- ・ケアニーズの高いこどもへの支援の強化のための専門的な支援の必要性和専門人材等との連携の強化。
- ・社会的養護施策との連携を深め、障害のあるこどもへの専門的支援提供と相互の学び合いを推進し、里親・ファミリーホームへの支援を強化。

4.(2)医療型の課題と方向性

- ・一人ひとりのニーズに応じた発達支援をおこなうため、職員の配置の在り方を検討。
- ・できる限り良好で家庭的な環境を推進するため職員配置の在り方を検討。サテライト型の創設を検討。
- ・社会的養護施策との連携を深め、相互に障害のあるこどもへの専門的支援の提供と学び合いを推進。

4.(3)福祉型・医療型に共通する課題と方向性

- ・新たな施設類型として、こどもホーム(仮称)の創設と、その運営を専門的に支援するバックアップ体制の検討。
- ・こどもの多様な体験と社会参加を保障するため、保育・発達支援等の柔軟な利用と、こどもの希望に沿った外出・余暇を実現する仕組みの検討。
- ・こどもの意思尊重と最善の利益実現のため、意見表明等支援の体制強化の推進。
- ・入所しているこどもの家族支援を行える職員配置の在り方を検討。
- ・生活の場が変わっても家族との関係が継続するよう家族を含めた支援を推進し、また、家族同士が支え合うピア活動を推進。
- ・地域での包括的支援を実現するため、関係機関との連携強化と短期入所の充実を通じて、こどもと家族を切れ目なく支える体制を整備。

4.(4)その他の重要課題

- ① 福祉型障害児入所施設の名称の変更。(例:「こども発達支援ホーム」)
- ② 質の確保・向上に向け、自己評価と第三者評価の導入を段階的に検討。
- ③ 契約入所と措置入所の取扱いの整理。
- ④ 障害児入所施設における一時保護の受入体制整備と、こどもの意向を踏まえた支援の推進。
- ⑤ 学校・施設の情報共有による各ライフステージに応じた切れ目ない一貫した支援。
- ⑥ 障害児入所施設における大規模災害時の対応。
- ⑦ 性暴力防止・虐待防止について、複数の職員でこどもを見守ることができる体制や個別の対応が必要なこども等への支援を行うことができる体制の整備。
- ⑧ 人材確保と職員の定着に向けた魅力発信・キャリア形成支援、職員支援とICT活用による業務効率化を検討。

5.こども・若者の意見反映

こども・若者ヒアリングを6施設14名に実施。

ヒアリングの意見から考えた「障害児入所施設が目指す方向性」

こどもが希望する生活が可能な限り実現されるように、プライバシーの確保や生活リズムが尊重される環境づくりを進めて行くこと、こどもが頼りたいときに信頼できる大人を自ら選び頼ることができること、希望に沿った余暇や外出等を実現していくこと、家族を含めたトータルな支援を行っていくことが重要である。

6.おわりに

こども家庭庁は、施設名称の見直しやこどもホーム(仮称)の創設など制度改革が必要な事項については、児童福祉法改正などの取組を強化し、その他の事項においては、次期障害福祉サービス等報酬改定において、実現が図られるよう速やかに検討するとともに、今後は、障害児入所施設についても社会的養護施策との関係性を意識し、施策の検討を進める必要がある。また、障害のあるこどもの代替養育を進める際には、制度横断的な視点を持ち、検討を進めて行く必要がある。さらに、こども家庭庁として、教育等その他の分野との連携の観点から、文部科学省等他省庁との連携も強化し、本検討会で寄せられたこどもたちの想いや意見を踏まえ、今後の施策を着実に進めていく必要がある。

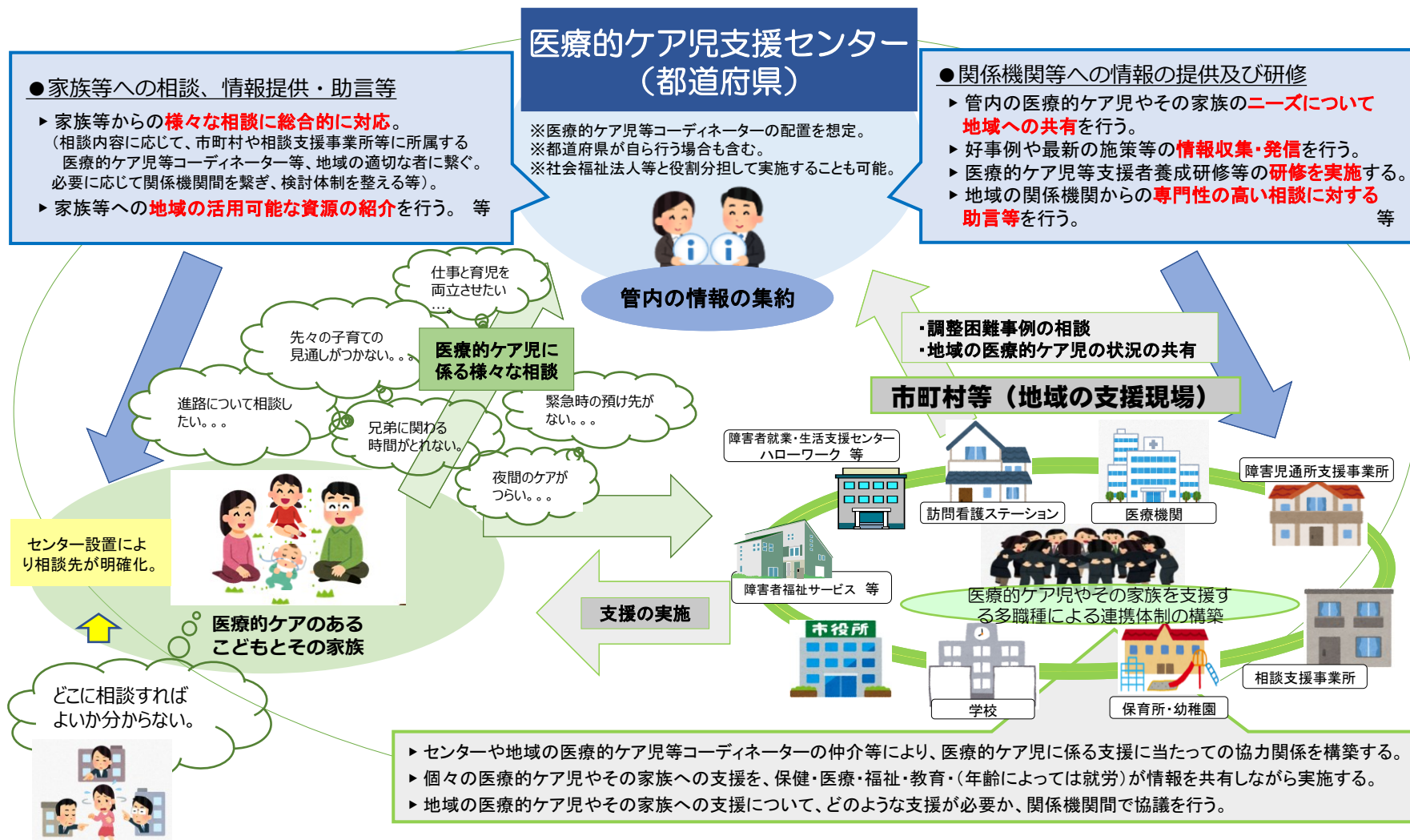
参考資料集

医療的ケア児について

医療的ケア児支援センターの設置による医療的ケア児やその家族への支援（イメージ）

医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の基本理念の実現

■ 医療的ケア児の日常生活・社会生活を社会全体で支援 ■ 個々の医療的ケア児の状況に応じ、切れ目なく行われる支援 等
どこに相談すれば良いか分からない、医療的ケア児やその家族の様々な相談について、医療的ケア児支援センターが総合的に対応する。



＜児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金＞ 令和8年度予算額

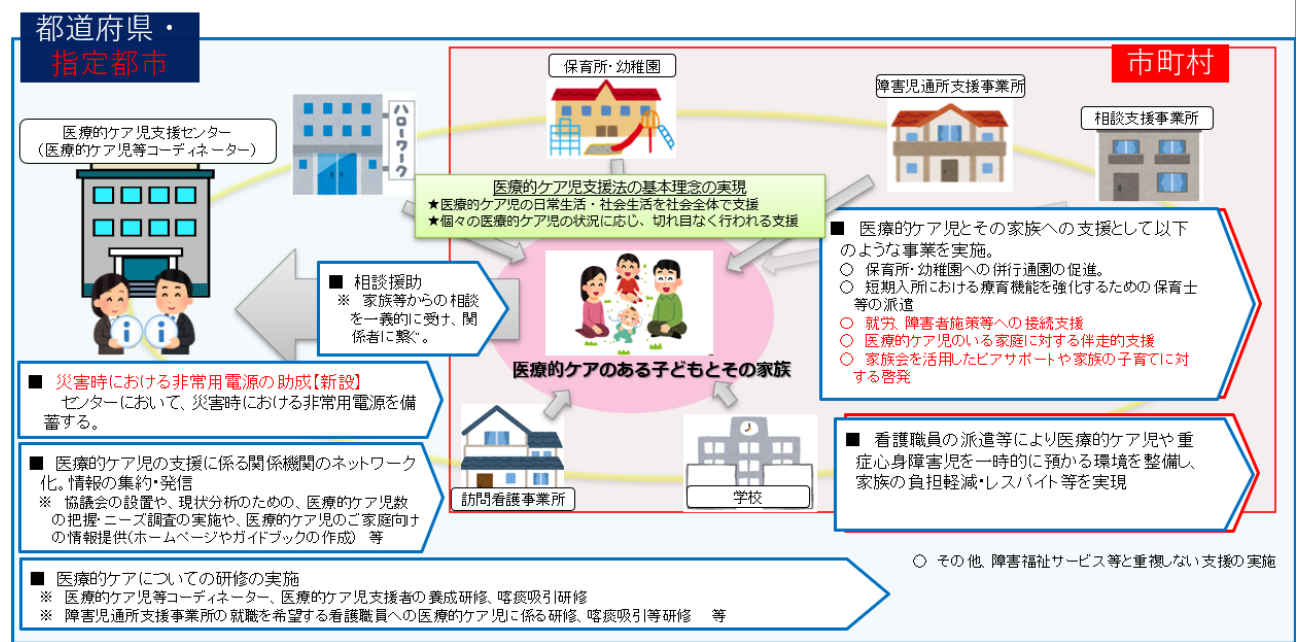
206億円の内数（207億円の内数）

事業の目的

- 医療的ケア児や重症心身障害児の地域における受入れが促進されるよう、地方自治体の体制の整備を行い、医療的ケア児等（※）の地域生活支援の向上を図る。 ※18歳を超え、適切な障害福祉サービス等の支援に繋がるまでの間は本事業の対象とする。

事業の概要

- 「医療的ケア児支援センター」に医療的ケア児等コーディネーターを置き、医療的ケア児とその家族への相談援助や、専門性の高い相談支援を行えるよう関係機関等をネットワーク化して相互の連携の促進、医療的ケア児に係る情報の集約・関係機関等への発信を行うとともに、医療的ケア児の支援者への研修や医療的ケア児とその家族の日常の居場所作りや活動の支援、医療的ケア児を一時的に預かる環境整備等を総合的に実施する（センターを置かない場合も各種事業の実施は可能）。



実施主体等

- 【実施主体】 都道府県・市町村 ※医療的ケア児支援センターへの医療的ケア児等コーディネーター配置については都道府県、指定都市のみ
- 【負担割合】 国 1/2、都道府県 1/2 又は市町村 1/2
- 【補助基準額】
- ・ 医療的ケア児等コーディネーターを配置する場合 8,625千円（2人目以降 5,044千円）
 - ・ 医療的ケア児等コーディネーターを配置しない場合 5,141千円
 - ・ 一時預かり 1人当たり780千円 【拡充】 ・ 環境整備 1自治体当たり 500千円
 - ・ 非常用電源助成 【新規】 都道府県の医療的ケア児支援センター1箇所当たり 3,000千円（医ケア児400人につき、3,000千円を加算）

医療的ケア児等を一時的に預かる環境の整備（医療的ケア児等総合支援事業）

実施目的

家族の負担軽減・レスパイトや就労を支える観点から、医療的ケア児や重症心身障害児（以下「医療的ケア児等」という。）を一時的に預かる環境を整備する。

実施方法・実施例等

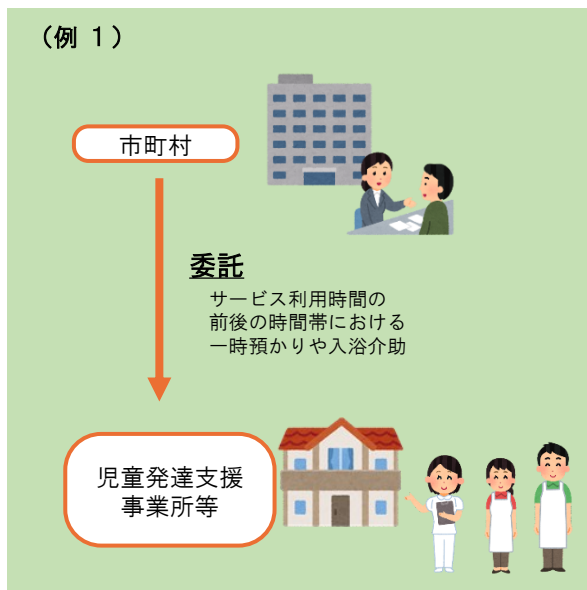
【一時預かり】

医療的ケア児等を受け入れるための体制を整備している事業所等への委託や、訪問看護事業所又は医療機関等への委託により、看護職員等を派遣するなどして、医療的ケア児等を一時的に預かり、医療的ケアや入浴介助、見守り等を行う。

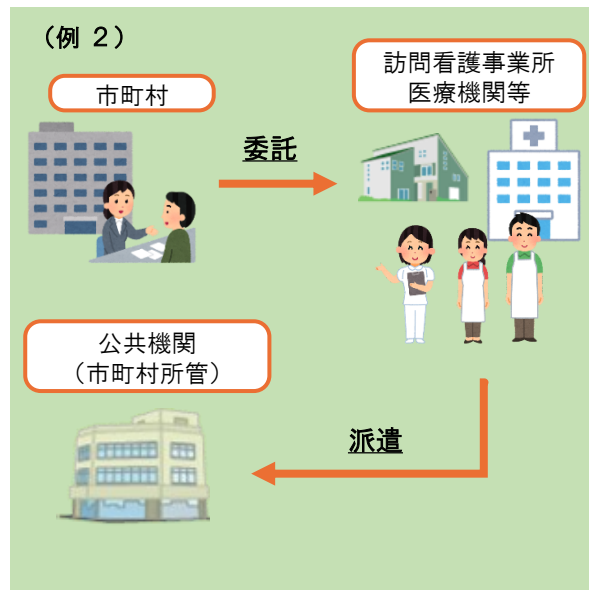
【環境整備】

一時預かりの実施にあたり、実施場所において、必要な備品・設備（段差解消スロープ、座位保持装置、点滴用スタンド等）が無いために医療的ケア児等の受入れが行えない場合に、必要な備品の購入等にかかる費用を助成する。

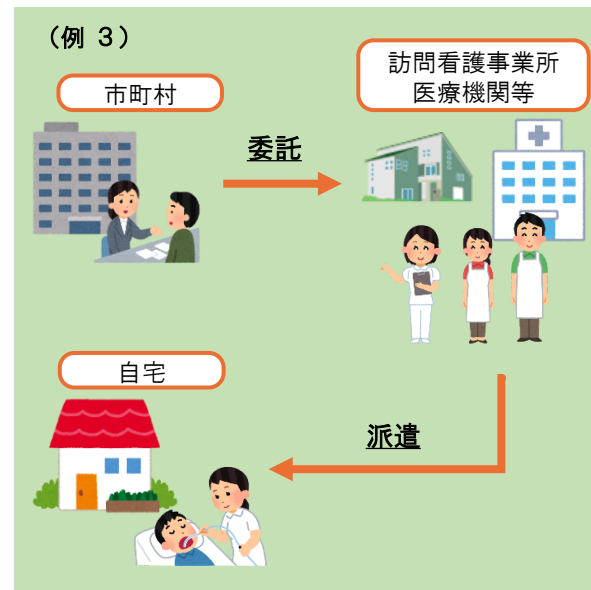
（例 1）



（例 2）



（例 3）



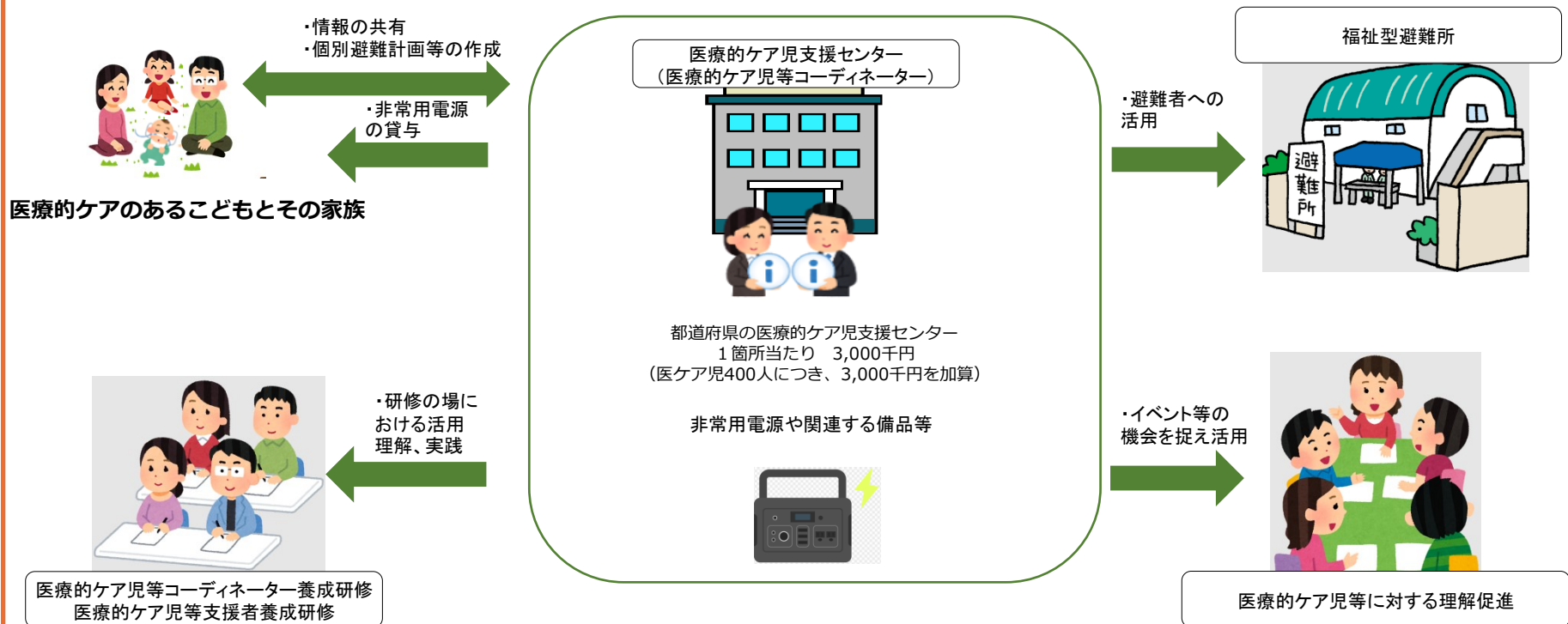
災害時における非常用電源の整備（医療的ケア児等総合支援事業）

実施目的

47都道府県に設置が完了した医療的ケア児支援センターにおいて、災害時における非常用電源の整備にかかる費用を助成する。

実施方法・実施例等

○各都道府県の医療的ケア児支援センターにおいては、医療的ケア児等の情報を医療的ケア児等コーディネーターを中心に把握していることから、災害時における非常用電源の整備として、ポータブル電源等を整備し発災時において、活用できるようにする。



強度行動障害について

「強度行動障害の状態にある者」の概要

「強度行動障害」とは

自分の体を叩いたり食べられないものを口に入れる、危険につながる飛び出しなど本人の健康を損ねる行動、他人を叩いたり物を壊す、大泣きが何時間も続くなど周囲の人のくらしに影響を及ぼす行動が、著しく高い頻度で起こるため、特別に配慮された支援が必要になっている状態のこと。

「強度行動障害」と障害福祉サービス等報酬

障害福祉サービスを受ける際に行う障害支援区分の調査に併せて把握する「行動関連項目*」の合計点数が10点以上の者については、障害福祉サービス等報酬上の「重度障害者支援加算」の対象となる。（障害児の場合は「強度行動障害判定基準表」20点以上）

令和6年度報酬改定では、受入れの拡大や支援の充実の観点から、新たに「行動関連項目」18点以上（障害児は30点以上）の者について、より高い段階の加算を設けた。

*障害支援区分認定調査の認定調査項目11項目（コミュニケーション、大声・奇声、自傷、他傷、不適切な行動など）に医師意見書のてんかんの項目を加えた12項目が行動関連項目とされ、各項目に0～2点の重みづけを行い、24点満点としている。

重度障害者支援加算の対象者（行動関連項目10点以上） **128,694人※**

うち、行動関連項目18点以上 **26,468人※**

※令和7年7月時点

※障害福祉DBに蓄積されている障害支援区分認定データ（平成26年4月以降のデータを格納）をもとに作成。
データ未提出の自治体があるため、全数を網羅していない可能性がある。

障害支援区分認定データを持たない障害児については集計に含まれない。（みなし措置をしている児は含む）

※行動関連項目は行動上の障害が生じないように行っている支援や配慮、投薬等の頻度を含め判断するため、
「行動上の障害が現れた場合」と「行動上の障害が現れないように支援している場合」は同等の評価となることに留意。



強度行動障害を有する者への標準的な支援

（強度行動障害を有する者の地域支援体制に関する検討会報告書（令和5年3月30日）より）

○（中略）強度行動障害を有する者への支援にあたっては、知的障害や自閉スペクトラム症の特性など個人因子と、どのような環境のもとで強度行動障害が引き起こされているのか環境因子もあわせて分析していくことが重要となる。こうした個々の障害特性をアセスメントし、強度行動障害を引き起こしている環境要因を調整していくことが強度行動障害を有する者への支援において標準的な支援である。

課題となっている行動の例

- ・ 先の見通しが持てず何度も予定を確認する
- ・ 音に敏感で騒がしい部屋に入れない
- ・ 「拒否」が伝えられず他者を叩いてしまう など

本人の特性

自閉スペクトラム症や知的障害など個々の障害特性

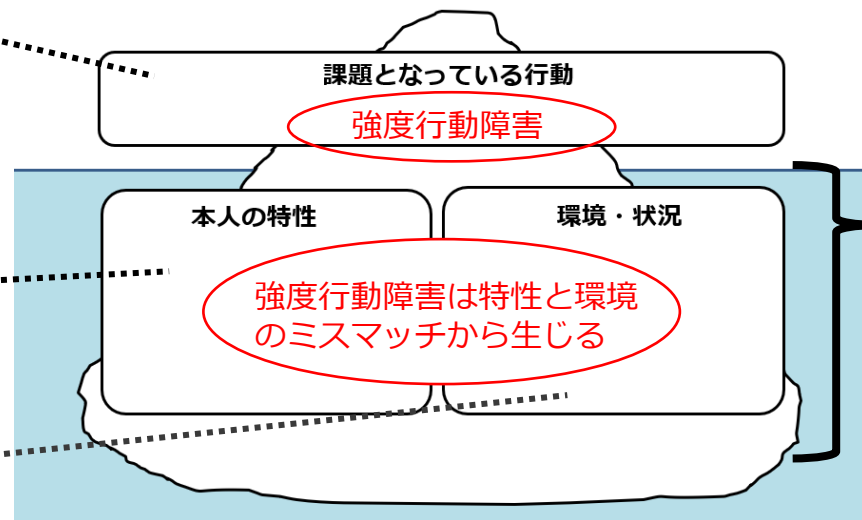
環境・状況

困り感やストレスの要因となっている環境や状況

冰山モデル

見えている行動だけに着目せず行動の背景を考えることが重要

* 強度行動障害支援者養成研修より



標準的な支援

障害特性を踏まえた*機能的アセスメントを行い、強度行動障害を引き起こしている環境を調整する

* 機能的アセスメント
課題となっている行動がどのような意味（機能）をもっているか調べる

アセスメントに基づく支援計画を立て、実施し、実施内容を評価して次の支援につなげる

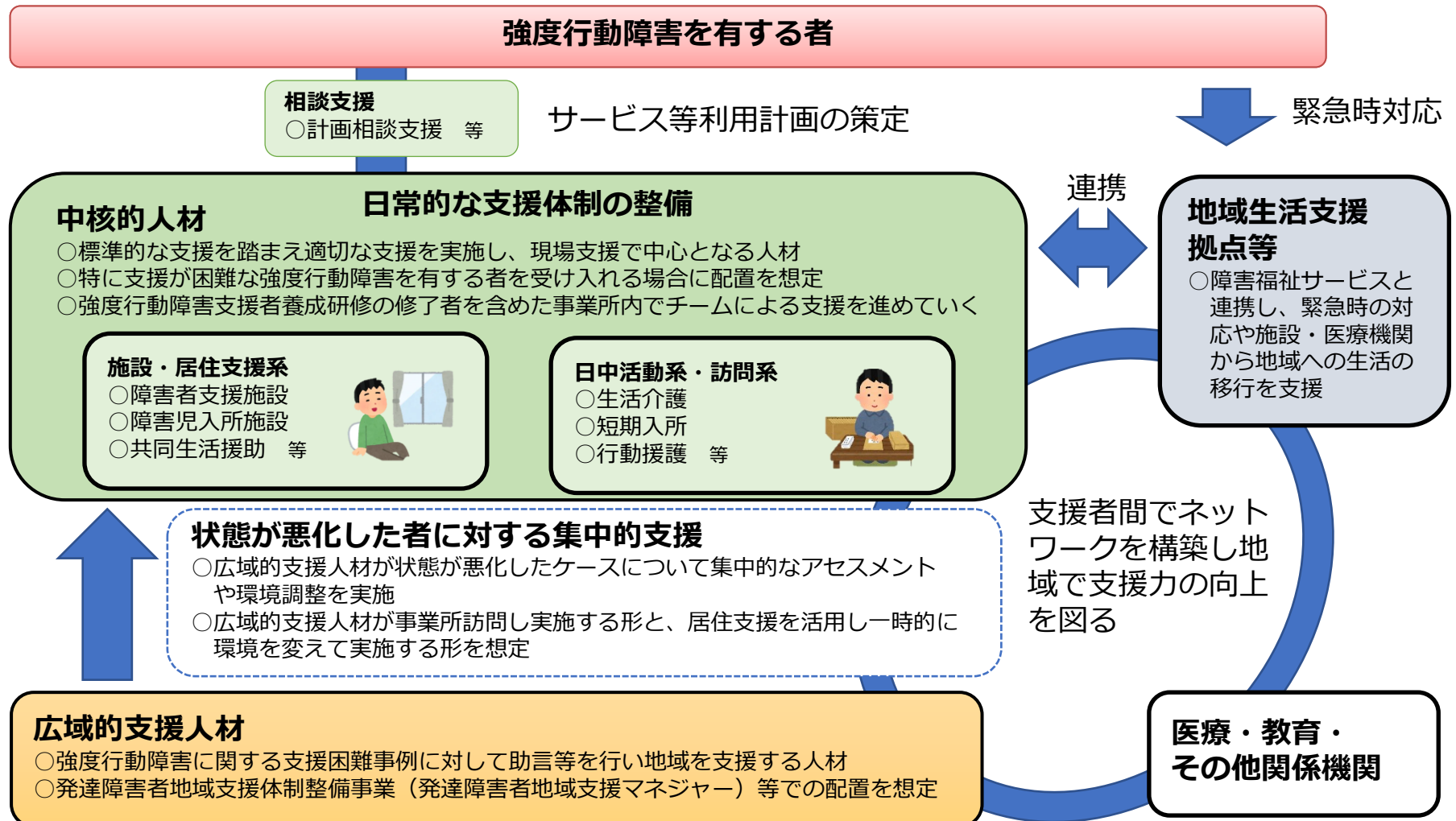
予防的支援の重要性

（強度行動障害を有する者の地域支援体制に関する検討会報告書より）

- 予防的観点を含めて標準的な支援を行うことが必要
- 強度行動障害を引き起こさなくても良い支援を日常的におこなうことが重要
- 支援者、家族、教育等の関係者が、標準的な支援の知識を共有し、地域の中に拡げていくことが重要

強度行動障害を有する者の地域の支援体制イメージ

- 強度行動障害を有する者の支援においては、特定の事業所、特定の支援者だけで支えるには限界があり、地域の中で複数の事業所、関係機関が連携して支援を行う体制を構築していくことが必要である。
- 事業所においては適切な支援の実施をマネジメントする中核的人材を中心にチームによる支援を進めていくことが必要である。また、各地域において、広域的支援人材等が事業所への指導助言等を行い、事業所の支援力の向上や集中的支援による困難事案への対応を行う体制を整備していくことが必要である。



「強度行動障害を有する児者への地域の支援体制整備の促進について（通知）」

強度行動障害を有する児者への地域の支援体制の整備については、令和6年度を始期とする第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画において、各市町村又は圏域において支援ニーズを把握し、障害福祉サービス及び障害児通所支援等の提供体制の確保や支援体制の充実に取り組んでいただくよう、障害福祉サービス等報酬や予算等のポイント及び留意点等を整理し、こども家庭庁、厚生労働省の連名課長通知を発出し、より一層の支援体制の整備の促進を依頼した（令和6年6月27日付け）。

また、文部科学省特別支援教育課からは各教育委員会等に対し、強度行動障害を有する児童生徒に対して教育と福祉等の連携による必要な支援が適切に行われるよう、対応を講ずるよう依頼した（令和6年7月5日付け）

1 基本的な考え方

障害特性を踏まえて機能的なアセスメントを行い、行動上の課題を引き起こさないための予防的な観点も含め、強度行動障害の状態を引き起こしている環境要因を調整する「**標準的な支援**」を行うことが重要である。

各事業所においては、チーム支援の要となり標準的な支援の実施をマネジメントする「**中核的人材**」の配置、都道府県等においては、高い専門性を有する「**広域的支援人材**」が状態の悪化した強度行動障害を有する児者のアセスメント等を行う「**集中的支援**」の実施を含め、こども期から高齢期に至るまでライフステージごとに切れ目なく支援が提供される体制を整備していく。

2 地域の支援体制の構築

市町村の役割と取組・都道府県等の役割と取組・地域のニーズを踏まえた障害福祉サービス事業者指定の仕組みを整理。

3 令和6年度障害福祉サービス等報酬改定

障害福祉サービス・障害児支援・計画相談・障害児相談支援、状態が悪化した強度行動障害を有する児者に対する集中的支援への評価を整理。

4 こども期から予防的支援

（障害児支援における体制整備と教育等との連携）

児童発達支援センター等を中核とした地域の支援体制整備・充実に始めとして、母子保健・子育て支援等との連携の強化、特別支援学校との連携の強化、関係機関との連携の強化、こどもから大人への移行を踏まえた支援の視点を整理。

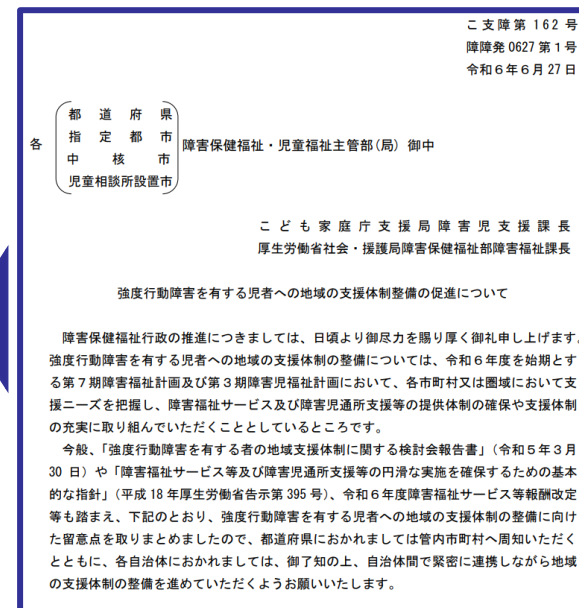
5 医療との連携体制の構築

強度行動障害を有する児者への精神科医療や、身体疾患の治療の重要性と、令和6年度診療報酬改定における対応を整理。

6 のぞみの園及び秩父学園による支援

「強度行動障害を有する児者への地域の支援体制整備の促進について（通知）」（令和6年6月27日付け連名通知）

<https://www.mhlw.go.jp/content/001270355.pdf>



<参考>「強度行動障害を有する児童生徒への支援の充実にについて（周知）」（令和6年7月5日付け事務連絡）

https://www.mext.go.jp/content/20240708-mext-tokubetu01-100002896_01.pdf

令和8年度予算について

令和8年度予算における主な事項（障害児支援関係）

令和8年度予算 5,440億円の内数+0.7億円（デジタル庁一括計上）

（1）良質な障害児支援の確保

5,202億円

- ・ 障害児が地域や住み慣れた場所で暮らせるよう、必要な障害児支援に係る経費（児童福祉法に基づく入所や通所に係る給付等）を確保する。

【参考：令和7年度補正予算】

- 必要な障害児支援に係る経費の確保 616億円
- 令和7年人事院勧告を踏まえた障害児施設措置費の人件費の改定 3億円
 - ・ 障害児入所施設等に従事する職員の人件費について、人事院勧告に伴う国家公務員の給与改定の内容に準じた障害児施設措置費の引上げ等を行う。

（2）地域における障害児支援体制の強化とインクルージョンの推進 【一部新規】 【拡充】

206億円の内数+0.6億円

- ・ 加速化プランに基づき、児童発達支援センターの機能を強化し、地域の障害児通所支援事業所の全体の質の底上げに向けた取組を実施する。
- ・ 加速化プランに基づき、児童発達支援センターを中核とした地域の障害児支援体制の強化等の取組が全国各地域で進むよう、国や都道府県等による状況把握や助言等の広域的支援を進めることにより、地域の支援体制の整備を促進する。

【参考：令和7年度補正予算】

- 地域のインクルージョン総合支援推進事業 1億円
 - ・ 地域のインクルージョン推進に向けた機運醸成を図るため、自治体にインクルージョン推進員を配置し、自治体関係部局・学校・保育所等の関係機関のみならず、民生委員や自治会等を含め、インクルージョン推進に係るネットワークの構築、相互の連携の促進、障害のあるこどもを受入れ可能な社会資源やインクルーシブな活動等に係る情報を集約し、障害のあるこどもやその家族・関係機関等への情報発信を行うとともに、障害のあるこどもの地域における居場所づくりやインクルーシブな活動の普及等を総合的に実施する。

令和8年度予算における主な事項（障害児支援関係）

（3）専門的支援が必要な障害児への支援の強化【拡充】

206億円の内数【再掲】 + 0.7億円（デジタル庁一括計上）

- ・ 加速化プランに基づき、医療的ケア児等への支援の充実を図るため、「医療的ケア児支援センター」の設置や協議の場の設置、医療的ケア児等コーディネーターの配置を推進するとともに、関係機関等の連携促進、医療的ケア児等に係る情報の集約・発信、支援者の養成、日中の居場所作り、活動の支援を行うほか、医療的ケア児等を一時的に預かる環境整備等を総合的に実施する。令和8年度予算においては、本事業の対象となるこどもについて、18歳を超えて適切な障害福祉サービス等の支援に繋がるまでの間に拡大するとともに、一時預かりの拡充、都道府県等による医療的ケア児用の非常用電源確保に係る支援を行う。また、「医療的ケア児等支援システム」について、運用・保守を行う。
- ・ 加速化プランに基づき、聴覚障害児への支援の中核機能の整備を図るため、保健・医療・福祉・教育の連携強化のための協議会の設置や保護者に対する相談支援、人工内耳・補聴器・手話の情報等の適切な情報提供、聴覚障害児の通う学校等への巡回支援、障害福祉サービス事業所等への研修の実施などへの支援を行う。

（4）早期発見・早期支援等の強化

206億円の内数【再掲】

- ・ 加速化プランに基づき、地域の保健、子育て、教育、福祉等の関係者と医師、心理職、ソーシャルワーカー等が連携して、様々な機会を通じたこどもの発達相談や発達支援、家族支援を行い、早期から切れ目なく必要な支援につなげる。

【参考：令和7年度補正予算】

○ 発達に特性のあるこどもへのアセスメント強化・伴走的支援推進事業

3億円

- ・ 乳幼児健診（5歳児健診を含む）等でのこどもの発達の特性への「気づき」の段階から切れ目ない子育て支援を一層推進するため、こどもの発達の特性のアセスメントを行い、家族の状況等を踏まえて、家族がこどもの発達の特性を理解するための支援や、一人ひとりのこどもの発達の特性に応じた支援へのつなぎ及びこどもの発達の特性に応じた伴走的な支援を行う。

（5）性被害防止対策の実施

【参考：令和7年度補正予算】

○ 障害児安全安心対策事業

1億円

- ・ 障害児支援事業所等において、こどもの安全を守る観点から、こどもの性被害防止に資する設備・備品の購入等を支援する。

令和8年度予算における主な事項（障害児支援関係）

（6）ICTを活用した業務負担軽減・発達支援の推進

【令和7年度補正予算】

- **地域障害児支援体制充実のためのICT化推進事業** **2億円**
 - ・ 障害児支援分野におけるICT活用により、障害児支援現場における業務効率化及び職員の業務負担軽減を推進しながら安全・安心な障害児支援を提供する取り組みが全国的に進むよう、障害児支援事業所・施設等におけるICT化推進事業を実施する。
- **障害児支援事業所等におけるICTを活用した発達支援推進モデル事業** **75百万円**
 - ・ 加速化プランに基づき、障害の特性や状態等に関わらず身近な地域でニーズに応じた支援を受けられる環境整備や、支援の質の向上を図る等の観点から、ICTを活用した発達支援の取組について、地域における先駆的な取組を後押しするとともに、全国での活用に向けた検証を実施する。

（7）医療・介護等支援パッケージ（障害児支援分）の実施

【参考：令和7年度補正予算】

- **福祉・介護職員等処遇改善緊急支援事業** **183億円**
 - ・ 障害児支援分野の人材確保が厳しい状況にあるため、他職種と遜色のない処遇改善に向けて、令和8年度障害福祉サービス等報酬改定において、必要な対応を行うこととし、報酬改定の時期を待たず、人材流出を防ぐための緊急的対応として、処遇改善の支援を行う。

（8）その他の施策

【参考：令和7年度補正予算】

- **障害児支援における人材育成指導者養成研修事業** **1億円**
 - ・ 全国どの地域でも質の高い障害児支援の提供が図られるよう、全国共通の枠組みとして、障害児支援における自治体研修（令和9年度を予定）の円滑導入に向け、国における標準カリキュラムに基づくテキスト教材や動画コンテンツの作成、実施主体向けガイドラインの作成、研修の質の確保に関する検討等による支援を行う。
- **被災地域における障害福祉サービス等の利用者負担減免の特別措置** **1百万円**
 - ・ 令和6年能登半島地震における災害救助法適用地域の児童福祉法における障害福祉サービス等の利用者に対し、市町村等が利用者負担額を減免した場合は、特例として、この利用者負担相当額について、国がその全額を財政支援する。
- **事業者・自治体間の障害福祉関係手続きに関するシステムの共通化** **5億円**
 - ・ 障害福祉サービス事業所にかかる電子申請・届出機能、事業所台帳管理システム、業務管理体制データ管理システムを包含した共通システムの構築を図る。（厚生労働省と一体的に実施）【デジタル庁一括計上予算】

令和8年度予算額 5,148億円（4,871億円）

事業の目的

- 都道府県等が支弁する障害児入所（通所）措置費給付費及び障害児相談支援給付費に要する費用を負担する。

事業の概要

（１）障害児入所（通所）措置費

都道府県等が支弁する障害児入所措置費及び障害児通所措置費（※）に要する経費の1／2を負担するもの。

※障害児入所措置費・・・虐待など保護を要する児童について、障害児入所施設等に入所させる措置をとった場合に要する費用

※障害児通所措置費・・・障害児通所支援を必要とする障害児の保護者が、やむを得ない事由により障害児通所給付費等の支給を受けることが著しく困難であると認められるときに、障害児通所支援を提供した場合に要する費用

（２）障害児入所（通所）給付費

都道府県等が支弁する障害児入所給付費及び障害児通所給付費（※）に要する経費の1／2を負担するもの。

※障害児入所（通所）給付費・・・契約により、障害児入所施設等又は障害児通所支援事業所を利用した場合に要する費用

（３）障害児相談支援給付費

障害児の通所サービスの利用に係る障害児支援利用計画の作成や見直しをするために必要な額を要求するもの。

実施主体等

【実施主体】 都道府県、市町村

【負担割合】 入所部分（国1／2、都道府県1／2）、通所部分（国1／2、都道府県1／4、市町村1／4）

【要求額の内訳】

- （１）障害児入所（通所）措置費： 17,555,516千円（17,097,795千円）
- （２）障害児入所（通所）給付費： 486,510,263千円（460,300,997千円）
- （３）障害児相談支援給付費： 10,779,031千円（9,685,965千円）

令和8年度予算額

54億円（54億円）

事業の目的

- 都道府県等が支弁する障害児入所（通所）措置医療費及び給付医療費に要する費用を負担する。

事業の概要

（１）障害児入所（通所）措置医療費

都道府県等が支弁する障害児通所措置医療費及び障害児入所措置医療費（※）に要する経費の1／2を負担するもの。

※障害児入所措置医療費・・・虐待など保護を要する児童について、障害児入所施設等に入所させる措置をとった場合に要する費用のうち、医療に係るもの

※障害児通所措置医療費・・・障害児通所支援を必要とする障害児の保護者が、やむを得ない事由により障害児通所給付費等の支給を受けることが著しく困難であると認められるときに、障害児通所支援と併せて肢体不自由児通所医療を提供した場合に要する費用

（２）障害児入所（通所）給付医療費

都道府県等が支弁する障害児通所給付医療費及び障害児入所給付医療費（※）に要する経費の1／2を負担するもの。

※障害児入所（通所）給付医療費・・・契約により、障害児入所施設等又は障害児通所支援事業所を利用した場合に要する費用のうち医療に係るもの

実施主体等

【実施主体】都道府県、市町村

【負担割合】入所部分（国1／2、都道府県1／2）、通所部分（国1／2、都道府県1／4、市町村1／4）

【要求額の内訳】

- （１）障害児入所（通所）措置医療費： 1,106,107千円（1,149,800千円）
- （２）障害児入所（通所）給付医療費： 4,258,623千円（4,230,736千円）

＜児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金＞ 令和8年度予算額 206億円の内数（207億円の内数）

事業の目的

- 令和6年4月に施行された改正児童福祉法等を踏まえ、児童発達支援センターが中核的な役割を果たせるよう、機能の強化を行うとともに、地域全体で障害児に提供する支援の質を高め、障害児の支援体制の強化を図る。

事業の概要

① 児童発達支援センターの機能強化等

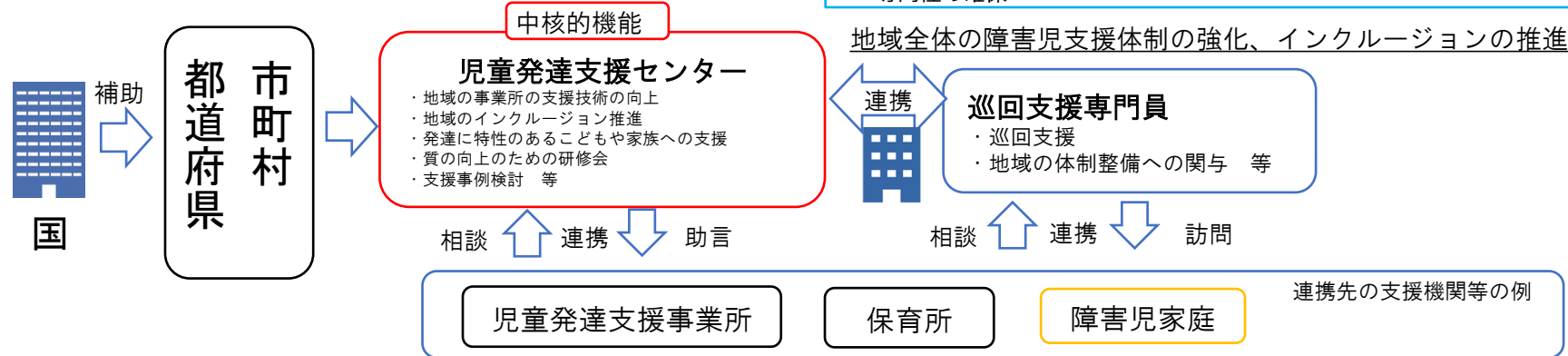
児童発達支援センター等の中核的役割や機能の強化を図るとともに、地域全体で、障害児に提供する支援の質を高め、障害児の支援体制の強化を図る。

- 児童発達支援センターの職員の質の向上
- 地域の事業所の支援技術の向上
- 発達に特性のあるこどもと家族へのサポートの事業
- 地域の支援事例検討・質の向上のための研修等事業

② 巡回支援専門員整備

保育所等に巡回支援を実施し、障害が“気になる段階”から支援を行うための体制整備を図り、発達障害児等の支援の充実、家族への支援を行うとともに、インクルージョンを推進する。

- 巡回等の活動計画の作成
- 巡回等支援
- 戸別訪問等
- 関係機関との連携
- 地域の体制整備への関与
- 専門性の確保



実施主体等

【実施主体】 都道府県・市町村

【負担割合】

(市町村事業) 国 1 / 2、市町村 1 / 2

※都道府県は、予算の範囲内において、市町村が行う本事業に要する費用の1/4以内を補助できる

(都道府県事業) 国 1 / 2、都道府県 1 / 2

【補助基準額】

- | | |
|--------------------|----------------------|
| ① 児童発達支援センターの機能強化等 | |
| ・ 児童発達支援センターの機能強化 | センター 1 箇所当たり 7,702千円 |
| ② 巡回支援専門員整備 | 1 市町村当たり 5,617千円 |

＜こども政策推進事業委託費＞ 令和8年度予算額
＜児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金＞ 令和8年度予算額

国実施分 0.6億円 (0.6億円)
自治体実施分 206億円の内数 (207億円の内数)

事業の目的

- 令和6年4月に施行された改正児童福祉法等を踏まえた、児童発達支援センターを中核とした地域の障害児支援体制の強化等の取組が、全国各地域で進むよう、国や都道府県等による状況把握や助言等の広域的支援を進めることにより、地域の支援体制の整備を促進する。

事業の概要

● 国実施分

全国の障害児支援体制の整備状況の把握・分析、整備・強化の手法や支援ツールの開発、全国の市町村の支援体制の可視化、自治体等のネットワーク構築等を実施し、各地域の体制の整備・強化を支援する。（自治体実施事業とも連携）

● 自治体実施分

都道府県等に、地域における障害児支援にかかる体制整備のためのサポートを行う職員（地域支援体制整備サポート職員）を確保し、以下の取組を行う。

○ 市区町村とのネットワークの構築等

地域支援体制整備サポート職員が地域を巡回することなどにより、管内の市区町村へのサポート体制や管内のネットワーク構築を行うとともに、各市区町村の支援体制の整備状況等に応じて、必要な助言・援助を行う。

○ 各市区町村の支援体制等に係る状況把握

各市区町村と連携をしながら、社会資源の整備状況や、障害児通所支援給付事務の運用状況等に係る状況把握を行い、分析や課題の整理を行う。

（例）

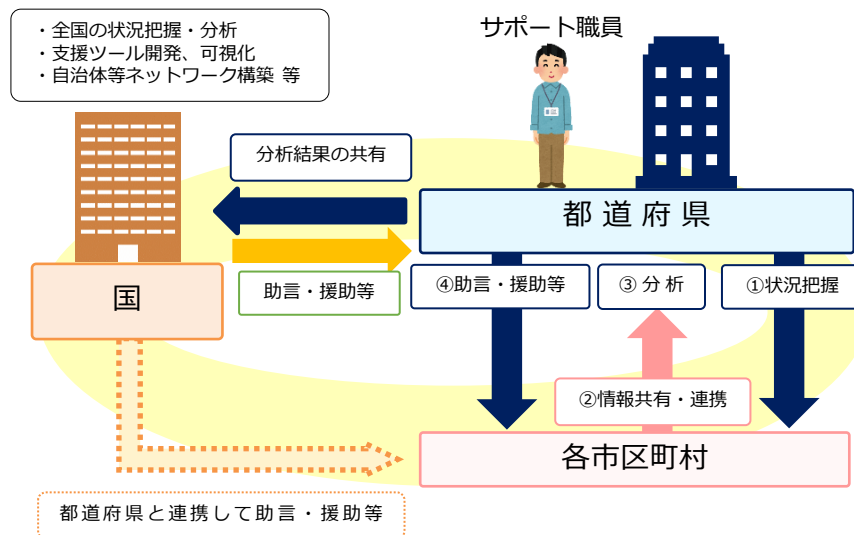
- 児童発達支援センター等を中核とした地域の支援体制の整備状況
- 保育所等の一般施策における障害児の受け入れ体制の状況
- 母子保健、教育等、こども施策関係部署との連携状況
- 医療的ケア児や重症心身障害児等への支援体制の状況
- 障害児相談の体制整備の状況も踏まえた給付決定の状況 等

○ 状況把握・分析結果の公表及び市区町村への助言・援助等

状況把握・分析により整理した管内市区町村における支援体制等について公表するとともに、市区町村向け説明会の開催等により、管内の現状や課題等についての情報共有や、市区町村に対する助言・援助等を行う。

（状況把握・分析結果については、国にも情報共有し連携）

サポート体制のイメージ



※ 指定都市・中核市の場合には、市内の状況把握と分析を踏まえて国・都道府県と連携等

実施主体等

【実施主体】国実施分：国（委託により実施） 自治体実施分：都道府県・指定都市・中核市
【負担割合（自治体実施分）】国 10/10

【補助基準額（自治体実施分）】定額

＜児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金＞ 令和8年度予算額

206億円の内数（207億円の内数）

事業の目的

- 障害児通所支援事業所において、ICTを活用したこども見守りサービス等の機器の導入、登降園管理システムに係る経費の補助を行うことで、こどもの安全を守るための万全の対策を講じるとともに、こどもを預けている保護者の不安解消を図る。

事業の概要

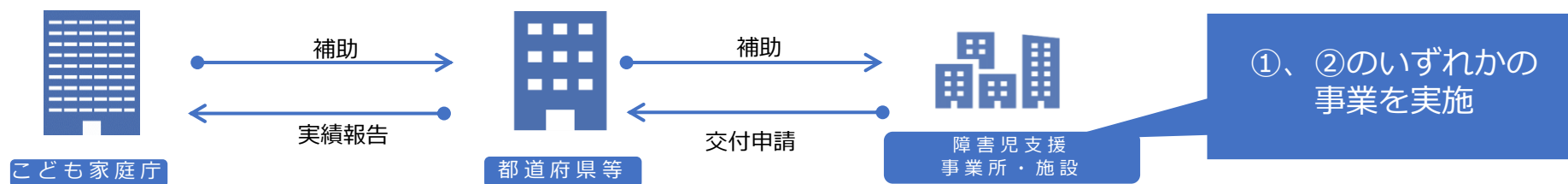
- こどもの安全対策を講じるため、次に掲げる事業を実施する際、備品購入等の費用に係る補助を行う。

① ICTを活用したこどもの見守り支援事業

- ・ ICTを活用したこどもの見守りサービス等の安全対策に資する機器等の導入

② 登降園管理システム支援事業

- ・ 適切な登降園管理を行うためのシステムの導入



実施主体等

【実施主体】都道府県、指定都市、中核市

【負担割合】（①及び②）国3/5、都道府県・指定都市・中核市 1/5、事業者1/5

【補助基準額】

① 1施設又は事業所当たり 200千円

②（端末購入を行わない場合）1施設又は事業所当たり 200千円（端末購入を行う場合） 1事業所当たり 700千円

＜児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金＞ 令和8年度予算額

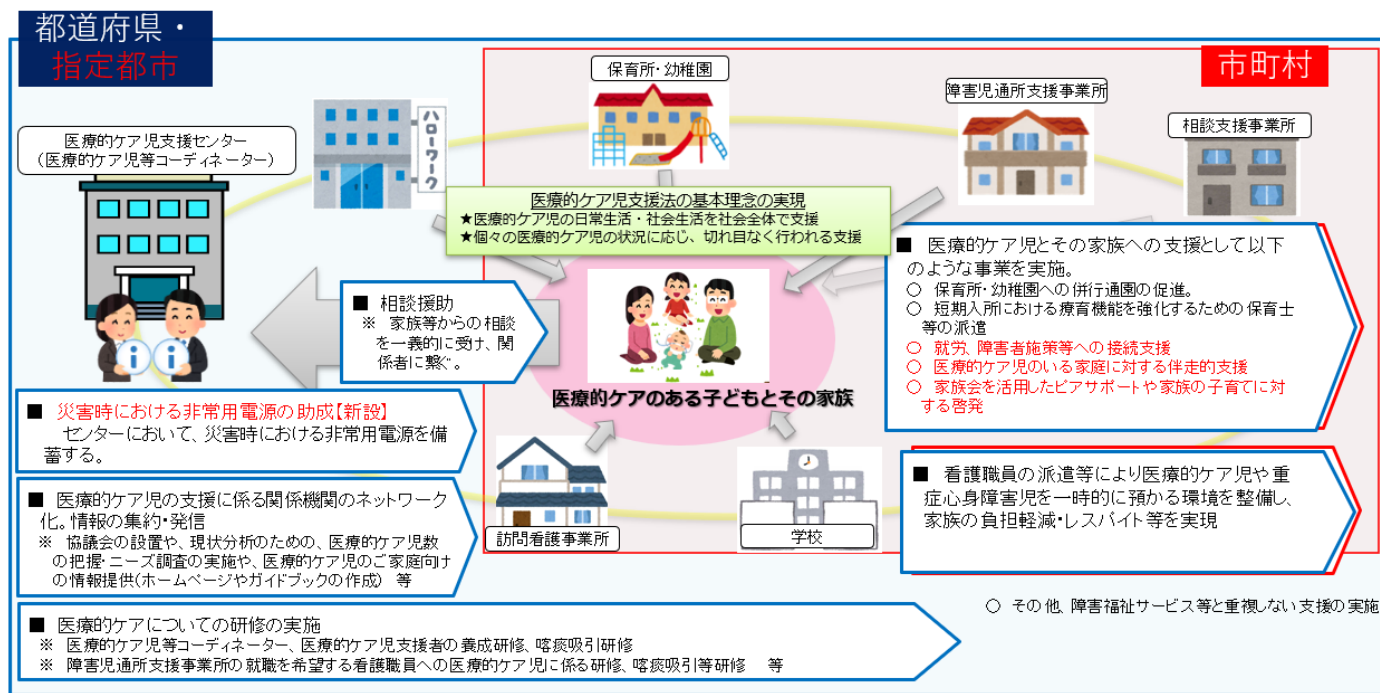
206億円の内数（207億円の内数）

事業の目的

- 医療的ケア児や重症心身障害児の地域における受入れが促進されるよう、地方自治体の体制の整備を行い、医療的ケア児等（※）の地域生活支援の向上を図る。 ※18歳を超え、適切な障害福祉サービス等の支援に繋がるまでの間は本事業の対象とする。

事業の概要

- 「医療的ケア児支援センター」に医療的ケア児等コーディネーターを置き、医療的ケア児とその家族への相談援助や、専門性の高い相談支援を行えるよう関係機関等をネットワーク化して相互の連携の促進、医療的ケア児に係る情報の集約・関係機関等への発信を行うとともに、医療的ケア児の支援者への研修や医療的ケア児とその家族の日の居場所作りや活動の支援、医療的ケア児を一時的に預かる環境整備等を総合的に実施する（センターを置かない場合も各種事業の実施は可能）。



実施主体等

【実施主体】 都道府県・市町村 ※医療的ケア児支援センターへの医療的ケア児等コーディネーター配置については都道府県、**指定都市**のみ

【負担割合】 国 1/2、都道府県 1/2 又は市町村 1/2

【補助基準額】

- 医療的ケア児等コーディネーターを配置する場合 8,625千円（2人目以降 5,044千円）
- 医療的ケア児等コーディネーターを配置しない場合 5,141千円
- 一時預かり 1人当たり780千円 **【拡充】** ・環境整備 1自治体当たり 500千円
- 非常用電源助成 **【新規】** 都道府県の医療的ケア児支援センター 1箇所当たり 3,000千円（医ケア児400人につき、3,000千円を加算）

実施目的

家族の負担軽減・レスパイトや就労を支える観点から、医療的ケア児や重症心身障害児（以下「医療的ケア児等」という。）を一時的に預かる環境を整備する。

実施方法・実施例等

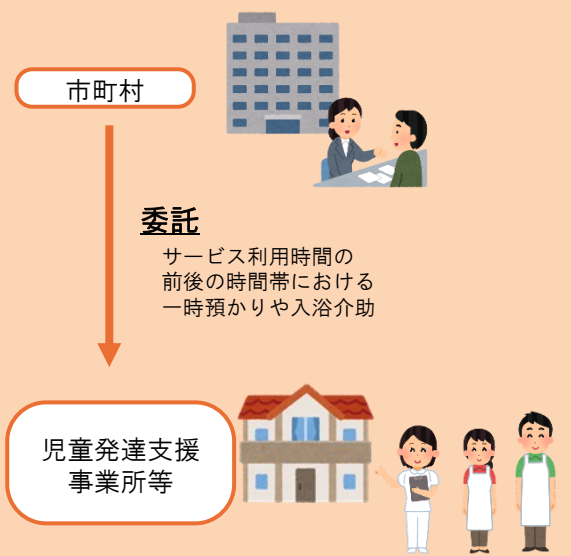
【一時預かり】

医療的ケア児等を受け入れるための体制を整備している事業所等への委託や、訪問看護事業所又は医療機関等への委託により、看護職員等を派遣するなどして、医療的ケア児等を一時的に預かり、医療的ケアや入浴介助、見守り等を行う。

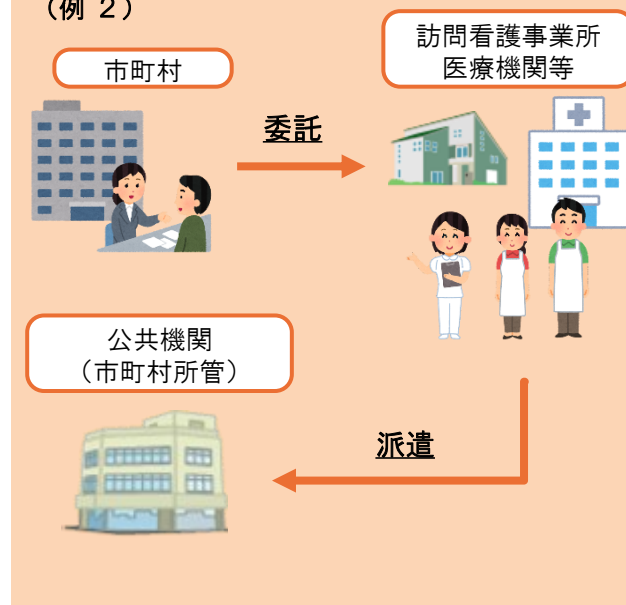
【環境整備】

一時預かりの実施にあたり、実施場所において、必要な備品・設備（段差解消スロープ、座位保持装置、点滴用スタンド等）が無いために医療的ケア児等の受入れが行えない場合に、必要な備品の購入等にかかる費用を助成する。

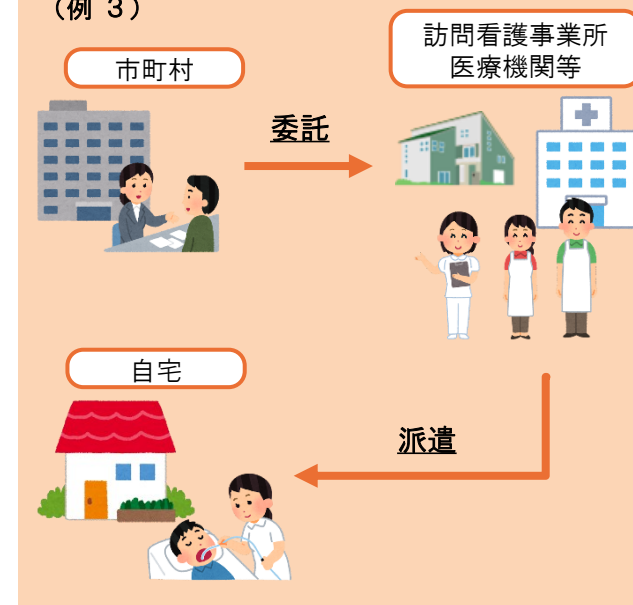
（例 1）



（例 2）



（例 3）



実施目的

47都道府県に設置が完了した医療的ケア児支援センターにおいて、災害時における非常用電源の整備にかかる費用を助成する。

実施方法・実施例等

○各都道府県の医療的ケア児支援センターにおいては、医療的ケア児等の情報を医療的ケア児等コーディネーターを中心に把握していることから、災害時における非常用電源の整備として、ポータブル電源等を整備し発災時において、活用できるようにする。



＜児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金＞ 令和8年度予算額

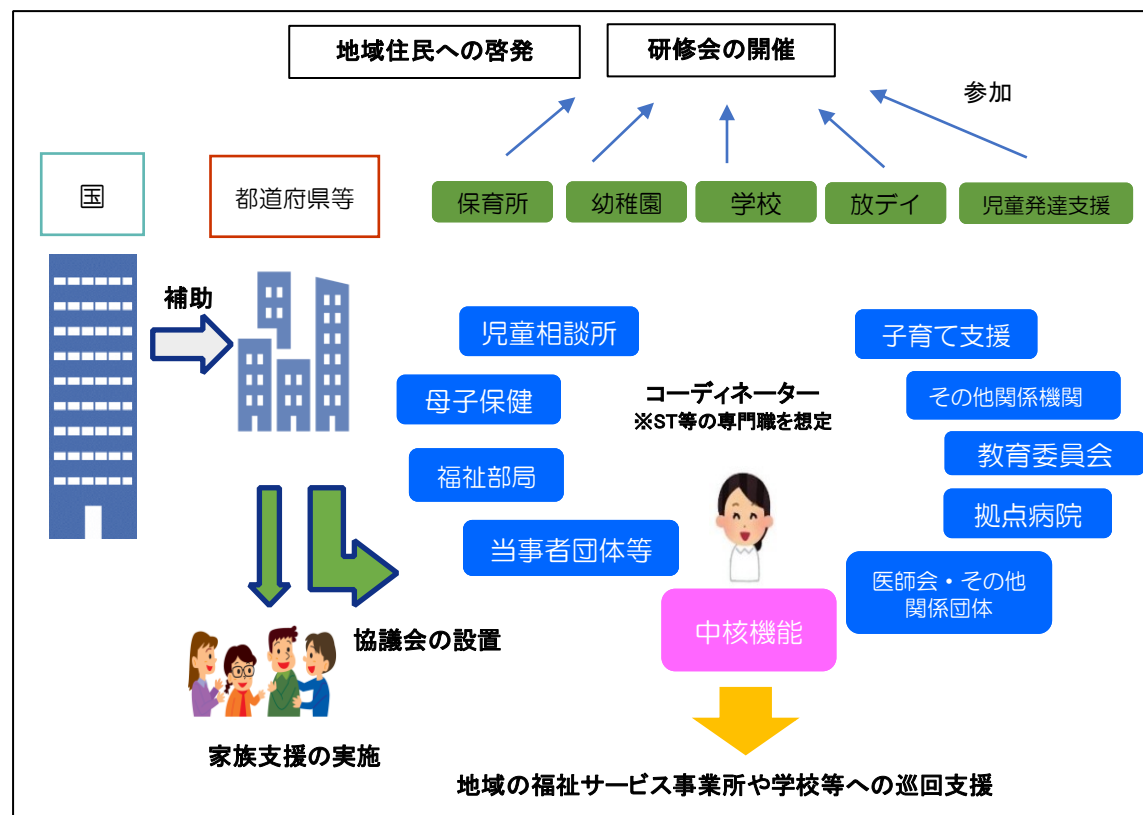
206億円の内数（207億円の内数）

事業の目的

- 聴覚障害児の支援は乳児からの適切な支援が必要であり、また状態像が多様になっていることから、早期からの切れ目のない支援と多様な状態像への支援が求められる。このため、福祉部局と教育部局の連携の下で、聴覚障害児支援の中核機能を整備し、聴覚障害児とその家族に対し適切な情報と支援を提供することを目的とする。

事業の概要

- 聴覚障害児の地域の支援体制を整備・強化するため、体制づくりの中核となるコーディネーターを確保し、1～5の事業を実施する。
 - 聴覚障害児に対応する協議会の設置**
医療・保健・福祉・教育の関係機関等から構成される協議の場を設置し地域の聴覚障害児の支援ニーズや支援機関・事業所等の現状把握、分析、関係機関の連絡調整等を通して地域の課題の整理及びその対応策・支援体制の充実の検討を行う。
 - 聴覚障害児支援の関係機関の連携強化**
医療・保健・福祉・教育等の関係機関・事業所等の役割の明確化や取組の情報共有、ネットワーク化等により、関係機関の連携による乳幼児期から成人期までの切れ目のない支援体制の構築を進める。
 - 家族支援の実施**
 - 家族等の精神面のサポートも含めた相談援助を行う。
 - 聴覚障害児や家族等の交流の機会を確保する。
 - こどもとその家族が必要な情報を得るための環境を整備する。
 - 巡回支援の実施**
保育所、幼稚園等、障害児通所支援事業所、学校等を訪問する等して聴覚障害児への支援方法の伝達や専門機関の紹介等の助言・援助を行う。
 - 聴覚障害児に関する研修・啓発**
保育所、幼稚園、障害児通所支援事業所、学校等の職員に対する聴覚障害児の支援に関する研修会の開催や、市民講座の開催等により、人材育成と地域住民への啓発を進める。



実施主体等

【実施主体】 都道府県・指定都市・中核市

【負担割合】 国 1 / 2、都道府県・指定都市・中核市 1 / 2

- 補助率1/2の対象となるのは、財政力指数1未満の自治体のみであり、その他は1/3。
- 財政力指数の低い自治体等については、当該取組により捻出できた予算の範囲内で補助額を増額する場合がある

【補助基準額】 1 都道府県・指定都市当たり 17,000千円
1 中核市当たり 7,000千円

＜児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金＞ 令和8年度予算額

206億円の内数（207億円の内数）

事業の目的

- 近年、こどもの発達の特性についての社会的認知の広がりにより、幼少期の間に発達支援につながるようになってきた一方、こどもの発達の特性への対応を専門とする医師不足等が一因となり、発達障害の診断等を行う医療機関の初診までに数カ月かかるといった状況が生まれ、スムーズに支援につながらないという実態がある。そこで、地域の保健、子育て、教育、福祉等と医療機関との連携体制を構築し、こどもの発達相談と家族支援の機能を強化することにより、こどもや家族の支援ニーズに適切な時期に対応できる体制整備を促進する。

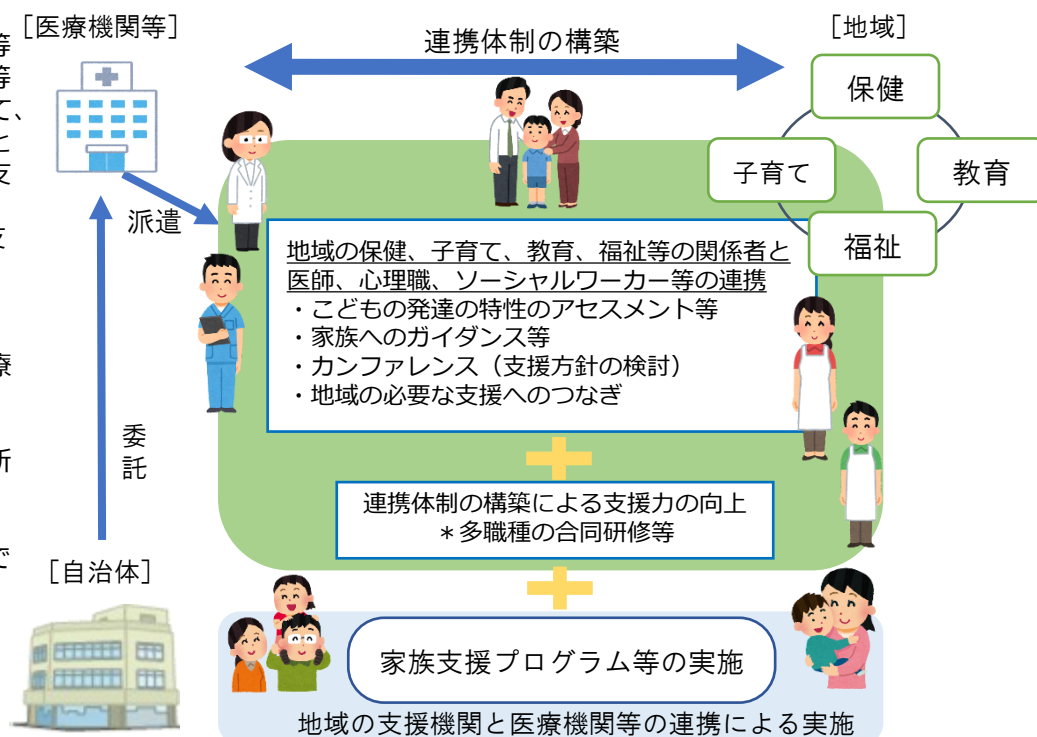
事業の概要

- 発達に特性のあるこどもと家族に対し、地域の保健、子育て、教育、福祉等の関係者と、こどもの発達特性への対応の専門性を有し、地域の社会資源等を把握している医療機関の医師、心理職、ソーシャルワーカー等が連携して、こどもと家族が相談しやすい場所において、こどもの発達相談を実施するとともに、アセスメントやカンファレンス等を行い、必要な発達支援や家族支援につなぐ等の取組を行う。

また、多職種によるカンファレンス・研修等を通じて、地域の関係者の支援力の向上や関係機関が連携した家族支援プログラム等を実施する。

【医師、心理職、ソーシャルワーカー等の役割】

- こどもの発達の特性のアセスメントや家族へのガイダンス等を実施し、医療機関受診の必要性やその時期について見立てを行う。
- こどもと家族への日常的な支援に携わる担当保健師、保育士等と障害児通所事業所の関係者とのカンファレンスの実施を通して、こどもの発達特性の見立てを共通認識することにより、市区町村の社会資源に応じて、どこで、どのような支援を行うのかを共有し、日々の支援力の向上（多角的な視点での見立てや支援）を図る。
- 家族へのこどもの発達特性の理解や子育て支援が必要な場合は、市区町村もしくは圏域単位で家族支援プログラム等を実施する。



実施主体等

【実施主体】都道府県、指定都市、中核市、特別区、保健所政令市

【負担割合】国 1 / 2、都道府県等 1 / 2

【補助基準額】 1 都道府県当たり	8,500千円
1 指定都市当たり	7,700千円
1 中核市・特別区又は保健所政令市当たり	4,500千円

<情報通信技術調達等適正・効率化推進委託費> 令和8年度予算額

0.65億円（0.65億円）

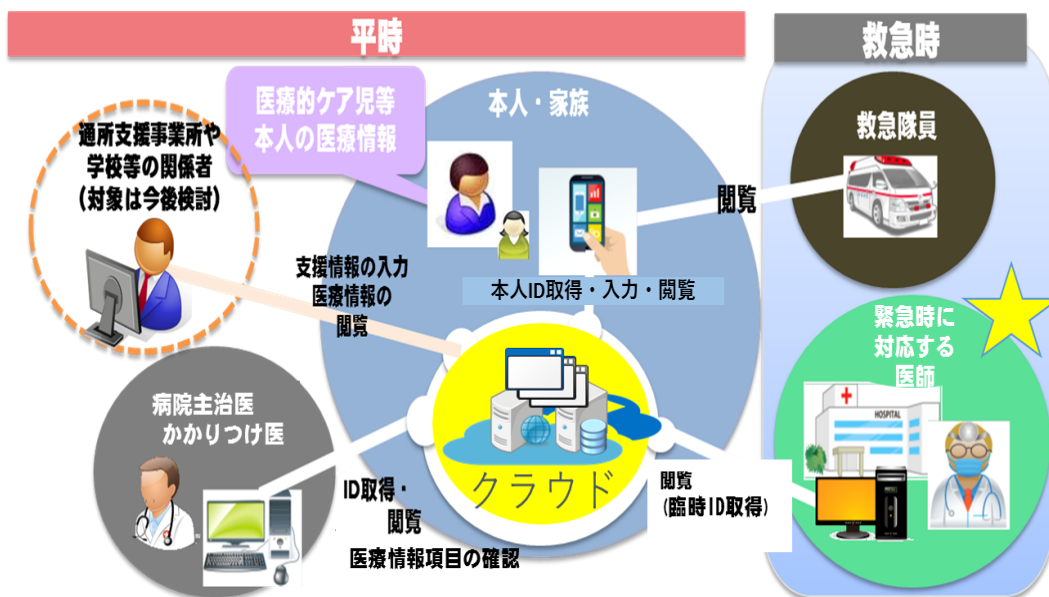
事業の目的

- 医療的ケアが必要な児童等（以下「医療的ケア児等」という。）が救急時や予想外の災害、事故に遭遇した際に、かかりつけ医以外の医師が迅速に必要な患者情報を共有できるようにする。

事業の概要

- 医療的ケア児等の医療情報を、かかりつけ医以外の医師と共有するための「医療的ケア児等医療情報共有システム」（MEIS）について、運用・保守を行う。

※ MEIS : **M**edical **E**mergency **I**nformation **S**hareの略称



【基本情報画面】

The screenshot shows the 'MEIS 医療的ケア児等医療情報共有システム' interface. It includes a sidebar with '基本情報' (Basic Information) and '手帳の所持' (Possession of Handbook). The main area displays '受入 太郎さんの基本情報' (Basic Information of Taro-kun) with fields for personal and medical details. A red box highlights the '処方箋画像' (Prescription Image) section, indicating that images can be uploaded.

●入力項目

- ①基本情報
本人情報、同居家族、介護者等
- ②手帳の所持 ※ 手帳画像を取込可能
- ③緊急連絡先
5箇所まで入力可能
- ④主治医・かかりつけ医
医療機関名、担当課、医師氏名、連絡先等
- ⑤関係機関等（支援事業所等）
サービス種別、機関名称、担当者氏名、連絡先等
- ⑥常用薬 ※ 処方箋画像を取込可能
内服薬、禁忌薬等
- ⑦輸血・検査 ※ 検査画像を取込可能
輸血日、検査日、内容等
- ⑧診察情報
※ 人工呼吸器画像を取込可能
バイタルデータ、麻痺の有無、酸素投与、カニューレ詳細、人工呼吸器詳細等
- ⑨ケア情報
寝返り詳細、介助情報等

【救急サマリーのページ】

The screenshot shows the 'MEIS 医療的ケア児等医療情報共有システム' interface for the '救急サマリー' (Emergency Summary) page. It displays a table with columns for '早期対応情報' (Early Response Information) and '救急サマリー' (Emergency Summary). A red box highlights the '救急サマリー' section, indicating that it can be viewed and printed.

【救急サマリーの出力イメージ】

The screenshot shows the output image of the '救急サマリー' (Emergency Summary) page. It displays a detailed summary of the patient's medical information, including personal details, medical history, and emergency response information. The output is formatted as a printable document.

実施主体等

【実施主体】国（委託により実施）

各種ガイドラインについて

ガイドライン改訂の背景

- 児童発達支援事業所は、平成24年の児童福祉法改正により位置づけられて以降、事業所数約1万2,000箇所、利用者数約15万人と飛躍的に増加(令和4年度)。
- 令和3年から令和5年にかけてとりまとめられた各種報告書や、令和4年の児童福祉法改正により児童発達支援センターが地域の障害児支援の中核的役割を担うことが明確化されたこと、令和5年度のこども家庭庁創設によりこども施策全体の中で障害児支援を進めることとされたこと等を踏まえ、支援の質の確保及びその向上をより一層図るため、児童発達支援の内容を示し、一定の質を担保するための全国共通の枠組みとして示しているガイドラインを改訂。

ガイドラインの目的

- 児童発達支援について、障害のあるこどもやその家族に対して質の高い支援を提供するため、児童発達支援の内容や運営及びこれに関連する事項を定めるもの。

こども施策の基本理念

- 全てのこどもは大切にされ、基本的な人権が守られ、差別されないこと。
- 全てのこどもは、大事に育てられ、生活が守られ、愛され、保護される権利が守られ、平等に教育を受けられること。
- 年齢や発達の程度により、自分に直接関係することに意見を言えたり、社会の様々な活動に参加できること。
- 全てのこどもは年齢や発達の程度に応じて、意見が尊重され、こどもの今とこれからにとって最もよいことが優先して考えられること。
- 子育ては家庭を基本としながら、そのサポートが十分に行われ、家庭で育つことが難しいこどもも、家庭と同様の環境が確保されること。
- 家庭や子育てに夢を持ち、喜びを感じられる社会をつくること。

障害児支援の基本理念

- 障害の特性を踏まえたニーズに応じた発達支援の提供(こどものウェルビーイングの向上、エンパワメントを前提とした支援)
- 合理的配慮の提供(社会的なバリアを取り除くための対話・検討)
- 家族支援の提供(家族のウェルビーイングの向上、エンパワメントを前提とした支援)
- 地域社会への参加・包摂(インクルージョン)の推進(一般のこども施策との併行利用や移行に向けた支援、地域で暮らす他のこどもとの交流などの取組)
- 事業所や関係機関と連携した切れ目のない支援の提供(関係機関や関係者の連携による切れ目のない一貫した支援を提供する体制の構築)

児童発達支援の役割

- 主に就学前の障害のあるこども又はその可能性のあるこどもに対し、個々の障害の状態や発達の状況、障害の特性等に応じた発達上のニーズに合わせて本人への発達支援(本人支援)を行うほか、こどもの発達の基盤となる家族への支援(家族支援)を行うこと。
- 全てのこどもが共に成長できるよう、障害のあるこどもが、可能な限り、地域の保育、教育等を受けられるように支援(移行支援)を行うほか、こどもや家庭に関わる関係機関と連携を図りながら、こどもや家族を包括的に支援(地域支援・地域連携)していくこと。

児童発達支援の目標

- | | |
|---------------------------|----------------------------|
| ○ アタッチメントの形成とこどもの育ちの充実 | ○ こどもと地域のつながりの実現 |
| ○ 家族への支援を通じたこどもの暮らしや育ちの安定 | ○ 地域で安心して暮らすことができる基盤づくりの推進 |

児童発達支援の方法

- こどもの発達の過程や障害の特性等に応じた発達上のニーズを丁寧に把握(※1)し理解した上で、全てのこどもに総合的な支援(※2)を提供することを基本としつつ、こどもの発達段階や特性など、個々のニーズに応じて、特定の領域に重点を置いた支援(※3)を組み合わせで行うなど、包括的かつ丁寧に支援を行っていくことが重要。
- ※1 本人支援の5領域(「健康・生活」、「運動・感覚」、「認知・行動」、「言語・コミュニケーション」、「人間関係・社会性」)の視点等を踏まえたアセスメントを行うことが必要。
- ※2 個々のこどもに応じた、生活や遊び等の中での、5領域の視点を網羅した支援
- ※3 5領域の視点を網羅した支援(総合的な支援)を行うことに加え、理学療法士等の有する専門性に基づきアセスメントを行い、計画的及び個別・集中的に行う、5領域のうち特定(又は複数)の領域に重点を置いた支援

児童発達支援の内容

①本人支援 「健康・生活」「運動・感覚」「認知・行動」「言語・コミュニケーション」「人間関係・社会性」の5領域の視点を網羅した個々のこどもに応じたオーダーメイドの支援	②家族支援 こどもの成長や発達の基盤となる親子関係や家庭生活を安定・充実させる支援	③移行支援 こどもが、可能な限り、地域の保育、教育等を享受し、その中で適切な支援を受けられるようにしていく支援、同年代のこどもをはじめとした地域における仲間づくりを図っていく支援	④地域支援・地域連携 こどもの育ちや家庭の生活の支援に関わる保健・医療・福祉・教育・労働等の関係機関や障害福祉サービス等事業所等との連携によるこどもや家族の支援
--	---	---	--

児童発達支援の流れ

- 障害児相談支援事業所が、障害児支援利用計画を作成し、その後、児童発達支援管理責任者が、障害児支援利用計画における総合的な援助の方針等を踏まえ、児童発達支援計画を作成し、これに基づき日々の支援が提供される。
- 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援を利用することもと家族のニーズを適切に把握し**(5領域の視点等を踏まえたアセスメント)**、児童発達支援が提供すべき支援の内容を踏まえて児童発達支援計画を作成し**(将来に対する見通しを持ち、こどもや保護者の意思の尊重、こどもの最善の利益の優先考慮の観点を踏まえて作成)**、全ての職員が児童発達支援計画に基づいた支援を行っていくように調整する。作成した児童発達支援計画は、障害児相談支援事業所へ交付する。
- 児童発達支援計画は、概ね6か月に1回以上モニタリングを行うこととなっており、モニタリングの結果に基づき、児童発達支援計画の見直しを行っていく。

関係機関との連携

- 障害のあるこどもの発達支援は、こども本人が支援の輪の中心となり、様々な関係者や関係機関(※)が関与して行われる必要があり、これらの関係者や関係機関は連携を密にし、適切に情報を共有することにより、障害のあるこどもに対する理解を深めることが必要。
※ 市町村、医療機関、保育所や幼稚園、他の児童発達支援センターや児童発達支援事業所、学校や放課後等デイサービス事業所、こども家庭センターや児童相談所、(自立支援)協議会等
- セルフプランにより複数の事業所等を利用することもについては、適切な障害児支援の利用の観点から、利用する全ての事業所間において、こどもの状態や支援状況の共有等を行うなど、特に連携を図ることが重要。

組織運営管理

- **自己評価**については、**従業者評価**及び**保護者評価**を踏まえ、**全職員による共通理解の下**で、事業所全体として行う必要がある。
- **総合的な支援の推進**と**事業所等が提供する支援の見える化**を図るため、**5領域との関連性を明確にした事業所等における支援の実施に関する計画(支援プログラム)**を作成する必要がある。

衛生管理・安全管理対策等

- 衛生管理:感染症対応として、対策を検討する**委員会**の定期的な開催や、**指針**の整備、**研修や訓練**の定期的な実施、**業務継続計画(BCP)**の策定が必要。
- 非常災害対策:非常災害に備えて、消火設備等の必要な**設備**、**具体的計画**の作成や周知、定期的な**避難訓練**、**事業継続計画(BCP)**の策定が必要。市町村が作成する個別避難計画への協力(計画作成に当たっては、こどもの状況等をよく把握している相談支援事業所等の参画が想定されることから、当該相談支援事業所等との間で災害時の対応について意思疎通を図っておくこと)も重要。
- 安全管理対策:**安全計画**の策定、事故発生時の**都道府県・市町村・家族等への報告**、緊急時における対応方法についての**マニュアル**の策定・訓練、**救急対応**に関する知識と技術の習得が必要。

権利擁護

- **虐待防止委員会**の定期的な開催やその結果の職員への**周知徹底**、職員に対する**研修の定期的な実施**やこれらの措置を適切に実施するための**担当者の配置**が必要。
- **身体拘束等の適正化を図る措置**(①身体拘束等の記録、②身体拘束適正化検討委員会の定期開催、③指針の整備、④研修の実施)を講じる必要。

ガイドライン改訂の背景

- 放課後等デイサービスは、平成24年の児童福祉法改正により位置づけられて以降、事業所数約2万箇所、利用者数約30万人と飛躍的に増加(令和4年度)。
- 令和3年から令和5年にかけてとりまとめられた各種報告書や、令和4年の児童福祉法改正により児童発達支援センターが地域の障害児支援の中核的役割を担うことが明確化されたこと、令和5年度のこども家庭庁創設によりこども施策全体の中で障害児支援を進めることとされたこと等を踏まえ、支援の質の確保及びその向上をより一層図るため、放課後等デイサービスにおける支援の内容を示し、一定の質を担保するための全国共通の枠組みとして示しているガイドラインを改訂。

ガイドラインの目的

- 放課後等デイサービスについて、障害のあるこどもやその家族に対して質の高い支援を提供するため、支援の内容や運営及びこれに関連する事項を定めるもの。

こども施策の基本理念

- 全てのこどもは大切にされ、基本的な人権が守られ、差別されないこと。
- 全てのこどもは、大事に育てられ、生活が守られ、愛され、保護される権利が守られ、平等に教育を受けられること。
- 年齢や発達の程度により、自分に直接関係することに意見を言えたり、社会の様々な活動に参加できること。
- 全てのこどもは年齢や発達の程度に応じて、意見が尊重され、こどもの今とこれからにとって最もよいことが優先して考えられること。
- 子育ては家庭を基本としながら、そのサポートが十分に行われ、家庭で育つことが難しいこどもも、家庭と同様の環境が確保されること。
- 家庭や子育てに夢を持ち、喜びを感じられる社会をつくること。

障害児支援の基本理念

- 障害の特性を踏まえたニーズに応じた発達支援の提供(こどものウェルビーイングの向上、エンパワメントを前提とした支援)
- 合理的配慮の提供(社会的なバリアを取り除くための対話・検討)
- 家族支援の提供(家族のウェルビーイングの向上、エンパワメントを前提とした支援)
- 地域社会への参加・包摂(インクルージョン)の推進(一般のこども施策との併行利用や移行に向けた支援、地域で暮らす他のこどもとの交流などの取組)
- 事業所や関係機関と連携した切れ目のない支援の提供(関係機関や関係者の連携による切れ目のない一貫した支援を提供する体制の構築)

放課後等デイサービスの役割

- 学齢期の障害のあるこども又はその可能性のあるこどもに対し、個々の障害の状態や発達の状況、障害の特性等に応じた発達上のニーズに合わせて本人への発達支援(本人支援)を行うほか、こどもの発達の基盤となる家族への支援(家族支援)を行うこと。
- 全てのこどもが共に成長できるよう、学校、特別支援学校、専修学校等と連携を図りながら、小学生の年齢においては放課後児童クラブ等との並行利用や移行に向けた支援を行うとともに、学齢期全般において地域の一員としての役割の発揮や地域の社会活動への参加・交流を行うことができるよう支援(移行支援)を行うほか、こどもや家庭に関わる関係機関と連携を図りながら、こどもや家族を包括的に支援(地域支援・地域連携)していくこと。

放課後等デイサービスの目標

- 生きる力の育成とこどもの育ちの充実
- 家族への支援を通じたこどもの暮らしや育ちの安定
- こどもと地域のつながりの実現
- 地域で安心して暮らすことができる基盤づくりの推進

放課後等デイサービスの方法

- **こどもの発達の過程や障害の特性等に応じた発達上のニーズを丁寧に把握(※1)し理解した上で、全てのこどもに総合的な支援(※2)を提供することを基本としつつ、こどもの発達段階や特性など、個々のニーズに応じて、特定の領域に重点を置いた支援(※3)を組み合わせるなど、包括的かつ丁寧に支援を行っていくことが重要。**
※1 本人支援の5領域(「健康・生活」、「運動・感覚」、「認知・行動」、「言語・コミュニケーション」、「人間関係・社会性」)の視点等を踏まえたアセスメントを行うことが必要。
※2 個々のこどもに応じた、生活や遊び等の中での、5領域の視点を網羅した支援
※3 5領域の視点を網羅した支援(総合的な支援)を行うことに加え、理学療法士等の有する専門性に基づきアセスメントを行い、計画的及び個別・集中的に行う、5領域のうち特定(又は複数)の領域に重点を置いた支援

放課後等デイサービスの内容

①本人支援 「健康・生活」「運動・感覚」「認知・行動」「言語・コミュニケーション」「人間関係・社会性」の 5領域 の視点を網羅した個々のこどもに応じたオーダーメイドの支援を 4つの基本活動を組合せて 提供する。		②家族支援 こどもの成長や発達の基盤となる親子関係や家庭生活を安定・充実させる支援		③移行支援 こどもが、可能な限り、地域において放課後等に行われている多様な学習・体験・活動や居場所を享受し、その中で適切な支援を受けられるようにしていくことや、同年代のこどもをはじめとした地域における仲間づくりを図っていく支援		④地域支援・地域連携 こどもの育ちや家庭の生活の支援に関わる保健・医療・福祉・教育・労働等の関係機関や障害福祉サービス等事業所等との連携による支援	
日常生活の充実と自立支援のための活動		多様な遊びや体験活動					
地域交流の活動		こどもが主体的に参画できる活動					

放課後等デイサービスの流れ

- 障害児相談支援事業所が、障害児支援利用計画を作成し、その後、児童発達支援管理責任者が、障害児支援利用計画における総合的な援助の方針等を踏まえ、放課後等デイサービス計画を作成し、これに基づき日々の支援が提供される。
- 児童発達支援管理責任者は、放課後等デイサービスを利用するこどもと家族のニーズを適切に把握し**(5領域の視点を踏まえたアセスメント)**、放課後等デイサービスが提供すべき支援の内容を踏まえて放課後等デイサービス計画を作成し**(将来に対する見通しを持ち、こどもや保護者の意思の尊重、こどもの最善の利益の優先考慮の観点を踏まえて作成)**、全ての職員が放課後等デイサービス計画に基づいた支援を行っていくように調整する。作成した放課後等デイサービス計画は、障害児相談支援事業所へ交付する。
- 放課後等デイサービス計画は、概ね6か月に1回以上モニタリングを行うこととなっており、モニタリングの結果に基づき、放課後等デイサービス計画の見直しを行っていく。

関係機関との連携

- 障害のあるこどもの発達支援は、こども本人が支援の輪の中心となり、様々な関係者や関係機関(※)が関与して行われる必要があり、これらの関係者や関係機関は連携を密にし、適切に情報を共有することにより、障害のあるこどもに対する理解を深めることが必要。
※ 市町村、医療機関、学校等、他の放課後等デイサービスや児童発達支援事業所、放課後児童クラブ等、こども家庭センターや児童相談所、(自立支援)協議会等
- セルフプランにより複数の事業所等を利用するこどもについては、適切な障害児支援の利用の観点から、利用する全ての事業所間において、こどもの状態や支援状況の共有等を行うなど、特に連携を図ることが重要。

組織運営管理

- **自己評価**については、**従業者評価**及び**保護者評価**を踏まえ、**全職員による共通理解の下**で、事業所全体として行う必要がある。
- **総合的な支援の推進**と**事業所等が提供する支援の見える化**を図るため、**5領域との関連性を明確にした事業所等における支援の実施に関する計画(支援プログラム)**を作成する必要がある。

衛生管理・安全管理対策等

- 衛生管理:感染症対応として、対策を検討する**委員会**の定期的な開催や、**指針**の整備、**研修や訓練**の定期的な実施、**業務継続計画(BCP)**の策定が必要。
- 非常災害対策:非常災害に備えて、消火設備等の必要な**設備**、**具体的計画**の作成や周知、定期的な**避難訓練**、**事業継続計画(BCP)**の策定が必要。市町村が作成する個別避難計画への協力(計画作成に当たっては、こどもの状況等をよく把握している相談支援事業所等の参画が想定されることから、当該相談支援事業所等との間で災害時の対応について意思疎通を図っておくこと)も重要。
- 安全管理対策:**安全計画**の策定、事故発生時の**都道府県・市町村・家族等への報告**、緊急時における対応方法についての**マニュアル**の策定・訓練、**救急対応**に関する知識と技術の習得が必要。

権利擁護

- **虐待防止委員会**の定期的な開催やその結果の職員への**周知徹底**、職員に対する**研修の定期的な実施**やこれらの措置を適切に実施するための**担当者の配置**が必要。
- **身体拘束等の適正化を図る措置**(①身体拘束等の記録、②身体拘束適正化検討委員会の定期開催、③指針の整備、④研修の実施)を講じる必要。

ガイドライン策定の背景

- 平成24年の児童福祉法改正以降、身近な地域で障害児通所支援を受けることができる環境は大きく改善した一方、インクルージョンの取組は十分に推進されてきたとは必ずしも言えない状況にある。
- 令和3年から令和5年にかけてとりまとめられた各種報告書や、令和4年の児童福祉法改正により児童発達支援センターが地域の障害児支援の中核的役割を担うことが明確化されたこと、令和5年度のこども家庭庁創設によりこども施策全体の中で障害児支援を進めることとされたこと等を踏まえ、支援の質の確保及びその向上をより一層図るため、保育所等訪問支援の内容を示し、一定の質を担保するための全国共通の枠組みとして、新たにガイドラインを策定。

ガイドラインの目的

- 保育所等訪問支援について、障害のあるこどもやその家族に対して質の高い支援を提供するため、保育所等訪問支援の内容や運営及びこれに関連する事項を定めるもの。

こども施策の基本理念

- 全てのこどもは大切にされ、基本的な人権が守られ、差別されないこと。
- 全てのこどもは、大事に育てられ、生活が守られ、愛され、保護される権利が守られ、平等に教育を受けられること。
- 年齢や発達の程度により、自分に直接関係することに意見を言えたり、社会の様々な活動に参加できること。
- 全てのこどもは年齢や発達の程度に応じて、意見が尊重され、こどもの今とこれからにとって最もよいことが優先して考えられること。
- 子育ては家庭を基本としながら、そのサポートが十分に行われ、家庭で育つことが難しいこどもも、家庭と同様の環境が確保されること。
- 家庭や子育てに夢を持ち、喜びを感じられる社会をつくること。

障害児支援の基本理念

- 障害の特性を踏まえたニーズに応じた発達支援の提供(こどものウェルビーイングの向上、エンパワメントを前提とした支援)
- 合理的配慮の提供(社会的なバリアを取り除くための対話・検討)
- 家族支援の提供(家族のウェルビーイングの向上、エンパワメントを前提とした支援)
- 地域社会への参加・包摂(インクルージョン)の推進(一般のこども施策との併行利用や移行に向けた支援、地域で暮らす他のこどもとの交流などの取組)
- 事業所や関係機関と連携した切れ目のない支援の提供(関係機関や関係者の連携による切れ目のない一貫した支援を提供する体制の構築)

保育所等訪問支援の役割

- 保育所・幼稚園・認定こども園、小学校・中学校・高等学校、特別支援学校、乳児院、児童養護施設、放課後児童クラブ(以下「保育所等」という。)など、こどもが集団生活を営む施設を訪問し、集団生活への適応のために専門的な支援を行うこと。

保育所等訪問支援の目標

- こどもの集団生活への適応とこどもの育ちの充実
- 成長を喜びあえる土台作りと家族への支援を通じたこどもの暮らしや育ちの安定
- 訪問先施設への支援を通じたこどもの育ちの安定
- 保育所等における全てのこどもの育ちの保障

保育所等訪問支援の方法

- **こどもや家族への面談**や**訪問先施設への訪問**等による**アセスメント**により把握したニーズに基づき、訪問日の日程調整を行った上で、保育所等を**訪問**し、こどもの様子を丁寧**に観察**し、**こども本人に対する支援**(集団生活への適応や日常生活動作の支援など)や**訪問先施設の職員に対する支援**(こどもへの理解や特性を踏まえた支援方法や関わり方の助言など)、**支援後のカンファレンス等におけるフィードバック**(支援の対象となるこどものニーズや今後の支援の進め方など)を提供することを通じて、こどもの**集団生活への適応を支援**するとともに、こどもの**特性を踏まえた関わり方や環境の調整**などについて助言していく。
- こどもは家庭や地域社会における生活を通じて、様々な体験等を積み重ねながら育っていくことが重要であり、訪問支援の実施後は、**家族への報告**を行い、家庭生活において、支援の内容を踏まえたこどもとの関わり方の改善や環境の調整等を促していくとともに、こどもの育ちや家庭の生活の支援に関わる**地域の様々な関係者や関係機関と連携**して支援を進めていくことが重要。

保育所等訪問支援の内容

①こども本人に対する支援 こどもが集団生活の場で安全・安心に過ごすことができるよう、 訪問先施設における生活の流れの中で、集団生活への適応 や 日常生活動作の支援 を行うこと	②訪問先施設の職員に対する支援 訪問先施設のこどもに対する支援力を向上させることができるよう、 こどもの発達段階や特性の理解を促す とともに、 こどもの発達段階や特性を踏まえた関わり方や訪問先施設的环境 等について 助言 を行うこと	③家族支援 家族が安心して子育てを行うとともに、安心してこどもを保育所等に通わせることができるよう、保護者に対し、 訪問先施設におけるこどもの様子 や、 訪問先施設の職員のこどもへの関わり方 などを含め、提供した保育所等訪問支援の内容を伝えること
--	--	--

保育所等訪問支援の流れ

- 障害児相談支援事業所が、障害児支援利用計画を作成し、その後、児童発達支援管理責任者が、障害児支援利用計画における総合的な援助の方針等を踏まえ、保育所等訪問支援計画を作成し、これに基づき支援が提供される。
- 児童発達支援管理責任者は、保育所等訪問支援を利用することもと家族のニーズを適切に把握し、保育所等訪問支援が提供すべき支援の内容を踏まえて保育所等訪問支援計画を作成し(**将来に対する見通しを持ち、こどもや保護者の意思の尊重、こどもの最善の利益の優先考慮の観点を踏まえて作成**)、全ての職員が保育所等訪問支援計画に基づいた支援を行っていけるように調整する。作成した保育所等訪問支援計画は、障害児相談支援事業所へ交付する。
- 保育所等訪問支援計画の「支援目標」及び「支援内容」については、保育所等訪問支援そのものがインクルージョンを推進するものであることを踏まえ、こどもが訪問先施設での生活に適応し、**今の生活と将来の生活の両方を充実**させていく観点から組み立てていく必要がある。
- 保育所等訪問支援計画は、概ね6か月に1回以上モニタリングを行うこととなっており、モニタリングの結果に基づき、保育所等訪問支援計画の見直しを行っていく。

関係機関との連携

- 障害のあるこどもの発達支援は、こども本人を支援の輪の中心として考え、様々な関係者や関係機関(※)が関与して行われる必要があり、これらの関係者や関係機関は連携を密にし、適切に情報を共有することにより、障害のあるこどもに対する理解を深めることが必要。
※ 訪問先施設、市町村、児童発達支援センター、児童発達支援事業所や放課後等デイサービス事業所、こども家庭センターや児童相談所、(自立支援)協議会等、類似事業(地域障害児支援体制強化事業や障害児等療育支援事業)の実施機関
- セルフプランにより複数の事業所等を利用することもについては、適切な障害児支援の利用の観点から、利用する全ての事業所間において、こどもの状態や支援状況の共有等を行うなど、特に連携を図ることが重要。

組織運営管理

- **自己評価**については、**従業者評価、保護者評価**及び**訪問先施設評価**を踏まえ、**全職員による共通理解の下**で、事業所全体として行う必要がある。

衛生管理・安全管理対策等

- 訪問先施設に滞在する間は、訪問先施設の定める運営規程等に従うことが必要であり、事前に訪問先施設に確認の上、ルールやマニュアル等も確認し、訪問する職員に周知徹底しておくことが必要。
- 衛生管理:感染症対応として、対策を検討する**委員会**の定期的な開催や、**指針**の整備、**研修や訓練**の定期的な実施、**業務継続計画(BCP)**の策定が必要。
- 安全管理対策:**安全計画**の策定・訪問先施設との共有、事故発生時の**都道府県・市町村・家族等への報告**、訪問先施設における事故発生時の**対応方法の事前確認**が必要。

権利擁護

- **虐待防止委員会**の定期的な開催やその結果の職員への**周知徹底**、職員に対する**研修の定期的な実施**やこれらの措置を適切に実施するための**担当者の配置**が必要。
- **身体拘束等の適正化を図る措置**(①身体拘束等の記録、②身体拘束適正化検討委員会の定期開催、③指針の整備、④研修の実施)を講じる必要。